

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

【被害想定】

被害項目	想定される被害
負傷者数	2,015人
重傷者数	305人
建物被害 ^{※1}	10,836棟
ゆれによる建物全壊	2,322棟
ゆれによる建物半壊	4,261棟
地震火災 ^{※2}	4,632棟
自力脱出困難者	902人

※1 ゆれによる建物被害と地震火災の想定が異なるため合計値は合わない。

※2 地震火災による建物被害には、焼失した建物に倒壊した建物を含まない。

第1節 現状と課題

1. 市の初動対応

市の地域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、非常配備態勢を発令する必要があると認めるときは、迅速に災害対策活動を実施できるよう状況に応じて小平市災害対策本部を設置する。また、市において震度5強以上の地震が発生したときは、自動的に職員が参集する体制を整備している。

東日本大震災では、市において甚大な被害は発生しなかったが、市内の被害状況の把握や、その後の被災地支援、計画停電への対応のため小平市災害対策本部を設置した。また、被災地においては、自治体自身が被災し市の初動体制に遅れが発生した例もあった。

現行の被害想定では、多くの被災者等が発生することが想定されていることから、こうした教訓・経験を踏まえ、より効率的・かつ効果的な初動体制を検討する必要がある。

2. 広域的な視点を踏まえた連携体制

市では災害時において円滑な協力が得られるよう、市内民間事業者との協力協定、近隣各市及び都外自治体との災害時相互応援協定を締結している。また、応急対策に不足する物資・人員を都等に対し広域的な対応を要請できるよう連絡、連携体制を構築している。

初動時における緊急物資等の調達や各種応急対策については、市内民間事業者の協力が不可欠であることから、平常時より訓練などを通じて連絡・連携体制を構築し、災害時の協力体制の実効性を高める必要がある。

また、広域的な物資調達や広域避難などについては、市を超えた対応が求められることから、近隣市、災害時相互応援協定締結市、全国市長会及び都等と円滑な連携を図るため、広域連携体制の実効性を高める必要がある。

3. 受援体制の構築

平成7年の阪神・淡路大震災をきっかけに災害対策基本法が改正され、自治体間等の相互応援に関する協定の締結等により、協力体制の整備、充実を図ることなどが規定された。それ以降も、度重なる震災等の教訓として受援体制の重要性が指摘されている。

市においても、都内市町村や都外自治体をはじめ様々な関係団体と災害協定を締結し、災害時の人的不足等に備えてきた。

しかし、災害時に医療救護活動や避難者支援、復旧・復興活動を迅速に実施するためには、応援機関の活動拠点や資器材等の置き場所、応援機関との役割分担のあり方などの事前の整理が必要であり、これらを踏まえた受援体制を構築する必要がある。

また、庁内の応急対策業務の受援ニーズを的確に把握する体制を整備する必要がある。

第2節 取組の方向性

1. 初動対応体制の再構築

市と警察・消防等の関係機関や災害協定を締結している事業者等と一体となって活動できるよう、更なる連携強化を図る必要がある。

また、市庁舎が被災した場合に備え、現在計画中の（仮称）新建物にて災害対策本部の運営について本庁舎を補完する機能を整備することや、災害対策本部の組織についても、震災時において確実に応急・復旧対策を遂行できるよう再構築する。

2. 広域的な視点を踏まえた連携体制の構築

災害時において迅速に緊急物資等の調達や各種応急対策を行うため、民間事業者との災害時の協力体制の構築に努めるとともに、総合防災訓練等により連絡・連携体制の強化を図る。

また、広域的な物資調達や広域避難などについて、災害時相互応援協定締結市や都等との連携体制を構築する。

3. 受援体制の構築

市が被災した場合、市職員だけで災害対応を行うことは、過去の災害の教訓からも困難であることから、災害対応に必要な職員等を早期に確保するため、躊躇なく応援要請を行う必要がある。

そのためには、庁内の応急対策業務の受援ニーズを的確に把握し、応援要請を行い、職員を受け入れるための体制を整える必要があることから、受援に関するマニュアル等を整備していく。

第3節 具体的な取組

《予防対策》

《対策一覧》

- 1 初動対応体制の整備
- 2 業務継続体制の確保
- 3 消火・救助・救急活動体制の整備
- 4 広域連携体制の構築
- 5 応急活動拠点の整備

1. 初動対応体制の整備

1-1. 災害対策活動拠点となる庁舎等の整備、維持管理

図表 II-151 市庁舎等の概要

項 目	市 庁 舎	2 階 建 車 庫 (2層3段)	健 康 福 祉 事 務 セ ン タ ー	そ の 他
構 造	鉄 骨 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 地上8階/地下2階	—	鉄筋コンクリート造	—
面 積	敷 地	14,623.98 m ²	—	—
	延 床	17,452.54 m ²	2,474.69 m ²	1623.88 m ² 528.63 m ²

図表 II-152 市庁舎の設備

設 備 別	概 要
電 気 設 備	高圧受変電設備 6.6kV、契約電力590kW
発 電 設 備	非常用発電設備300kVA、 発電のための軽油備蓄量490L (全負荷運転で7時間)
給 水 衛 生 設 備	上水受水槽60m ³
雨 水 槽	満水時80m ³ (大型車庫下)

図表 II-153 健康福祉事務センターの設備

設 備 別	概 要
電 気 設 備	高圧受変電設備 6.6kV、契約電力32kW
発 電 設 備	非常用発電設備80kVA、 発電のための軽油備蓄量60L (全負荷運転で2.9時間)
給 水 衛 生 設 備	上水受水槽7.5m ³

図表 II-154 その他の市施設の概要

項 目	地 区 内 輸 送 拠 点			応 急 救 護 施 設	
	東部市民センター	西部市民センター	小平市民総合 体 育 館	健 康 セ ン タ ー	
構 造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)	鉄筋コンクリート造	
	地上3階	地上2階	地上4階	地上4階/地下1階	
面積	敷地	2,203.73 m ²	2,500 m ²	3,591.11 m ²	1,631.06 m ²
	延床	1,661.90 m ²	2032.57 m ²	8,176.46 m ²	3,259.48 m ²

図表 II-155 健康センターの設備

設 備 別	概 要
電 気 設 備	高圧受変電設備 6.6kV、契約電力123kW
発 電 設 備	非常用発電設備77kVA、 発電のための軽油備蓄量20L (全負荷運転で2時間)
給 水 衛 生 設 備	上水受水槽7m ³ 、高架水槽2.1m ³
雨 水 槽	満水時130m ³

1-2. 職員の災害対応能力の向上

震災等大規模災害発生時の非常配備態勢の円滑な実施を期するため、職員の災害対応能力の向上を図る。

図表 II-156 職員の災害対応能力の向上

主 体	内 容
職 員	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 初動期の市職員情報連絡体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 休日・夜間等の勤務時間外に災害が発生した場合に、職員の動員、配備等の連絡手段を確保するため、職員の電話番号の把握や、職員間の携帯電話メールを用いた通信体制の整備を行う。 ・ 勤務時間中に災害が発生した場合に備え、災害伝言ダイヤルや災害用伝言板等による家族等の安否確認実施方法を職員に周知する。 ◆ 応急・復旧対策を初動から円滑に実施できるよう、本地域防災計画に基づき、具体的な応急・復旧対策について各災対部においてマニュアルを作成し、職員へ周知する。 ◆ 職員研修等を通じ、職員の防災に関する知識の向上を図る。 ◆ 職員を対象とした訓練を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時通信連絡訓練 ・ 緊急初動要員訓練 ・ 災对本部員訓練 ・ 職員参集訓練

1-3. 災害発生時の受援体制の整備

図表 II-157 災害発生時の受援体制の整備に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課、職員課)	◆ 災害発生時には、他府県・市区町村等から人的支援を受けることとなり、それら支援を受入れるための市の受援体制を構築する。

1-4. 防災訓練の実施

図表 II-158 防災訓練の実施に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課)	◆ 市は、地域における第一次の防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会をとらえ、訓練を実施する。

(1) 総合防災訓練の実施

図表 II-159 総合防災訓練の実施概要

項目	内容
実施主体	◆ 防災危機管理課
位置づけ	◆ 震度6弱以上の大地震を想定し、小平市、関係機関及び地域住民が一体となって実効性のある総合的、有機的な訓練を実施する。
実施目的	◆ 訓練では、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画に基づく応急対応の習熟と防災意識の高揚を図る。
参加対象	◆ 市、指定地方行政機関、防災機関、自衛隊、事業者、都、市民等
訓練項目	《災害対策本部運営訓練》 ◆ 災害対策本部運営訓練 ◆ 災害情報連絡訓練 ◆ 災害広報訓練 《防災機関活動訓練》 ◆ 広域応援訓練 ◆ 交通対策訓練 ◆ 消防活動訓練 ◆ 避難活動訓練 ◆ 救出救助・救急救護訓練 ◆ 災害医療対策訓練 ◆ 給食給水訓練 ◆ 緊急物資輸送訓練 ◆ 生活関連施設応急復旧訓練 《市民等参加訓練》 ◆ 避難所運営訓練 ◆ 体験訓練 《地域活動訓練》 ◆ 地区別防災訓練 ◆ まちぐるみ防災総点検 ◆ 学校・福祉施設等対策訓練

(2) その他、市が実施する防災訓練

図表 II-160 その他、市が実施する訓練の概要

訓練名	内容
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 防災危機管理課 ◆ 関係各課 ◆ 教育委員会
地域防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自主防災組織、自治会等を単位とする訓練及び複数の組織の連合による訓練を警察署、消防署及び消防団の協力のもとに実施する。
職員参集訓練	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 職員の本部、各地区等の非常配備体制を確保し、各防災機関及び市民等との連携を図るために実施する。 ◆ 参集にあたっては、交通機関、交通用具を制限又は禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練とする。 ◆ 訓練項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常参集訓練、指令伝達訓練、本部運営訓練
無線通信訓練	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 震災時においては、情報伝達・収集に必要な有線通信が不通又は利用困難な状況に陥ることが予想されることから、防災無線による通信の要領、機器操作の習熟及び市民への情報伝達、関係機関相互の情報伝達・収集のため、次の2種類の訓練を実施する。 ◆ 予知対応型訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒宣言の発令を想定し、本部と各施設、学校、防災関係機関との通信訓練 ◆ 発災対応型訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生を想定して実施する本部と各施設、学校、防災関係機関との情報伝達訓練 ◆ 訓練項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部の設置、災害対応措置、被害状況報告、応急活動の実施、応急措置の要請等 ◆ 訓練実施時期 <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月1回及び随時
小・中学校等の防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 教育委員会指導のもと、定期的に訓練を行う ◆ 訓練の目的 <ul style="list-style-type: none"> ・ 震災に対して、沈着、冷静、敏速に行動することの意味や必要性を理解させ、身の安全を守る動作と方法を身につけさせる。 ・ 避難の実践を通して、災害予防の意識を高め、安全体制をつくる。 ・ 集団行動を通じて、規律と協力の精神を養い、積極的な協力と実践する態度を育てる。
小平市消防団による訓練	<p>《訓練の概要・実施方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 小平市消防団年間主要行事計画に基づき実施する。 ◆ 防災週間等をとらえ、町会、自治会等と総合的に実施する。 <p>《訓練項目》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 情報活動訓練 ◆ 部隊編成訓練 ◆ 消火・救出・救護訓練 ◆ 消防隊との連携訓練

	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自主防災組織及び東京消防庁災害時支援ボランティア等各種団体との連携訓練 ◆ 地域住民との協働による消火、救出救護訓練
--	---

(3) 関係機関による防災訓練

① 東京消防庁小平消防署

震災消防活動能力の向上を図るため震災消防訓練を実施するとともに、年1回、全庁的に総合震災消防訓練を実施する。

また、震災時の各種災害に対処するため、署、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、事業所、住民等を対象として、様々な機会をとらえ、各機関との連携及び住民との協働による活動を重視した総合訓練を実施する。

図表 II-161 東京消防庁小平消防署が実施する震災消防訓練の概要

関係機関	内 容
東 京 消 防 庁 小 平 消 防 署	<p>《訓練項目》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常招集命令伝達訓練 ・ 参集訓練 ・ 初動処置訓練 ・ 情報収集訓練 ・ 通信運用訓練 ・ 署隊本部等運営訓練 ・ 部隊編成訓練 ・ 部隊運用訓練 ・ 火災現場活動訓練 ・ 救助・救急活動訓練 <p>《参加機関》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市、防災機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、他消防本部、協定締結団体等

図表 II-162 東京消防庁小平消防署が実施する連携訓練の概要

連携先	内 容
東京消防庁災害時 支援ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実施時期及び場所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災予防運動、防災週間及びボランティア週間などをとらえ、講習会、総合訓練等を積極的に実施する。 ◆ 訓練項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急救護訓練、災害情報提供訓練、消火訓練、救出・救助訓練、その他訓練
市 民 等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実施時期及び場所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的訓練は、年間防災訓練計画を作成し実施するほか、火災予防運動、防災週間及び防災とボランティア週間などをとらえ、随時実施する。総合訓練は年1回以上実施する。 ◆ 訓練項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急救護訓練、災害情報提供訓練、消火訓練、救出・救助訓練、その他訓練
事 業 所	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実施時期及び場所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防計画等に基づいて訓練計画を樹立し、事業所防災訓練を実施する。そのうち一連の訓練を総合訓練として実施する。 ◆ 訓練項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出火防止訓練、防護訓練、消火訓練、救出・救助訓練、応急救護訓練、避難訓練、情報提供訓練
医 療 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実施時期及び場所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年3月に市内の医療機関において、連携した訓練を実施する。 ◆ 訓練項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場救護所等の設置・運営訓練、傷病者の緊急度に応じた分類（トリアージ）及び応急処置並びに搬送訓練
協 定 締 結 等 の 民 間 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実施時期及び場所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災予防運動期間等において連携した訓練を実施する。 ◆ 訓練項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消火用水の搬送及び消火活動支援訓練、救急救助資器材の搬送・活用訓練

② 警視庁小平警察署

図表 II-163 警視庁小平警察署が実施する訓練の概要

関係機関	内容
警 視 庁 小 平 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 訓練の概要・実施方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 9月1日の震災警備総合訓練及び、宿直時間帯における初動措置訓練等、年間を通じて随時実施する。 ・ 防災週間等をとらえ、町会、自治会等と協力し、総合的に実施する。 ◆ 訓練項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警備要員の召集及び部隊編成訓練 ・ 情報収集伝達訓練 ・ 各級警備本部設置 ・ 交通対策訓練 ・ 避難誘導訓練 ・ 広報訓練 ・ 救出救助訓練 ・ 通信伝達訓練 ・ 装備資器材操作訓練 ◆ 参加機関 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都、防災機関、自主防災組織、市民、交通規制支援ボランティア、事業所等

③ 下水道施設の復旧等に関する訓練

図表 II-164 下水道施設の復旧等に関する訓練の概要

参加機関	訓練項目	実施時期及び場所
都 下 水 道 局 多 摩 3 0 市 市 町 村	◆ 流域下水道本部と多摩30市町村との情報連絡訓練（被災情報の連絡訓練、支援要請の連絡訓練、支援内容の連絡訓練など）	◆ 毎年1回実施する。
都 下 水 道 局・ 小 平 市	◆ 水再生センターへのし尿の搬入・受入れ訓練	◆ 毎年1回、清瀬水再生センターにおいて実施する。
都 国 土 交 通 省 関 連 県・市 ほか	◆ 関東ブロック情報連絡訓練（被害情報の連絡訓練、支援要請の連絡訓練、支援内容の連絡訓練）	◆ 想定する被災都県を変えて、毎年7月に1回実施する。

④ 指定公共機関等の訓練

指定公共機関は、各事業者の業務計画に基づき防災訓練を実施する。

図表 II-165 指定公共機関が実施する訓練の概要

関係機関	内容
鉄 道 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 車両脱線復旧訓練 ◆ 旅客の救急措置訓練 ◆ 情報伝達訓練 ◆ 避難誘導訓練
放 送 事 業 者	◆ 情報連絡・組織連絡訓練

	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 放送施設の保守・運用等 ◆ 震災時特別番組制作のための訓練 ◆ 非常無線・備品の点検
その他の機関	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 非常参集 ◆ 情報連絡訓練 ◆ 避難誘導訓練 ◆ 施設の応急復旧訓練

2. 業務継続体制の確保

市は、災害に備えて平常時から救出体制や災害医療体制の整備などを行い、災害が発生した場合に、市民の生命、財産を守ることを目的に、消火、救助、救急などの応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。

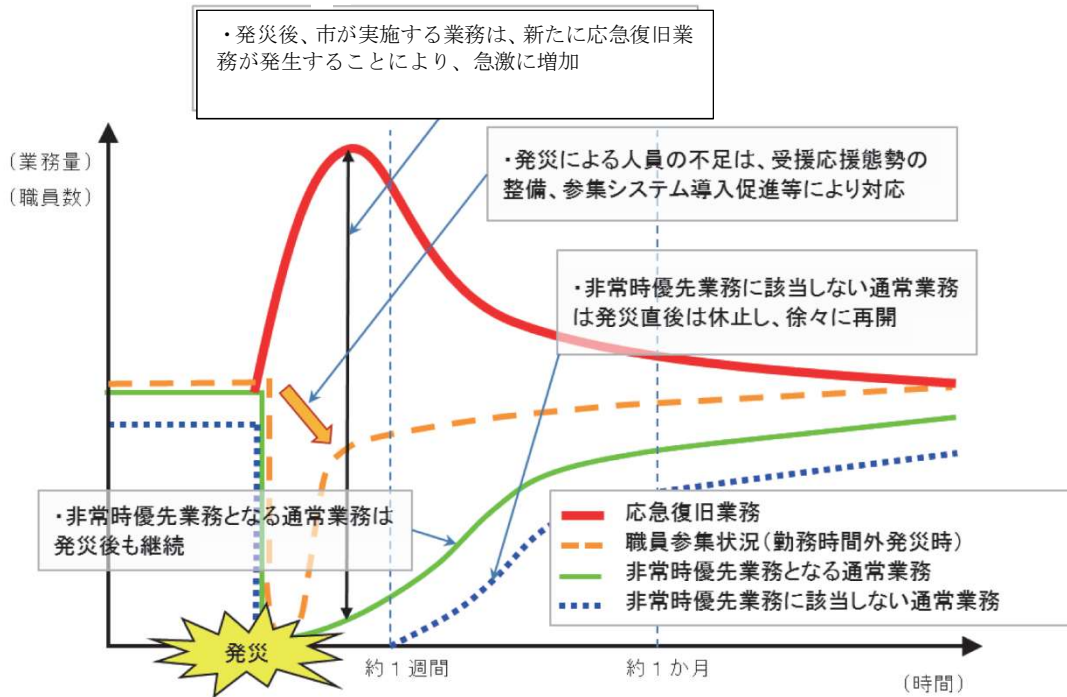
大規模災害が発生した場合、市は、応急対策や復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うとともに、災害時においても継続して行わなければならない通常業務にも従事する必要がある。

市自らも被災し、利用できる資源に制約がある状況下に置かれる場合に備えて、市では、「小平市業務継続計画（震災編）」を策定している。今後計画の再検討を行い、大規模災害発生時に優先的に実施する業務と、これを実施するために必要な執行体制、執行環境、必要な資源の確保等実効性の向上に努め、業務の継続性を確保していく必要がある。

【BCP（Business Continuity Plan）】

- ◆ 大規模災害発生時に優先的に取り組むべき重要業務（以下、「非常時優先業務」という。）をあらかじめ特定し、業務を実施するために必要な執行体制や執行環境、継続に必要な資源を確保すること等、大規模災害発生時においても適切な業務遂行を確保するための対応方針を計画として作成するもの。
- ◆ 市のBCPの実効性確保するために、以下の3つの基本姿勢が重要である。
 - ・ 全庁を挙げた災害対応態勢を直ちに確立する。
 - ・ 非常時優先業務を確実に実施する。
 - ・ 通常業務は原則として休止する。
- ◆ 事業継続の取組が持つ特徴
 - ・ 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、非常時優先業務を絞り込むこと。
 - ・ 非常時優先業務の特定にあたっては、業務の継続に著しい影響を与えかねない最大規模の被害を引き起こす災害を想定し、想定とは異なる災害についても、最大規模の災害を想定した非常時優先業務を基本として、災害の種類や規模に応じた対応ができるよう、実効性の確保に向けた取組を推進していくこと。
 - ・ 非常時優先業務は、全ての業務を洗い出し、タイムラインに応じて着手すべき業務を絞り込み、特に発災後1か月以内に着手する業務を非常時優先業務として区分する。
 - ・ 各非常時優先業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
 - ・ 非常時優先業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。
 - ・ BCPに定める主な内容としては、権限の代行、職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、情報通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の特定、受援応援体制の整備、執行環境の確保など、発災時の業務継続の上で欠かすことのできない要素を含んでいること。

図表 II-166 BCP策定による事業の確保と早期復旧のイメージ



3. 消火・救助・救急活動体制の整備

市及び関係機関は、災害時に消火・救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため、必要な体制を整備する。

図表 II-167 消火・救助・救急活動体制の整備に関して小平市、関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
小平市 (防災危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 消防署と連携し、消防団の教育訓練を実施する。 ◆ 災害時に必要な装備、資器材の充実強化を図る。
警視庁 小平警察署	<p>《災害時の装備・資器材の充実強化》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動ができるようにする。 ◆ 発災時に迅速な救出救助活動が実施できるよう、警察署に平素から、機動隊等のレスキュー隊経験者を中心とした救出救助部隊を編成し、各種訓練を反復、継続して実施することにより、署員の災害対処能力の向上に努める。 ◆ 大震災等発災時における集団警備力としての機動隊の更なる災害対応力の向上を図るため、被災者の救出救助等に関する実践的・効果的訓練を行うとともに、各種震災対策用資器材の整備を図る。 <p>《緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 発災直後から緊急自動車専用路を速やかに確保するため、継続して交通規制訓練を実施するとともに、交通規制用資器材の整備を図る。
東京消防庁 小平消防署	<p>《災害時の装備・資器材の充実強化》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 東京消防庁は、本部庁舎をはじめとして10消防方面本部、81消防署、3分署、208消防出張所に消防職員18,661名を擁し、ポンプ車、化学車、はしご車、救助車、救急車、消防艇、ヘリコプター等2,078台を配備するなど災害に備えている(令和2年4月1日現在)。 ◆ 小平消防署は、1消防署、2消防出張所に消防職員等178人を配置し、ポンプ車、はしご車、救急車等20台を配備するなど災害に備えている(令和3年4月1日現在)。 ◆ 平常時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の計画等を策定し、有事即応体制を確立する。 ◆ 震災時等に重機等の特殊な車両や資器材の円滑な活用が図れるよう、平時から技術者養成や訓練を継続して行うことで更なる災害対応力の向上に努める。 ◆ 長期間に及ぶ消防活動を間隙なく継続するため、震災時等における職員の後方支援体制や、消防車両の整備体制の充実強化を図る。 <p>《関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員の教育訓練をさらに充実する。 ◆ 高度救急資器材や消防隊用急救助護資器材を活用し、救急現場

	<ul style="list-style-type: none"> ◆ での救命効果向上を図る。 ◆ 傷病者の速やかな搬送及び市民への情報提供を的確に行うため、「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」を活用し、医療情報収集体制の強化を図る。 ◆ 緊急消防援助隊など全国からの応援部隊の受入れや平常時の消防隊の訓練などが可能な総合的な防災拠点を活用し、災害対応力の強化を図る。
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 東日本大震災の教訓等を踏まえ、災害派遣に関する各種計画等を修正する。 ◆ 東京都や関係機関等と連携した実践的な防災訓練の実施・参加により、連携強化を図る。

4. 広域連携体制の構築

4-1. 他市町村との応援協定締結の促進

図表 II-168 他市町村との応援協定締結の促進に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 近隣・遠隔市町村との協定締結の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、東日本大震災の課題と教訓を踏まえ、同時被災の可能性や、速やかな応援実施の観点から、他市町村との災害時相互応援協定の締結を進める。 ・ 協定締結自治体との顔の見える関係を日常的に構築するとともに、災害時を想定した応援要請・受援・応援訓練を実施する。 ◆ 円滑な応援・受援のため、協定において明確にすべき内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援の具体的な内容 ・ 応援実施の判断 ・ 応援要請の手続き・方法

図表 II-169 他市町村との災害時応援協定締結状況（令和3年4月現在）

協定締結先	締結年月日	主な内容
埼玉県狭山市	平成8年1月19日	◆ 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供等
東京都26市3町1村	平成8年3月1日	◆ 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供等
立川市	平成12年3月1日	◆ 避難場所の相互利用等
北海道小平町	平成14年8月24日	◆ 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供等
国分寺市	平成15年10月31日	◆ 避難場所の相互利用等
岡山県井原市	平成24年3月23日	◆ 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその他必要な資機材の提供等
富山県小矢部市	平成24年12月25日	◆ 食料、飲料水及び生活必需物資

		並びにその他必要な資機材の提供等
--	--	------------------

※連絡先については、図表Ⅱ-195（P.Ⅱ-161）参照。

4-2. 民間団体との応援協力体制の確立

図表Ⅱ-170 民間団体との協力体制確立に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市及び関係防災機関は、その所掌事務に関係する民間団体に対し、震災時に積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努める。 ◆ 民間団体の市に対する協力内容、協力申請手続き、費用弁償等をあらかじめ明らかとする災害協力協定の締結を進める。 ◆ 各部はその所掌事務に関し、関係する団体とあらかじめ協議して、これら団体の市に対する詳細な協力内容、協力方法、協力要請手続き等を明らかにし、震災時に積極的な協力が得られるよう努める。

※民間団体との協定締結状況については第1章参照（P.Ⅱ-15）。

4-3. 公共的団体との応援協力体制の確立

図表Ⅱ-171 公共的団体との協力体制確立に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市域における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連携を密にし、その機能を震災時に十分発揮できるよう体制を整備する。 ◆ 住民の相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。 ※公共的団体とは、医師会、歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合等をいう。

※公共的団体等との協定締結状況については第1章参照（P.Ⅱ-15）。

4-4. 東京都が締結する応援協定への協力

市は、都が締結する下記の応援協定に際し、必要な協力を実施する。また、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、総務省及び関係機関が協力して、全国の地方公共団体の人的支援を最大限活用して被災市区町村を支援することとなっている。

図表Ⅱ-172 東京都が締結する応援協定（令和3年3月現在）

関係機関	内容
九都県市	◆ 「九都県市災害時相互応援に関する協定」
全国知事会	◆ 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」（平成24年5月改正）
21大都市	◆ 「21大都市災害時相互応援に関する協定」

5. 応急活動拠点の整備

5-1. オープンスペースの確保・整備

震災時においては、オープンスペースを有効に活用することで、避難誘導、救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を迅速かつ効率的に行い、人命の保護と被害の軽減が図れるとともに、震災後の生活の再建と都市復興を円滑に進めることができる。

そのため都は、事前にこれら活動の拠点等となる土地及び家屋の確保に努めることを震災対策条例で定めている。

図表 II-173 オープンスペースの確保に関して小平市、東京都関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課)	◆ 都と連携して、利用可能なオープンスペースの確保及び具体的な使用方法について検討する。
東京都 (総務局)	◆ 都内の利用可能なオープンスペースを市並びに関係機関と協議の上、把握し具体的な使用方法等を確立する。 ◆ 震災時の応急対策活動が円滑に行えるよう、活動拠点やアクセス機能の整備について、施設管理者が都及び関係区市町村の協力の下に取り組むとともに、都と施設管理者は、発災時の使用に係るマニュアル等を作成する。

5-2. ヘリコプター活動拠点の確保

図表 II-174 ヘリコプター活動拠点の確保に関して小平市、東京都関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課)	◆ 都と連携して、ヘリコプターの緊急離着陸場の確保に努める。 《災害時臨時離着陸場候補地》 ・ 市立中央公園（津田町1-1） ・ 丸井総合グラウンド（花小金井8-25） ・ 千代田区グラウンド（花小金井南町3-2-7）
東京都 (総務局)	◆ 迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場を国や市及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保する。 ◆ 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場については、都が指定する災害拠点病院から概ね5km 以内の陸路地点に医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場を選定する。

5-3. 大規模救出救助活動拠点等の整備

市は、都が自衛隊、警察災害派遣隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）及びその他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプのためのオープンスペースをあらかじめ確保することについての協力体制を整える。

図表 II-175 大規模救出救助活動拠点等の確保に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (防災危機管理課)	<p>《小平市近隣における大規模救出救助活動拠点の候補地》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 都立の3か所の公園が候補地となっており、立川地域防災センターを中心とした立川防災基地の諸機能をひとつの拠点としている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都立小金井公園 ・ 都立東村山中央公園 ・ 都立東大和南公園 ・ 都立川地域防災センター <p>《ヘリコプター活動拠点の確保への協力》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市は、都が迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場所等、活動拠点を確保するにあたり、協力を行う。

5-4. ヘリサインの整備

ヘリサインは震災時に、被災地上空から被災状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携し、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うための、応援航空部隊の道しるべとして、また、避難所など災害対策上重要な施設を上空から即時に特定する上で、重要な役割を果たす。

図表 II-176 ヘリサインの設置に関して小平市、東京都関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (施設所管課)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都と連携して、市の所有する建築物等の屋上にヘリサイン表示を行うよう努める。
東 京 都 (総務局)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都立建築物の屋上へ、ヘリコプターから視認できる施設名を表示する取組を進める。 ◆ 著名建築物等の既存のランドマークを活用し、視認性を向上させる方策を検討するなど、広域航空部隊の円滑な活動の実現に向け、必要な取組を進めていく。 ◆ ヘリサインの整備に当たっては、「九都県市首脳会議防災対策委員会による申し合わせ」を基準にする。

《応急対策》

《対策一覧》

- 1 初動態勢
- 2 防災会議の開催
- 3 消火・救助・救急体制
- 4 応援協力・派遣要請
- 5 応急活動拠点の調整

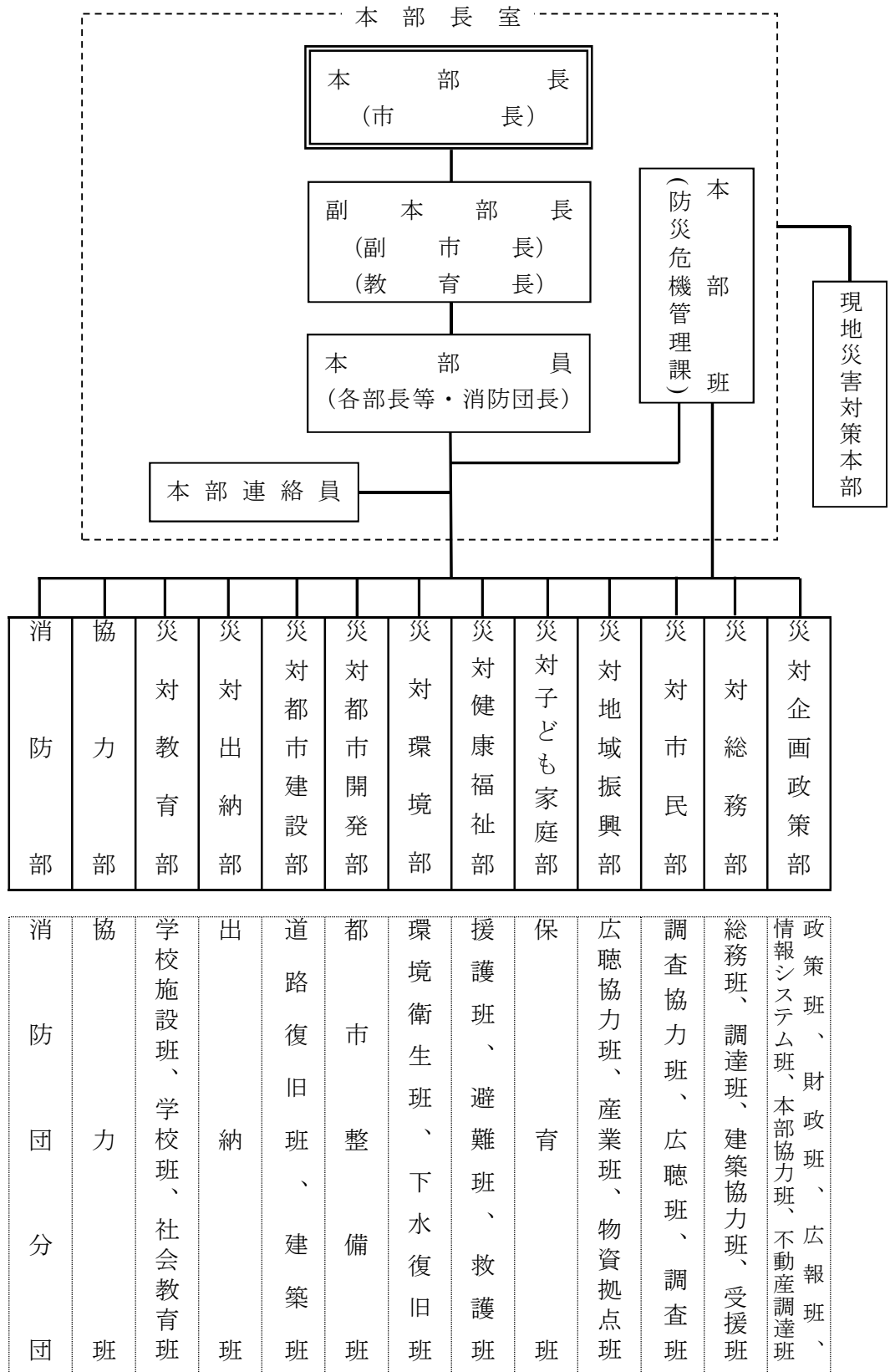
1. 初動態勢

図表 II-177 災害対策本部の初動態勢等

機 関 名	発災	1 h	2 4 h	7 2 h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
小 平 市 災 害 対 策 本 部	○本部の設置			
	○情報収集	→		
	○非常配備態勢の発令			
	○緊急初動要員の参集			
	○本部員の参集			
	○一般職員の参集			
	○都知事を通じ自衛隊の災害派遣要請			
	○報道発表（以後、適宜発表）			→
○第1回本部会議（以降、適宜開催）			→	
○災害救助法の適用				

1-1. 小平市災害対策本部の組織

図表 II-178 小平市災害対策本部の組織



図表 II-179 小平市災害対策本部の組織

<p>《小平市災害対策本部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 小平市災害対策本部（以下「市本部」という）は、本部長室、部を持って構成する。 ◆ 本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。 ◆ 本部長は、災害応急対策のため必要があると認めるときは、現地災害対策本部を置く。 <p>《現地災害対策本部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長とする。 ◆ 現地災害対策本部副本部長は、本部長が指名する本部の職員をもって充てる。 ◆ 現地災害対策本部に、現地災害対策本部員を置き、本部長が指名する者をもって充てる。

1-2. 小平市災害対策本部の設置

（1）小平市の取り組み

図表 II-180 小平市災害対策本部の設置

<p>《市本部の設置》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市長は、市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため、必要があると認めるときは、小平市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置する。 ◆ 市本部の組織及び運営については、災害対策基本法、小平市災害対策本部条例、同条例施行規則及び小平市災害対策本部運営要綱により定めるところによる。 <p>《関係機関への通知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災対調整部長は市本部が設置されたときは、ただちにその旨を副本部長、本部員及び都（総務局総合防災部）に通知しなければならない。また、必要があると認めるときは、次に掲げるものに対して、市本部の設置を通知するとともに、市民へ周知するよう災対企画政策部長へ指示する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小平警察署長 ・ 小平消防署長 ・ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長 ・ 隣接市長 ・ その他の防災関係機関の長又は代表者 ◆ 企画政策部長は、市本部が設置されたときは、ただちにその旨を報道機関に発表する。 ◆ 各部長は、災対調整部長から市本部の設置の通知を受けた場合、その旨を所属職員に周知徹底する。 ◆ 市本部が設置された場合は、市庁舎玄関又は適当な場所に「小平市災害対策本部」の標示を掲出する。 <p>《現地災害対策本部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 本部長は、市域において地震による局所的な被害が生じた場合で、被災地において機動的かつ迅速な応急対策等の実施が必要であると認められた場合は、「小平市大規模事故発生時の対処マニュアル」に基づき現地災害対策本部を設置する。 ◆ 設置場所は、災害現場又は東部・西部市民センター等の市が管理する施設等とする。
--

1-3. 小平市災害対策本部の運用

(1) 小平市の取り組み

図表 II-181 小平市災害対策本部の運用

《災害対策本部の運用》									
◆	本部長室は、市本部が設置されたとき、原則として災害対策本部室（市庁舎3階）に直ちに設置する。								
◆	本部長は市長とし、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。								
◆	副本部長は、副市長、教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。								
・	副本部長が本部長の職務を代理する場合は次の順位とする。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1</td> <td>総務部に関する事務を担当する副市長である副本部長</td> </tr> <tr> <td>第2</td> <td>他の副市長である副本部長</td> </tr> <tr> <td>第3</td> <td>教育長である副本部長</td> </tr> </tbody> </table>	順位	職	第1	総務部に関する事務を担当する副市長である副本部長	第2	他の副市長である副本部長	第3	教育長である副本部長
順位	職								
第1	総務部に関する事務を担当する副市長である副本部長								
第2	他の副市長である副本部長								
第3	教育長である副本部長								
◆	市本部員は、各部長、担当部長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、消防団長及び本部長が市の職員から指名した者をもって充てる。								
◆	本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室の構成員以外の職員のうちから本部員を指名することができる。								
◆	市本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事するとともに、所管する部の事務を統括する。								
◆	市本部員は、所管する各部における次の事項について、速やかに本部長に報告する。								
・	調査把握した被害状況等								
・	実施した応急措置の概要								
・	今後実施しようとする応急措置の内容								
・	本部長から特に指示された事項								
・	その他必要と認められる事項								
◆	本部長室は、災対調整部長が運営を統括し、本部班班長が補佐する。								
◆	本部長室の庶務は本部班が行う。								
《本部長室の所掌事務》									
◆	本部長室は、次の事項について市本部の基本方針を審議策定する。								
・	本部の非常配備態勢の発令及び廃止に関すること								
・	重要な災害情報の収集及び伝達に関すること								
・	避難指示等に関すること								
・	都及び公共機関に対する応援の要請に関すること								
・	近隣市との相互応援に関すること								
・	災害救助法の適用の要請に関すること								
・	公用令書による公用負担に関すること								
・	災害対策に要する経費の処理方法に関すること								
・	その他、重要な災害対策に関すること								
《災害対策調整部長の所掌事務》									
◆	災対調整部長は、本部長の命を受け、次に掲げる事務を行う。								
・	災害対策の総合調整に関すること								
・	各防災機関との総合調整に関すること								
・	災害対策本部会議及び部班長会議の運営に関すること								
・	災害関連情報の総括に関すること								
・	防災行政無線の統制及び活用に関すること								
・	避難指示等その他本部長命令の伝達に関すること								

- ・ 都、他の市町村及び防災関係機関等との連絡調整に関すること

《災害対策本部会議の運用》

- ◆ 本部長は、本部の所掌事務について審議する必要があるときは、副本部長及び本部員を本部長室に招集し、災害対策本部会議を開催する。
- ◆ 本部長は、特に必要があると認められるときは、本部員以外の者の出席を求める。
- ◆ 各部長は、その所掌事務に関し、災害対策本部会議に付議すべき事項があるときは、速やかに災害対策本部会議に付議する。
- ◆ 災害対策本部会議は原則として災害対策本部室で開催する。ただし、災害対応等の状況により、庁議室（市庁舎3階）又は大会議室（市庁舎6階）等で開催する。

《部班長会議》

- ◆ 本部長は、部相互間の連絡調整を図る必要があると認めるとき、又は各部長及び副部長並びに班長から要請があったときは、部班長会議を開くものとする。

《本部員代理について》

- ◆ 本部員に事故がある場合に備え、部所属の職員のうちから本部員の職務を代理する職員（本部員代理という。）をあらかじめ指定するものとする。
- ◆ 本部員代理は、災害発生時に本部員が参集するまでの間、本部の指示や応急対策について職員を指揮するなど本部員の職務を代理する。

《本部連絡員等について》

- ◆ 本部連絡員は、部長が部署属の職員のうちから複数指名し、本部長室と部及び部班相互間の連絡調整にあたる。
- ◆ 本部連絡員は、本部が設置されている間交代で勤務し、災対調整部長の指示があるまで退庁することができない。
- ◆ 本部連絡員は、勤務を交代したときは、直ちに災対調整部長に報告する。
- ◆ 災対調整部長は、必要があると認めるときは、指定した場所に本部連絡員を召集する。

《現地災害対策本部の運用》

- ◆ 分掌事務は次のとおりとする。
 - ・ 被災及び復旧状況の情報分析に関すること
 - ・ 都及び関係機関との連絡調整に関すること
 - ・ 現場部隊の役割分担及び調整に関すること
 - ・ 自衛隊の災害派遣についての意見具申に関すること
 - ・ 本部長の指示による応急対策の推進に関すること
 - ・ 各種相談業務の実施に関すること
 - ・ その他緊急を要する応急対策の実施に関すること

1-4. その他の機関との連携

(1) 小平市の取り組み

図表 II-182 他機関との連携に関して小平市が取り組む内容

《都の現地対策本部との連携》

- ◆ 都の現地対策本部が設置された場合、市本部は都の現地対策本部との連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図る。

《市本部と報道機関との連絡》

- ◆ 市本部の報道機関に対する発表は、災対企画政策部長が記者室（市庁舎6階）又は臨時記者室において行う。なお、夜間、勤務時間外等に突発災害が発生し災対企画政策部長

が決定できないときは、広報班長（秘書広報課長）が関係部の連絡責任者と協議のうえ発表する。

《市本部の通信》

- ◆ 市本部の通信の運用管理は、災対調整部長が統括し、本部班班長（防災危機管理課長）が補佐する。
- ◆ 各部長は、市本部が設置されたときには、ただちに通信連絡態勢の確保を図る。

1-5. 職員の初動体制

（1）小平市の取り組み

図表 II-183 職員の初動体制に関して小平市が取り組む内容

《初動期における応急対策活動》

- ◆ 震災の発生から72時間までは、救出救助、消火、医療救護、輸送路の確保など、人命に係る応急対策活動に重点を置く。
- ◆ 市災害対策本部が設置される施設や避難所など防災上重要な市有施設を優先して、応急危険度判定を実施する。

《職員配備態勢》

- ◆ 災害対策本部を設置するに至らない場合
市長は、市域において、本部を設置するに至らない程度の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その対策に緊急を要すると認めたときは、情報連絡態勢の指令を発令し、職員を配備する。

種 類	発令の要件	態 勢
第1 情報連絡態勢	震度4の地震が発生したときその他状況により市長が必要があると認めるとき。	総務部防災危機管理課
第2 情報連絡態勢	震度4の地震が発生した場合であって局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他状況により市長が必要があると認めるとき。	総務部防災危機管理課 災対各部の班長及び副班長

- ◆ 災害対策本部が設置された場合
市長は、震災が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市本部を設置したときは、状況により次の区分に基づき職員配備態勢の指令を発令し、職員を配備する。

種 類	発令の要件
第1 非常配備態勢	震度5弱の地震が発生したときその他状況により本部長が必要があると認めるとき。
第2 非常配備態勢	震度5強以上の地震が発生したときその他状況により本部長が必要があると認めるとき。

- ◆ 職員配備態勢の特例
市長（本部長）は、災害の状況に応じ必要があると認めるときは、特定の部に対してのみ職員配備態勢の指令を発令し、又は特定の部に対し前記に掲げる職員配備態勢とは種別の異なる職員配備態勢の指令を発令することができる。
- ◆ 職員配備態勢に基づく措置

- ・各部長は、あらかじめ部が職員配備態勢の種類に応じて措置すべき要領を定め所属職員に対し周知徹底しなければならない。
- ・各部長は、職員配備態勢の指令を受けたときは、前記の要領に基づき、所属職員に対し必要な指示をしなければならない。

◆ 職員配備態勢の動員

- ・職員の配備態勢は、小平市災害対策本部運営要綱によるものとする。
- ・各部長は、災害の状況及び応急措置の進捗状況等により、所属職員の動員人数を適宜増減することができる。

《休日、夜間等の初動体制の確保》

休日、夜間等の勤務時間外の地震発生に備え、情報連絡体制を整備する。

◆ 緊急初動態勢

小平市では、地震災害等の非常事態に対処するため、「小平市災害時の緊急初動態勢に関する要領」を作成し、発災後にその拠点に参集して初動活動に従事する「緊急初動要員」（以下「地区隊」という。）を市内居住者及び隣接居住者で編成し、発災初期の活動に必要な態勢を確立している。

⇒資料第6 小平市災害発生時の緊急初動態勢に関する要領（資料編P. 24）

⇒資料第23 緊急初動態勢（資料編P. 60）

◆ 地区隊の規模

- ・ 地区隊の区画
小学校及び中学校学区単位を原則として、28の防災対策地区に区画し、市役所隊を加え29の地区隊を編成する。
- ・ 活動の拠点
初動本部となる市庁舎及び各防災対策地区の市立小学校、中学校等を拠点として活動する。
- ・ 構成員
市内及び近隣に居住する職員のうちから、地区隊員として市長があらかじめ指名する職員をもって構成する。

◆ 地区隊の職務

地区隊は、地区内の拠点を中心に、発災初期の応急活動を実施する。

◆ 地区隊員の行動

地区隊は、震度5強以上の地震が発生したとき、震度5弱の地震が発生し、大きな被害が予想される場合、又はその他災害発生により緊急初動態勢が必要とされる場合において市長が出動を命じたとき、出動する。

- ・ 勤務時間中
市庁舎内で地区隊を編成し、隊長の指揮の下に担当の活動拠点に向かう。
- ・ 休日、夜間等の勤務時間外
自分と家族の安全を図り、近隣の安全を確認したうえで（必要があれば応援する。）、担当の活動拠点に参集する（緊急連絡網により出動指示がある）。

◆ 地区隊の所掌事務

- ア 地区拠点としての連絡所の設置
- イ 発災初期の地区内の被害情報等の収集、連絡
- ウ 地区内の市民の避難誘導
- エ 給水、救助物資の支給援護
- オ 被害実態調査
- カ 避難所の設置、運営
- キ 救護所の設営協力
- ク その他地区内における応急対策

以上の職務のうち、ア及びイは地区隊の固有の業務である。ウ以降は災害対策活動の体制

が確立されるまでの暫定的な中継ぎ業務である。
本来の活動組織が到着し、本格的な災害対策活動が展開されたときは引継ぎを行う。

2. 防災会議の開催

市の地域に災害が発生した場合において、必要があると認められるときは、市防災会議を開催し、災害復旧に関して、市及び関係機関相互間での連絡調整を図る。

3. 消火・救助・救急体制

3-1. 小平市等の取り組み

図表 II-184 消火・救助・救急に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容						
小 平 市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第一次的防災機関として、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。 ◆ 必要があるときは災害対策本部を設置し、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する（「1. 初動体制」参照）。 ◆ 市域に災害救助法が適用されたときは、市長は、知事（本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する（第12章3節応急対策9. 「災害救助法等の適用」参照）。 						
消 防 団	<p>《参集基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 震災非常配備（東京消防庁の基準）態勢が発令されたとき ◆ 前項の地域に震度5強未満の地震が発生し、消防団長が必要と認めたとき <p>《参集場所》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 本団 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団本部(防災危機管理課)に参集する。 ・ 副団長1名は、消防団本部に参集後、団長の命により小平消防署隊本部へ派遣し災害情報連絡を行う。 ◆ 分団 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各分団員は、参集基準を満たした状況を覚知した場合、非常携行品を持参し速やかに分団詰所に参集する。 ・ 各分団員は、参集途上の災害情報を分団長に報告する。 <p>《活動基準》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">統括者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">本 団</td> <td style="text-align: center;">団 長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 消防団の指揮統制に関すること ◆ 分団の出動命令に関すること ◆ 署隊本部との連絡調整に関すること ◆ 消防団の活動状況の把握に関すること ◆ 出動した団員の把握に関すること ◆ 市内全域の被害状況等の把握に関すること ◆ その他、団長が指示する事項 </td> </tr> </tbody> </table>		統括者	内 容	本 団	団 長	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 消防団の指揮統制に関すること ◆ 分団の出動命令に関すること ◆ 署隊本部との連絡調整に関すること ◆ 消防団の活動状況の把握に関すること ◆ 出動した団員の把握に関すること ◆ 市内全域の被害状況等の把握に関すること ◆ その他、団長が指示する事項
	統括者	内 容					
本 団	団 長	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 消防団の指揮統制に関すること ◆ 分団の出動命令に関すること ◆ 署隊本部との連絡調整に関すること ◆ 消防団の活動状況の把握に関すること ◆ 出動した団員の把握に関すること ◆ 市内全域の被害状況等の把握に関すること ◆ その他、団長が指示する事項 					

	分団	分団長	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 受持区域内の災害を覚知した場合の出動に関する事 ◆ ポンプ車隊及び可搬ポンプ隊の編成に関する事 ◆ 分団の活動状況の把握及び団本部への報告に関する事 ◆ 分団員の参集状況の把握及び団本部への報告に関する事 ◆ 分団区域内の被害状況の把握及び団本部への報告に関する事 ◆ 団本部からの指示及び命令の処理に関する事 ◆ 他市消防団の支援を受けた場合の連携に関する事 ◆ その他、分団長が必要と認めた任務に関する事
《活動要領》			
	統括者	内 容	
本団	団 長	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各分団の出動体制を把握する。 ◆ 署隊本部及び各分団長の要請による応援隊の出動命令を行う。 ◆ 各分団の参集状況及び活動状況を把握する。 ◆ 消火、救助及び避難誘導等の活動状況を把握する。 ◆ 災害現場の指揮活動を行う。 ◆ ポンプ車等の燃料補給及び団員宅の被害状況等を把握する。 ◆ その他必要な活動を行う。 	
分団	分団長	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自己分団のみで活動困難と判断した場合は、速やかに団本部に応援要請する。 ◆ 受持区域内の消火、救助及び避難誘導を行う。 ◆ 災害出動した場合は、活動状況を団本部へ報告する。 ◆ ポンプ車隊は3口、可搬ポンプ隊は2口放水を原則とする。 ◆ 受持区域外の活動は、団本部命令による活動を原則とする。 ◆ 警戒広報・住民情報等により被害の発生状況を把握し、団本部へ報告する。 ◆ 他市消防団からの出動があった場合は、団本部に報告するとともに連携し活動を行う。 	
《服装》			
◆ 服装は防火衣装着とする。			

3-2. 東京都関係機関の取り組み

図表 II-185 東京都関係機関が取り組む消火・救助・救急の内容

関係機関	内 容				
警 視 庁 小 平 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 警視庁は、警視庁管内に大地震が発生した場合には、警備本部を設置して指揮体制を確立する。 ◆ 東京都（島しょ部を除く。）に震度6弱以上の地震が発生した場合には、警備要員は自所属に参集する。 ◆ 東京都（島しょ部を除く。）に震度5強の地震が発生した場合は、当務員以外の指定警備要員は自所属に参集し、警備本部の設置、関係防災機関との連絡調整等に当たる。 ◆ 災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置をとる。 ◆ 機動隊、警察災害派遣隊は、被害の発生状況、態様等に依りて最高警備本部長（警視總監）が運用する。 ◆ 交通機動隊及び高速道路交通警察隊は、速やかに道路の被災状況及び道路交通状況の視察を行うとともに、警察署と連携して交通規制を実施する。 ◆ 警視庁本部部隊は、最高警備本部長の命により激甚被災地等に出動し、警備に当たる。 ◆ 建物倒壊、火災、津波等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動等を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害実態の把握及び各種情報の収集 ・ 交通規制 ・ 被災者の救出救助及び避難誘導 ・ 行方不明者の捜索及び調査 ・ 遺体の調査等及び検視 ・ 公共の安全と秩序の維持 ◆ 震災が発生した場合、総力をあげて、被災地における治安維持に万全を期するため、必要な装備資機材の整備を図る。 				
東 京 消 防 庁 小 平 消 防 署	<p>《活動体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 発災時において、市民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団と連携し、その全機能をあげて避難の安全確保と延焼の拡大防止に努めるなど、災害に即応した防御活動を展開して、震災から市民の生命、財産を守る。 <p>《署隊本部等の運営》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 署隊本部を常設し、震災に即応できる体制を確保している。発災時にはこの署隊本部が機能を強力に発揮して震災消防活動態勢を確立する。 <p>《東京消防庁の配備態勢等》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">活 動 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">震 災 配 勢 備</td> <td>東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し、必要と認められた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	活 動 体 制	震 災 配 勢 備	東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し、必要と認められた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
項 目	活 動 体 制				
震 災 配 勢 備	東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し、必要と認められた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。				

	配 備 態 非 常	東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認められた場合は、ただちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
	非 常 招 集	震災配備態勢を発令したときは、発令時に勤務している人員及び所要の人員、震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員が招集計画に基づき、ただちに所定の場所に参集する。
《震災消防活動》		
	項 目	内 容
	活 動 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。 ◆ 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。 ◆ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主に活動する。
	部 隊 の 運 用 等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 ◆ 地震被害予測システム及び延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。
	消 火 活 動	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。 ◆ 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離送水隊形を構築する。 ◆ 道路閉塞、がれき等により消火活動が困難な地域では、消防団、自主防災組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。

	救助・救急活動	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 消防隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 ◆ 救助・救急活動に必要な重機・救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 ◆ 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。 ◆ 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 ◆ 警視庁、自衛隊、東京DMAT、自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。
	情報収集等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊による情報、参集職員等による早期災害情報システム等を活用した情報収集を積極的に行う。 ◆ 震災情報収集システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 ◆ 関係防災機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

3-3. その他関係機関の取り組み

図表 II-186 消火・救助・救急に関して関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 知事からの派遣要請等に基づき、部隊を派遣する。主な活動は下記のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の把握 ・ 避難の援助 ・ 避難者等の搜索援助 ・ 人員及び物資の緊急搬送 ・ 応急医療、救護及び防疫 など
その他防災機関	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地震による災害が発生した場合、関係防災機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、市が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。 ◆ 上記の責務を遂行するため必要な組織を整備すると共に、震災応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定める

4. 応援協力・派遣要請

4-1. 東京都に対する協力要請

図表 II-187 小平市が東京都に対する協力要請に関する内容

《要請の考え方》

- ◆ 市長は、都知事に応援又は応援のあっ旋を求めるなどして災害対策に万全を期することとする。
- ◆ 大規模な震災が発生し、市内の関係機関の防災能力だけでは対応が不十分であり、東京都及び他の区市町村に応援を求める必要があると判断される場合は、各種法令、相互応援協定等に基づき、災害対策本部が応援要請の手続きを行う。
- ◆ 応援要請は、直接協定等を締結している防災機関を除き、原則として東京都を窓口とした要請（東京都への応援のあっ旋依頼）を基本とする。

《都に対する協力要請》

- ◆ 市が都に応援を求める場合、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等を持って要請し、後日文書により改めて処理する。
 - ・ 災害の状況及び応援を求める理由
 - ・ 応援を希望する機関名
 - ・ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - ・ 応援を必要とする場所、期間
 - ・ 応援を必要とする活動内容
 - ・ その他必要な事項
- ◆ 市が都に、他区市町村その他防災機関等に対する応援のあっ旋を要請する際には、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等を持って要請し、後日文書により改めて処理する。
 - ・ 災害の状況及びあっ旋を求める理由
 - ・ 応援を希望する機関名
 - ・ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - ・ 応援を必要とする場所、期間
 - ・ 応援を必要とする活動内容
 - ・ その他必要な事項

4-2. 協定等を締結している市町村、団体や指定地方行政機関等に対する協力要請

図表 II-188 小平市が協定締結団体に対する協力要請に対して取り組む内容

《応援要請》

- ◆ 市長は、災害時応援協定等を締結している市町村、公共的団体、民間団体等に対して応援を求める場合、あらかじめ協定に定めている協力要請の手続きに沿って実施する。
- ◆ 市長は、他の市町村長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請する場合には、以下の事項を明らかにして要請を行う。
 - ・ 派遣を要請する理由
 - ・ 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ・ 派遣を必要とする期間
 - ・ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - ・ その他職員の派遣のあっ旋について必要な事項

《応援の受入れ》

- ◆ 応援の受入れにあたっては、これを必要とする災害対策本部各部班において活動現場への案内、効果的な活動を行うための活動の計画化、各応援機関との間の活動調整、宿舍、食事等の確保に努める。特に応援の受入れ窓口は、受援班に一本化しておき、具体的な現場活動要領は、応援を必要とする各部班が主体的に計画、調整する。
- ◆ 民間団体等の協力を得て応急対策等を進める場合、現地に派遣した市職員等にその活動状況を常に監視させ、市本部との連絡にあたらせる。
- ◆ 応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担については、災害対策基本法第92条の、職員の派遣を受けた場合の派遣職員の給与及び経費の負担については同法施行令第18条の定めるところにより行う。

4-3. 自衛隊への災害派遣要請

図表 II-189 自衛隊への災害派遣要請に関する小平市が取り組む内容

《災害派遣要請》	
◆ 市長は、地震により災害が発生し、人命又は財産の保護が市の態勢では困難であり、自衛隊の出動が必要であると認めた場合は、都知事に対し自衛隊派遣のあっ旋を要請する。	
《災害派遣の範囲》	
◆ 自衛隊の災害派遣には、災害の様相等に対応して次の派遣方法がある。	
都知事の要請による災害派遣	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害が発生し、都知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合 ◆ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、都知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合 ◆ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、都知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて都知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
都知事が要請するいとまがない場合における災害派遣	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、市長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、ただちに救援の措置をとる必要があると認められる場合 ◆ 災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、ただちに救援の措置をとる必要があると認められる場合 ◆ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合 ◆ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合 ◆ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合 ◆ 市庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合
《市が行う派遣要請手続》	
<p>◆ 市長は、災害応急対策を円滑に実施するため必要があるときは、次の事項を明らかにし、都災害情報システムデータ端末入力により、都知事に対し自衛隊派遣の要請を求める。ただし緊急を要する場合については、電話又は口頭を持って要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。また、市域に災害が発生し、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに都知事に通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の状況及び派遣を要請する理由 ・ 派遣を希望する期間 ・ 派遣を希望する区域及び活動内容 ・ その他参考となるべき事項 <p>※患者輸送の場合の航空機の要請には、次の事項を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 患者の住所、氏名、性別、職業、疫病名、容体 ● 患者の付き添い、意思の有無、収容先 ● 気象状況、使用飛行機（ヘリポート） 	

《防災機関が行う派遣要請手続》

- ◆ 市長は、災害派遣の対象となる事態が発生し、各防災機関の長が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、上記に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって都総務局（総合防災部防災対策課）を通じ都知事に依頼する。
- ◆ 緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、都知事に要請するいとまがない場合は、市長を通じ直接関係部隊等に通報するものとし、事後所定の手続きを速やかに行う。

《自衛隊との連絡》

- ◆ 連絡班の相互派遣
 - ・ 市長は、派遣された部隊に対し、災害対策本部の連絡班の派遣を要請するとともに派遣された部隊の要求により、市の連絡班を派遣された部隊に派遣し、派遣要請等の接受及び資器材等の迅速な措置が図られるよう対処する。
- ◆ 連絡所の設置
 - ・ 本部班は、自衛隊災害派遣業務を調整し、又は迅速化を図るために、災害対策本部に自衛隊連絡所を設置する。

《災害派遣部隊の受入れ態勢》

- ◆ 市長及び各防災機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮をする。
- ◆ 各防災機関の長は、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）について、派遣要請を行うのか、平常時より計画しておくとともに必要な資器材を準備し、また、施設の使用に際しての管理者の了解を取りつけておく。
- ◆ 救助・救急部隊が使用する重機類等に不足が生じる場合は、市は民間事業者との応援協定に基づき、重機等のレンタル器材の提供について要請する。
- ◆ 都知事及び各防災機関の長は、派遣された部隊が的確かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、市と協議の上、使用調整を実施し部隊に通報する。なお、陸上自衛隊小平駐屯地は、震災時においてこれらの機能を担うべく予定されている。

《経費の負担》

- ◆ 自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。
- ◆ これによりがたい場合には、都知事は、陸上自衛隊第1師団長又は海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊防空指揮群司令等と協定を締結する。
 - 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く）等の購入費、借上料及び修繕費
 - 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
 - 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
 - 天幕等の管理換に伴う修理費
 - その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

【自衛隊への要請文の宛先】

区 分	あて先	所在地	活動内容
陸上自衛隊に対するもの	第1師団長	〒179-0081 練馬区北町4-1-1	車両・航空機・地上部隊による各種災害の救護活動

【自衛隊の緊急連絡先】

部隊名等 (駐屯地名)	所在地	連絡責任者	
		時 間 内	時 間 外
陸上自衛隊 第1師団司令部 (練馬)	〒179-0081 練馬区北町 4-1-1	第3部長又は同部防衛班長 03-3933-1161(代) 内線 2230・2750 FAX 254	司令部当直長 03-3933-1161(代) 内線 2788
陸上自衛隊 第1後方支援連隊 (練馬)	同 上	第3科長又は後方・計画幹部 03-3933-1161(代) 内線 2403・2436	部隊当直司令 03-3933-1161(代) 内線 2405

【災害派遣部隊の活動内容】

区 分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。（消火薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は用水路の啓開	道路もしくは用水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの障害物除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 (薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。

救援物資の無償貸付 又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安 及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	1 その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 2 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にはいない限り、自衛官は区市町村長に代わって警戒区域の設定等必要な措置をとる。

5. 応急活動拠点の調整

5-1. 小平市の取り組み

図表 II-190 応急活動拠点の調整に関して小平市が取り組む内容

- ◆ 都本部がオープンスペースの被害状況、使用可否に関する情報収集を実施することについて協力する。
- ◆ オープンスペースの利用要望を都本部に提出する。
- ◆ 都本部が市町村等の利用要望と、自衛隊、警察・消防の応援部隊の使用見込みとの調整を行い、結果オープンスペースを利用した場合には、使用状況を定期的に都本部に報告する。

第6章 情報通信の確保

【被害想定】

被害項目	想定される被害
固定電話不通率	11.5%
停電率	19.4%

第1節 現状と課題

1. 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制

都を中心とした都防災行政無線網や災害情報システム（DIS）、画像伝送システム端末（テレビ会議）を整備している。

また、小平市防災行政無線網を整備し、消防団及び関係機関との情報連絡体制を確保しているとともに、消防団に対しては小平市消防団指令システムを整備している。

災害時には、電話、FAX等の通信手段の機能が大きく低下し、市の内部における情報連絡や消防団及び関係機関との情報連絡に影響が生じる。その結果、市内の被災状況や各災害対応班の活動状況、関係機関の対応状況について、情報の一元化がスムーズに行われなくなるなど被害の全容が把握できず、その後の応急・復旧活動に支障を生じるおそれがある。

2. 住民等への情報提供

市の防災行政無線（固定系）、災害時緊急ホームページ、防災・防犯緊急メールマガジン、ツイッターなどのSNS、携帯電話通信事業者の緊急速報メールなどを活用した市民への情報提供体制を整えている。

また、民間事業者等との情報提供に関する協力協定を締結している。

- ◆ 災害時における災害情報の放送等に関する協定（㈱ジェイコム東京西東京局）
- ◆ 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー㈱、㈱クルメディア）
- ◆ アマチュア無線による災害時応援協定（小平市アマチュア無線クラブ）
- ◆ 防災・防犯緊急メールマガジン登録者数 6,654人（令和3年4月現在）

東日本大震災では、計画停電のお知らせに際し防災行政無線（固定系）を活用したところ、音声内容が場所によっては聞き取りにくいなどの市民の声を受けていること、また被災地では行政のホームページへのアクセス集中により、閲覧や更新に時間がかかるなどの問題が発生していることから、適切な情報を迅速かつ確実に提供できる体制整備が必要である。

3. 住民相互の情報収集・確認等

通信事業者による安否確認サービスの安否確認方法の普及啓発を実施している。
各避難所となる小・中学校体育館等に特設公衆電話を整備している。

◆ 特設公衆電話設置場所 31箇所、146台（令和3年4月現在）

携帯電話が通信規制によりつながりにくくなること等により、家族等の安否や鉄道の運行状況に関する情報が不足し、帰宅困難者の冷静な判断を妨げるおそれがある。

また、通信事業者による安否確認サービスについての認知率を向上させ、発災時に十分活用されるよう更なる普及啓発が必要である。

第2節 取組の方向性

1. 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡

都と連携した災害情報システム（DIS）、画像伝送システム端末（テレビ会議）及び小平市防災行政無線や小平市消防団指令システムの定期的な訓練を実施し、災害時の取扱いに精通する。

また、学校施設等における通信手段を確保するため、携帯電話を配備し、情報連絡手段の多重化を図る。

2. 住民等への情報提供

防災行政無線（固定系）の機能拡充により、聞き取りにくい地域の解消に努めるだけでなく、防災・防犯緊急メールマガジンの登録促進やSNSなどによる新たな情報提供ツールを活用するなど、重層的な情報提供手段の確保に努める。また、鉄道事業者による情報提供により、住民等への情報提供を推進する。

3. 住民相互の情報収集・確認等

通信事業者による安否確認サービスの安否確認方法の普及啓発と訓練による市民の利用経験を促進する必要がある。

各避難所への特設公衆電話の整備や無線LANの設置を推進する必要がある。

第3節 具体的な取組

《予防対策》

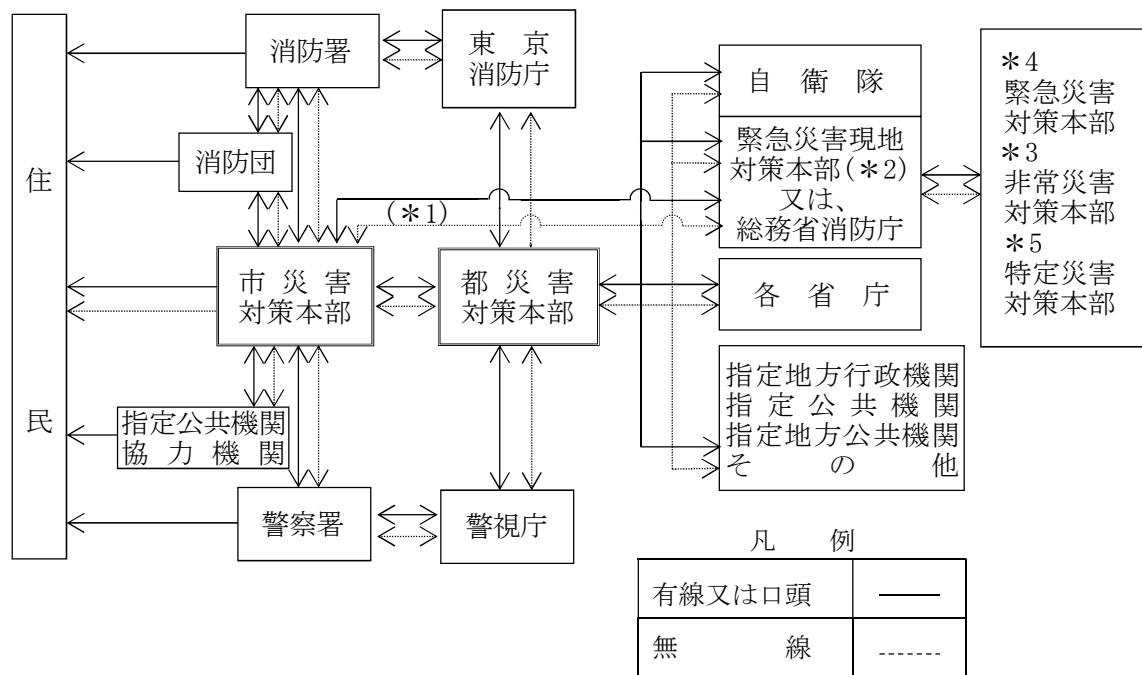
《対策一覧》

- 1 防災機関相互の情報通信連絡体制
- 2 住民等への情報提供体制の整備
- 3 住民相互の情報連絡等の環境整備

1. 防災機関相互の情報通信連絡体制

震災時に関係防災機関と緊密に連携を図りながら被害状況を把握することができるよう、関係機関との情報連絡体制を構築する。

図表 II-191 震災時の通信連絡の系統図



- * 1 災害の状況により都本部に報告できない場合
- * 2 災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合
- * 3 非常災害対策本部とは、災害対策基本法に基づき、非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当災害の規模その他の状況により当災害に係る災害応急対策を推進するための特別の必要があると内閣総理大臣が認めるときに、臨時に内閣府に設置されるもの。
- * 4 緊急災害対策本部とは、災害対策基本法に基づき、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当災害に係る災害応急対策を推進するための特別の必要があると内閣総理大臣が認めるときに、臨時に内閣府に設置されるもの。ただし、緊急災害対策本部の設置には、非常災害対策本部の設置とは異なり、閣議にかける必要がある。
- * 5 特定災害対策本部とは、災害対策基本法に基づき、災害（その規模が非常災害に該当するに至らないと認められないもの）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当災害に係る災害応急対策を推進するための特別の必要があると内閣総理大臣が認めるときに、臨時に内閣府に設置されるもの。

1-1. 情報連絡系統の構築

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-192 情報連絡系統の構築に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
<p>小 平 市 (防 災 危 機 管 理 課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域防災行政無線又はその他の手段により、関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。 ◆ 関係防災機関との間の情報連絡のため、地域防災行政無線の整備に努める。 ◆ 有線が途絶し、震災対策上必要が生じた場合、市は小平市アマチュア無線クラブに対し被害情報等の提供について協力を要請する。小平市アマチュア無線クラブは被害情報等の提供について協力する。

(2) 東京都関係機関等が取り組む内容

図表 II-193 情報連絡系統の構築に関して東京都関係機関等が取り組む内容

関係機関	内 容
<p>警 視 庁 小 平 警 察 署</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 警察無線、警察電話及び防災行政無線等により、本部関係部門、方面本部、管下警察署及び関係防災機関と情報連絡体制を確保する。
<p>東 京 消 防 庁 小 平 消 防 署</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 消防救急無線、消防電話及び防災行政無線等により、各方面本部、管下消防署、消防団及び各防災関係機関との情報連絡体制を確保する。 ◆ 都、区市町村及び関係機関が有する災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築に向けた取組を進める。 ◆ 震災消防活動支援システム、延焼シミュレーションシステム等の震災消防対策システムの効果的な運用を図る。
<p>そ の 他 の 防 災 機 関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく。 ◆ 夜間、休日を含め、常時、通信連絡が開始できるよう必要な人員を配置する。 ◆ それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信等により通信連絡を行う。 ◆ 平常時より設備・機器の点検や操作の習熟等に努める。 ◆ 防災対策に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体等の団体相互間で防災活動を迅速に実施するために、これらの機関相互間で通信が必要な場合は、防災相互通信用無線を利用する。 ◆ それぞれの通常の通信系が被災により使用不能となることを想定し、他団体・他機関の自営通信システムを利用する方法をあらかじめ計画しておく。他団体・他機関の自営通信システムの利用計画策定に際しては、「関東地方非常通信協議会」を通じて事前の調整を行う。

【防災相互通信無線】

- ◆ 関係防災機関の間で、被害情報等を迅速に交換し、防災活動を円滑に進めることを目的としたもので、国、地方公共団体、電力会社、鉄道会社等で導入されている。
- ◆ 同無線を利用するには、専用の無線設備を整備するか、自営の無線設備で決められた周波数帯の防災相互波で通信できるように組み込む必要がある。

1-2. 通信連絡体制の確立

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-194 通信連絡体制の確立に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
<p>小 平 市 (防 災 危 機 管 理 課)</p>	<p>《情報通信連絡責任者の選任等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市本部及び関係防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として通信連絡責任者を選任する。 ◆ 通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく。 ◆ 震災時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限し、指定電話に通信事務従事者を配置し、通信連絡責任者の統括のもとに通信連絡にあたる。 ◆ なお、指定電話及び通信連絡責任者に変更があった場合は、速やかに防災会議（事務局）に報告をする。 <p>《連絡体制の確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市本部設置前の通信連絡窓口 震災が発生し市本部が設置されるまでの市の通信連絡は、通常の勤務時間においては、総務部防災危機管理課が担当し、休日・夜間等の勤務時間外において災害対策要員が参集するまでは警務員室が担当する。 ◆ 市本部設置後の通信連絡窓口 市本部及び防災会議への通信連絡は、特に定める場合を除き、本部室において処理する。その際、本部室内に防災行政無線、電話等の通信設備を配備する。 ◆ 連絡員の派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・市各部分は、本部長と各部との連絡を強化するため、必要に応じ複数の本部連絡員を本部長室に派遣する。 ・市本部に派遣された連絡員は、本部班長の指揮下に入り活動する。 ・各防災機関は、市本部との連絡のため、必要に応じ連絡員を派遣する。 ・連絡員は、各機関との連絡用無線機等を可能な限り携帯し、連絡にあたる。 <p>《通信連絡の記録》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 通信連絡は、通信伝票（別記様式第2号）により行い、発信者・受信者がそれぞれ記録する。 <p>《防災行政無線の通信統制》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回線を確保する必要があるときは、小平市防災行政無線については災対調整部長が、東京都防災行政無線については都危機管理監が次のとおり通信統制を実施する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>(ア) 小平市防災行政無線（地域系） 市庁舎に設置してある無線機と接続する遠隔制御器（無線電話）及び車載無線機の回線利用は市本部が優先し、統制設定権は市本部が有する。</p> </div>

	<ul style="list-style-type: none"> • 各部署に設置した半固定型無線機は、原則として市本部が一括管理する。 • 可搬型無線機は、全て本部班が管理し、市本部の指示に基づき使用する。 • 車載型無線機は、全て本部班が管理し、市本部の指示に基づき使用する。 • 市本部以外の無線局における通信は、すべて市本部に対して個別に行うものとし、原則として市本部を経由しない通信は禁止する。 <p>(イ) 防災危機管理課が管理する携帯電話（災害時優先電話） 防災危機管理課が管理する携帯電話は、災対調整部長の指示により使用する。</p> <p>また、原則として、携帯電話からの通話は市本部に対して行うものとし、市本部を経由しない通話は禁止する。</p> <p>(ウ) 一斉指令時の統制 市本部から、全ての無線局に対して一斉に情報の伝達を行うときには、他の無線局の使用を制限する。</p>
--	--

図表 II-195 指定電話及び連絡責任者一覧

区分	機関名	連絡責任者職名	指定電話
小平市	防災危機管理課	防災危機管理課長	(042)346-9519
東京都	総務局総合防災部	防災対策課長	(03)5388-2458
東京都	多摩環境事務所	管理課長	(042)523-0239
	多摩小平保健所	企画調整課長	(042)450-3111
	北多摩北部建設事務所	副所長兼庶務課長	(042)540-9502
	小平警察署	警備課長	(042)343-0110
	小平消防署	警防課長	(042)341-0119
指定地方行政機関	東京農政事務所農政推進課	農政推進課長	(03)3214-7321
指定公共機関	小平郵便局	総務部長	(042)341-0731
	NTT東日本 東京武蔵野支店	府中 SC 担当課長	(042)310-9993
	東京電力パワーグリッド(株)武蔵野支社	渉外担当	(0422)57-2828
	東京ガス	東京西支店長	(042)526-6125
	東日本旅客鉄道(株) 新小平駅		(042)345-7488
	西武鉄道(株) 西国分寺駅	駅長	(042)326-8935
	西武鉄道(株) 東村山駅管区	管区長	(042)391-0526

	日本通運(株) 多摩支店	支店長	(042)523-0102
	東京都トラック協会多摩支部	支部長	(042)524-3469
	日本赤十字社東京都支部	救護課長	(03)5273-6744
指 定 公 共 機 関 等	小平市医師会	会長	(042)343-8260
	小平市歯科医師会	会長	(042)343-8261
	小平市薬剤師会	会長	(042)341-2319
	小平市社会福祉協議会	会長	(042)344-1217
応援協定締結先 自 治 体	狭山市市民部 危機管理課	危機管理課長	(04)2953-1111
	多摩25市3町1村	防災担当課長	各市町村役場
	小平町企画振興課	企画振興課長	(0164)56-2111
	井原市総務部 危機管理課	危機管理課長	(0866)62-9550
	小矢部市総務部 総務課	総務課長	(0766)67-1760

1-3. 通信施設の整備・運用

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-196 通信施設の整備・運用に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容						
小 平 市 (防災危機管理課)	<p>《無線通信訓練の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 東京都防災行政無線の通信訓練は、都が毎年定める「東京都災害通信訓練実施要領」に基づき実施する。 ◆ 小平市防災行政無線の通信訓練は「小平市防災行政無線局管理運用規程」に基づき、消防団、警察署及び消防署、ライフライン等の無線設備設置機関を対象に実施する。 <p>《電気通信設備の優先利用（電報の優先利用）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 非常扱いの電報配達の順序 <ul style="list-style-type: none"> ・ 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合の災害予防若しくは、救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報（以下「非常扱いの電報」という。）は、他の電報に先立って配達する。 ・ 電報は加入電話から、市外局番なし「115」（8時～19時）「0120-799-115」（8時～21時）に申し込む。 ・ 非常扱い及び緊急扱い電報を発信する場合は、発信人は「非常扱い又は緊急扱い電報」である旨を告げるものとする。 <p>（接続及び配達順位）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常扱い電報</td> <td>すべての電報に優先して取り扱う。</td> </tr> <tr> <td>緊急扱い電報</td> <td>緊急扱い電話は、他の電報に優先して取り扱う。 ただし、非常扱い電報より後順位とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>《非常無線通信の利用（電波法第52条第4号に定める非常通信）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 各防災機関は、それぞれの有線通信系が被災により不通になっ 	区 分	内 容	非常扱い電報	すべての電報に優先して取り扱う。	緊急扱い電報	緊急扱い電話は、他の電報に優先して取り扱う。 ただし、非常扱い電報より後順位とする。
区 分	内 容						
非常扱い電報	すべての電報に優先して取り扱う。						
緊急扱い電報	緊急扱い電話は、他の電報に優先して取り扱う。 ただし、非常扱い電報より後順位とする。						

	<p>た場合、もしくは利用することが著しく困難な場合は、関係機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。</p> <p>◆ 受信者と無線局の施設者は、非常通信協議会等を通じて事前に十分な協議を行い、震災時の通信の確保に協力する。</p>
--	--

2. 住民等への情報提供体制の整備

市ホームページの強化や災害情報の充実により、住民への情報提供体制を整備すると共に、報道の円滑化を図る。

2-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-197 住民等への情報提供体制の整備に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (防災危機管理課、 秘書広報課)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 固定の同報系や移動系の防災行政無線を適切に維持管理するとともに、機能向上に努めることにより、地域住民への情報伝達体制を確保する。 ◆ コミュニティ FM や防災・防犯緊急メールマガジン、インターネット、ツイッター等など様々な情報提供手段を検討するとともに、住民に情報入手方法を周知する。 ◆ 防災マップや防災アプリ等の手段により防災関連情報を提供する。 ◆ 市ホームページの機能強化を図り、災害時のホームページへのアクセス集中に対応できるよう整備する。

2-2. 東京消防庁小平消防署が取り組む内容

図表 II-198 住民等への情報提供体制の整備に関して東京消防庁小平消防署が取り組む内容

関係機関	内 容
東 京 消 防 庁 署 小 平 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 火災の進展予測、要避難地域、安全避難方向等の情報を迅速・確実に住民へ周知するため、関係機関と連携して情報共有の体制を整える。

2-3. 指定公共機関が取り組む内容

図表 II-199 住民等への情報提供体制の整備に関して指定公共機関が取り組む内容

関係機関	内 容
東 京 電 力 有 限 公 司 パ ワ ー グ リ ッ ド 東 京 ガ ス 有 限 公 司 N T T 東 日 本 電 信 有 限 公 司 N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ンズ K D D 有 限 公 司 ソ フ ト バ ン ク	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立

2-4. 関東総合通信局が取り組む内容

図表 II-200 住民等への情報提供体制の整備に関して関東総合通信局が取り組む内容

関係機関	内容
関東総合通信局	◆ 防災行政無線を高度化することで、災害時に通信を断絶することなく情報伝達するとともに、Lアラート（災害情報共有システム）等をはじめ、あらゆる通信・放送手段を連携させて、地域住民に情報を伝達する防災情報伝達システムを検討する。

3. 住民相互の情報連絡等の環境整備

住民が相互に安否確認が取れる環境を整えると共に、市民に対してその方法を周知する。また、災害情報の入手方法についても周知する。

3-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-201 小平市が取り組む住民相互の情報連絡等の環境整備に係る内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課)	◆ 市民に対して、安否確認手段の周知を図る。

3-2. 指定公共機関が取り組む内容

図表 II-202 住民相互の情報連絡等の環境整備に関して指定公共機関が取り組む内容

関係機関	内容
N T T 東 日 本 N T T ド コ モ N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ス K D D イ ソ フ ト バ ン ク	◆ 安否確認手段の確保、都民向け通信基盤の充実や耐震化を推進する。 ◆ 広く住民等に安否確認手段や災害時の情報入手手段の多様化を周知する。 ◆ 早期復旧に向けた取組内容について周知する。
J R 東 日 本 西 武 鉄 道	◆ 駅での情報提供やホームページ及び SNS 等を利用した情報提供など発災時における利用者への情報提供体制を整備する。

《応急対策》

《対策一覧》

- 1 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）
- 2 被害状況等の収集・伝達
- 3 広報体制
- 4 広聴体制
- 5 住民相互の情報連絡等

1. 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）

1-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-203 警報及び注意報などの第一報に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (防災危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 東京都に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を利用する。ただし、災害の状況により都本部に連絡することができない場合には、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。 ◆ 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官もしくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。 ◆ 緊急事態に係る情報について、緊急地震速報や全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、Lアラート（災害情報共有システム）等から収集する。 ◆ 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織及び市民等に周知する。

【緊急地震速報】

- ◆ 緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）】

- ◆ 気象庁から送信される地震等の気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステムである。

【緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）】

- ◆ 総合行政ネットワーク（L GWAN）を利用して、国（官邸）と地方公共団体間で緊急情報の通信（双方向）を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・的確に緊急を要する情報等を伝達する。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能である。

【Lアラート（災害情報共有システム）】

- ◆ 総務省が全国に普及促進しているもので、ICT を活用して、災害時の避難指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現する情報基盤。

1-2. 小平市、東京都、各放送機関が取り組む内容

図表 II-204 警報及び注意報などの第一報に関して小平市、東京都、各放送機関が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 東 京 都 各 放 送 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、市民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。 ◆ 具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施機関は東京都、小平市、東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする各放送機関 ・伝達する情報 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難 避難指示 警戒区域の設定

1-3. 東京都関係機関が取り組む内容

図表 II-205 警報及び注意報などの第一報に関して東京都関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
警 視 庁 小 平 警 察 署	◆ 異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、速やかに市に通報する。
東 京 消 防 庁 小 平 消 防 署	◆ 地震に起因する水防に関する情報を収集し、これについて警防本部を通じて都総務局に通報すると共に、市及びその他の関係機関に通報し、あわせて市民に周知する。

1-4. 指定公共機関等が取り組む内容

図表 II-206 警報及び注意報などの第一報に関して指定公共機関等が取り組む内容

関係機関	内 容
N T T 東 日 本	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 気象業務法に基づいて、気象庁から NTT 東日本に伝達された各種警報は、市及び関係機関に通報する。 ◆ 警報に関する通信は優先して取り扱う。
J R 東 日 本 西 武 鉄 道	◆ 駅利用者等に対し、速やかに情報提供を行う。

1-5. 東京管区気象台が取り組む内容

図表 II-207 警報及び注意報などの第一報に関して東京管区気象台が取り組む内容

関係機関	内容
東京管区気象台 (気象庁)	◆ 震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

2. 被害状況等の収集・伝達

2-1. 被害状況等の収集等の体制

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-208 被害状況等の収集等の体制に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (本部班、 調査班、 調査協力班)	<p>《市本部における被害状況の収集体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 各部は、職員が、参集途上に収集した被害状況等を把握し災対調整部長に報告する。 ◆ 本部班は、関係機関等から被害状況等の情報収集に努める。 ◆ 統括責任者は災対調整部長とし、収集した情報を整理のうえ、都又は防災機関に報告、通報するとともに、必要に応じ市民へ伝達する。 ◆ 被害状況等の収集体制は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・初動地区隊 発災初期の地区内の人的被害・住家被害の概況 ・調査班 住家被害、その他の物的被害、その他の機能被害 ・各施設の管理者 所管施設の物的被害、来所・入所者等の人的被害及び施設の機能被害 ・職務上の関連部課 所管業務に関する人的・物的被害 <p>《本部長に対する被害状況等の報告》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市各部は、所管施設及び所管業務に関し、災害が発生したときから応急対策が完了するまで、次の要領により本部長に報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ・報告事項及び報告主管部は、次表のとおりとする。ただし、各部長は、次表で定めたもののほか、所管施設の被害について調査しなければならない。 <p>《被害状況の調査》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 調査班及び調査協力班の編成 <ul style="list-style-type: none"> ・災対市民部長は、災害現地の実態を把握及び市の災害応急対策活動の円滑を期するために調査班及び、調査班の活動支援を行うために調査協力班を編成する。 ◆ 調査班及び調査協力班の任務 <ul style="list-style-type: none"> ・調査班及び調査協力班（以下「調査班等」という。）は、本部長の特命により出動し、現地の状況を調査する。 ・調査班等の班員は、ただちに結果を取りまとめ、調査班長又

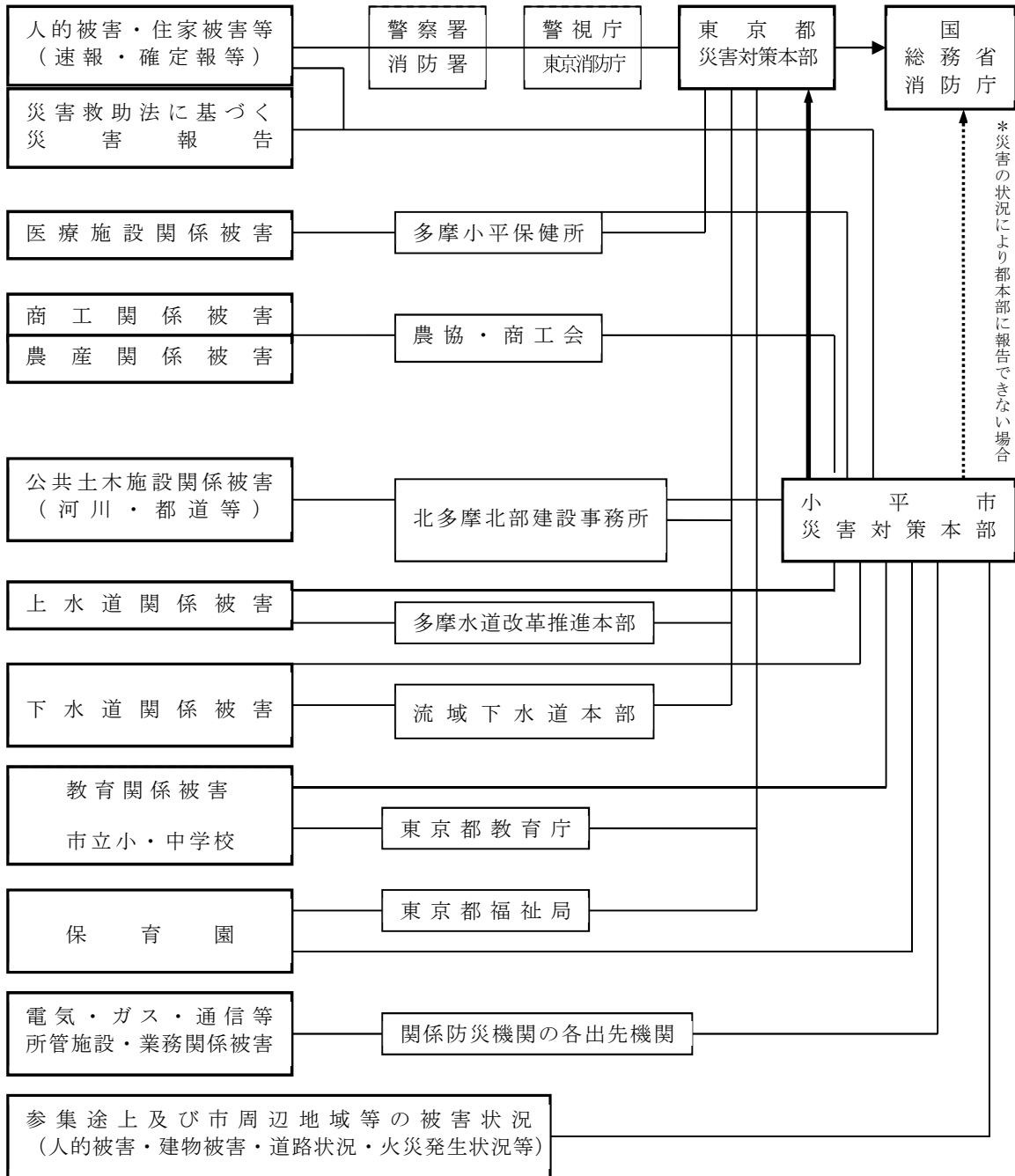
	<p>は災対市民部長に報告する。</p> <p>《特命調査》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・本部長又は災対市民部長は、災害現地の実態を把握し、市の災害応急対策活動の円滑を期するため、必要に応じ調査班等に特命調査を命ずる。 ◆ 調査事項 <ul style="list-style-type: none"> ・災害原因（二次災害原因） ・応急措置状況 ・被災住民の動向 ・現地活動の支障等の状況 ・その他必要な事項 ◆ 実施要領 <ul style="list-style-type: none"> ・調査に際しては、警察官、消防職員、消防団員、自主防災組織及びその他協力団体の協力を得て実施する。 ・無線機（可搬、車載）を最大限に有効活用するとともに、必要に応じて調査結果を市本部に報告する。 ・調査の際、重要な情報を得たときは、ただちに市本部に報告する。 ◆ 調査上の注意 <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助活動は、正確な被害状況を迅速に把握する必要があり、また、災害救助法の適用要請等はこの被害状況により決定されるので、迅速かつ正確に調査しなければならない。
--	--

図表 II-209 本部長に対する報告事項及び報告主管部

報告事項	報告項目	報告主管部	報告内容
発災状況	災害に関する情報	災対調整部	被災規模、二次災害発生状況等の概況
初動対応状況	職員動員数 避難所開設状況 その他の措置状況	災対総務部 災対健康福祉部 各部	参集状況に合わせ逐次報告
被害状況	人的、家屋被害 農産、畜産物被害 公共土木施設被害 下水道施設被害 市有財産被害 その他被害	災対市民部 災対地域振興部 災対都市建設部 災対環境部 各部 各部	各部ともあらかじめ所定の調査報告書用紙を備えておくとともに、調査体制を備えておく。
措置状況	物資施設等給与状況 医療救護状況 給水活動状況 救助物資等措置状況 その他の措置状況	災対総務部 災対健康福祉部 災対環境部 災対健康福祉部 各部	措置状況に合わせ逐次報告

2-2. 被害状況等の報告・伝達体制

図表 II-210 被害状況等報告・伝達系統図



(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-211 被害状況の報告・伝達に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (本部班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次表により都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。 ◆ 関係機関との情報通信連絡が被災により不通となった場合、又は利用することが著しく困難な場合は、関東地方非常通信協議会構成員等の関係機関の無線局を利用し、災害に関する通信（電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号）の確保を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市庁舎に設置してある都防災行政無線設備が被災により不通となった場合、又は利用することが著しく困難な場合は、非常通信の運用に関する協定に基づき、小平消防署に設置の通信設備等を活用し、非常通信を確保する。

図表 II-212 報告すべき事項等

1 報告すべき事項			
(1) 災害の原因			
(2) 災害が発生した日時			
(3) 災害が発生した場所又は地域			
(4) 被害状況			
<p style="margin-left: 20px;">なお、程度は、認定基準に基づき認定。</p>			
<p style="margin-left: 20px;">⇒資料第28「被害程度の認定基準」（資料編P. 71）</p>			
(5) 災害に対して既にとった措置及び今後取ろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類			
(6) その他必要な事項			
2 報告の方法			
<p style="margin-left: 20px;">原則として、災害情報システム端末（DIS）の入力による（ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、電話、FAX等あらゆる手段により報告する）。</p>			
3 報告の種類・期限等			
報告の種類	入力期限	入力画面	
発災通知	即時	被害第1報報告	
被災措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	被害状況報告	
要請通知	即時	クロノジー	
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	被害状況報告
	各種確定報告	同上	
災害年報		4月20日	
4 災害救助法に基づく報告			
<p style="margin-left: 20px;">災害救助法に基づく報告については、第Ⅱ部第12章「災害救助法の適用」に定めるところによる。</p>			

(2) 東京都関係機関が取り組む内容

図表 II-213 被害状況の報告・伝達に関して東京都関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
警 視 庁 小 平 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 管内の交番、駐在所から収集した情報を、各級警備本部に通報するとともに、小平消防署、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。 ・ 主な収集事項は、家屋の倒壊状況、死者・負傷者等の状況、主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況、住民の避難状況、火災の拡大状況、堤防・護岸等の破損状況、電気・水道・ガス・通信施設の状況等とする。
東 京 消 防 庁 小 平 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 以下に示すような方法で把握した管内の被害状況及び消防活動の状況等について、警防本部に報告するとともに、市、小平警察署、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。 ・ 高所高感度カメラを用いた管内の火災発生状況や建物倒壊状況等の把握 ・ 地震計ネットワーク、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の予測 ・ 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による早期災害情報システム等を活用した被害状況の把握

(3) 指定公共機関が取り組む内容

図表 II-214 被害状況の報告・伝達に関する指定公共機関が取り組む内容

関係機関	内容
N T T 東 日 本 N T T ド コ モ N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ K D D ソ フ ト バ ン ク	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 次により臨機の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとる。 ・ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。 ・ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話、電報に優先して取扱う。 ◆ 「災害救助法」が適用された場合等には避難所などに、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。 ◆ 災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)、災害用伝言板等の災害用安否確認サービスを速やかに提供する。 ◆ 通信の被害、疎通状況の案内と通信輻輳時における利用者への時差通信等の協力要請について、報道機関及びホームページ等を通じて広報する。

(4) その他の機関が取り組む内容

図表 II-215 被害状況の報告・伝達に関して関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
関東総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災地域の通信確保を目的として、衛星携帯電話、MCA 無線機及び簡易無線機を被災地域に対して速やかに無償貸与する。 ◆ 災害発生時に、重要な通信・放送設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合、総務省が全国に配備している移動電源車を貸出し、電源の応急確保に資する。 ◆ 非常災害時における重要通信の疎通の確保を図るため、無線局の開設、周波数等の指定変更、無線設備の設置場所等の変更を行う必要がある場合において、緊急やむを得ないと認められるものについて、口頭等により許認可を行う特例措置を実施（臨機の措置）
各 防 災 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各防災機関は、被害、実施済みの措置、実施する措置その他必要事項について、所管施設の所在市の例に準じ都に報告する。 ◆ ライフライン関係機関及び交通機関関係の被害概況速報については、「災害報告取扱要領」による。 ◆ システム端末設置機関は、必要に応じ、端末に入力する。 ◆ 各防災機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は利用することが著しく困難な場合は、関東地方非常通信協議会構成員等の関係機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。（電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に定める非常通信）

3. 広報体制

3-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-216 広報に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小平市 (広 報 班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市域において震災が発生し、又は発生するおそれがあるときは、ただちに小平警察署、小平消防署その他防災機関と連携して広報活動を実施する。 ◆ 広報に当たっては、ケーブルテレビ局やコミュニティFM局などの地域放送局を活用する。 <p>《広報内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 震災発生直後に行う広報内容 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地震の規模、気象の状況 ➢ 混乱防止の呼びかけ ➢ 電気、ガス、石油ストーブ等による火災予防の注意 ➢ 避難及び避難時の方法等 ➢ 道路状況と交通規制、交通機関の運行状況 ➢ 学校等の措置状況 ➢ 市及び都の措置状況 ➢ その他必要により関係機関が実施している広報内容 ・ 被災者に対する広報 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 被害情報

	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 避難所開設状況 ➢ 食料・生活物資等の供給状況 ➢ 医療機関の診療状況 ➢ 電気、ガス、水道、電話等ライフラインの被害及び復旧状況 ➢ 道路状況と交通規制、交通機関の被害及び復旧状況 ➢ 防疫・保健衛生措置状況 ➢ 学校の休校・再開等の措置状況 ➢ 市及び都の措置状況 ➢ その他必要により関係機関が実施している広報内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報に関する応援要請 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市本部は、避難指示等の情報に係る広報について、報道機関を通じ実施する必要があると認める場合は、東京都災害対策本部に対し、応援の要請を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 広報班は、市本部から指示があったとき、又はその他の状況により、小平市ホームページ及び臨時広報紙等の広報媒体を最大限に利用して、広報活動を実施する。 ◆ 避難班及び施設管理所管課は、広報班と連携し避難所及び公共施設等における掲示板等へ情報を掲示することにより市民への広報を実施する。 ◆ 消防団は、市本部から指示があったときは、巡回等により広報活動を実施する。 <p>《広報内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報内容 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 出火防止、初期消火の呼びかけ ➢ 要配慮者への支援の呼びかけ ➢ 火災に関する情報 ➢ 避難指示等に関する情報 ➢ 民生安定を図るための情報 ・ 広報手段 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 消防車両の拡声装置等 ➢ 消防団詰所の掲示板等への掲示 ➢ トランジスターメガホン ・ 巡回エリア <ul style="list-style-type: none"> ➢ 各分団の巡回広報エリアは、原則として通常の消防団受持ち区域の範囲による。
--	---

3-2. 東京都関係機関が取り組む内容

図表 II-217 広報に関して東京都関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
警 視 庁 小 平 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広報内容は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難を必要とする情報 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 火災の発生及び延焼状況 ➢ 高圧ガスの保管場所等の爆発及びそのおそれ ➢ その他避難を必要とする事象の発生及びそのおそれ ・ 混乱防止及び人心の安定を図るための情報 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 余震等の気象庁の情報

	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域の被害状況、被害の拡大予想及び復旧の見通し ➢ ライフライン等の被害状況及び復旧の見通し ➢ 主要道路、高速道路及び橋の被害状況並びに復旧見通し ➢ 交通機関の被害状況及び復旧の見通し ➢ 交通規制の実施状況及び渋滞情報 ➢ 被災地域・避難場所等に対する警戒状況等 ・ その他混乱防止等を図るための情報 <ul style="list-style-type: none"> ➢ デマ・流言打ち消し情報 <p>◆ 広報手段は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トランジスターメガホン ・ 交番（駐在所）備付けマイク ・ パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー ・ 交通情報板、光ビーコン、ラジオ ・ ホームページ等
<p>東京消防庁 小平消防署</p>	<p>◆ 広報内容は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出火防止、初期消火の呼びかけ ・ 救出救護及び要配慮者（高齢者・身体障がい者等）への支援の呼びかけ ・ 火災及び水災に関する情報 ・ 避難指示等に関する情報 ・ 救急告示医療機関等の診療情報 ・ その他市民が必要としている情報 <p>◆ 広報手段は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防車両の拡声装置等 ・ 消防署、消防出張所、消防団及び町会の掲示板等への掲示 ・ テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供 ・ ホームページ・SNS・消防アプリ等を活用した情報提供 ・ 東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供

3-3. 指定公共機関等が取り組む内容

図表 II-218 広報に関して指定公共機関等が取り組む内容

関係機関	内容
<p>日本郵便 小平郵便局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 業務被害、応急対策の措置状況等、業務運営状況及びその見通し等について、報道機関を通じて広報活動を行う。 ◆ 災害の態様及び被災状況等に応じ、次の内容を公示する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ・ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・ 被災地宛救助用郵便物の料金免除 ・ 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分 ◆ 広報手段は、次の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便局窓口又は局前等に掲出する。 ・ 放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る
<p>東京電力 パワーグリッド</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広報内容は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気による二次災害等を防止するための方法

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難時の電気安全に関する心構えについての情報 ・ 電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報 <p>◆ 広報手段は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ、ラジオ（ラジオ・ライフラインネットワーク）、新聞等の報道機関及びホームページ等を通じた広報 ・ 市の防災行政無線（同報系）の活用 ・ 広報車等による直接当該地域への周知
東 京 ガ ス	<p>◆ 広報内容は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項 ・ ガスの供給状況、ガス供給停止地区の復旧の見通し <p>◆ 広報手段は、テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット等とする。</p> <p>◆ NHK 及び民放各社に大規模地震発生時対応用「CM 素材・報道用素材」として、テレビ用は HDCM 又は DVD、ラジオ用は MO 又は CD を配布している。大規模地震発生時には放映を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復帰できる手順を案内する。</p>
J R 東 日 本 西 武 鉄 道	<p>◆ 広報内容は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況 ・ 列車の不通線区や開通見込み等 <p>◆ 広報手段は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ・ラジオ・ホームページ等で都民への情報提供に努める。 ・ 乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行う
N T T 東 日 本 N T T ド コ モ N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ス K D D イ ソ フ ト バ ン ク	<p>◆ 通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板の提供開始状況等の広報を行う。</p> <p>◆ 公衆電話の無料化を行ったときは公式ホームページのほか、報道機関、自治体との協力により広報を実施する。（NTT 東日本）</p>

3-4. 自衛隊が取り組む内容

図表 II-219 広報に関して自衛隊が取り組む内容

関係機関	内 容
自 衛 隊	<p>◆ 関係機関と連絡を密にし、空及び地上から情報を収集するとともに、広報に優先する救援活動の遂行に支障のない範囲において、能力の許す限り広報活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人命財産の保護に影響する緊急情報の伝達 ・ 民心安定に寄与する自衛隊及び関係機関の活動状況 ・ 都及び関係機関等の告示事項 ・ その他必要事項 <p>◆ 広報手段は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヘリコプター、地上部隊等による呼びかけ ・ 報道機関を介しての情報提供

4. 広聴体制

4-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-220 広聴に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (広聴班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市は被災市民のための相談所を設け、要望事項や苦情を聴取し、情報提供等を行うことによりその解決を図るほか、必要により広聴内容を関係機関に連絡する。 ◆ 電話、FAX、電子メールによる相談等にも対応する。

4-2. 東京都関係機関が取り組む内容

図表 II-221 広聴に関して東京都関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
警視庁 小平警察署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談に当たる。 ◆ 交通対策本部内に交通規制の内容及び緊急通行車両の標章に関するテレホンコーナーを開設する。
東京消防庁 小平消防署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内に当たる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者に対する出火防止指導、罹災証明書の発行の支援に関する対応等を行う。 ◆ 市民からの電子メールによる問合せに対応する。

5. 住民相互の情報連絡等

5-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-222 住民相互の情報連絡等に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (広報班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市は都や報道機関等と連携し、住民、事業者及び帰宅困難者に対して、一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行うとともに、避難所や一時滞在施設の開設状況などの情報提供を行う。

5-2. 指定公共機関が取り組む内容

図表 II-223 住民相互の情報連絡等に関して指定公共機関が取り組む内容

関係機関	内 容
N T T 東 日 本 N T T ド コ モ N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ K D D イ ソ フ ト バ ン ク	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 行政機関と連携し、住民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。 ◆ 災害伝言ダイヤル、災害伝言板等の利用を呼びかける。

5-3. その他の機関等が取り組む内容

図表 II-224 住民相互の情報連絡等に関してその他の機関等が取り組む内容

関係機関	内 容
報 道 機 関	◆ 行政機関や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や安否確認の方法等について、住民、事業者及び帰宅困難者に提供する。
市 民 等	◆ 災害伝言ダイヤル、災害伝言板等を利用し、家族等の安否を確認する。

第7章 医療救護・保健等対策

【被害想定】

被害項目	想定される被害
負傷者数	2,015人
重傷者数	305人
死者数	183人

第1節 現状と課題

1. 初動医療体制等の確立

市では、小平市医師会、小平市歯科医師会、小平市薬剤師会、小平市柔道整復師会及び東京都助産師会小平・小金井地区分会（以下、この章において「市医師会等」という。）と災害時の協力協定を締結しており、災害時には医療救護班等を編成し傷病者の応急処置等を実施するなど、初動医療体制を整備している。

また、災害時には多くの負傷者が医療機関に受入れを求めて来院することが想定されることから、小平市医師会との協定において、市内の災害拠点病院等にトリアージポスト及び緊急医療救護所を設置し、病院前トリアージ及び軽症者への応急処置等を行う体制を整備している。

被害想定においては、市内で約2,000人の負傷者（うち重傷者は約300人）の発生が想定されており、市医師会等と連携した医療救護活動と災害拠点病院、災害拠点連携病院等を中心とする受入医療機関の確保が必要である。

このため、限られた医療資源を最大限有効に活用できるよう医療機関の活動状況等の迅速な把握、医療救護班等の編成及び配置、トリアージポスト及び緊急医療救護所等の迅速な設置などについて調整する機能を構築することが必要である。

また、傷病者や医療救護班等の搬送について、具体的な手段を確保する必要がある。

- ◆ 災害時における医療救護活動の協力に関する協定（市内民間救急及び介護タクシー事業者）

2. 医薬品・医療資器材の確保

市では、独自に医薬品・医療資器材の備蓄を行うとともに、災害時には、速やかに小平市薬剤師会との連携により「災害薬事センター」を設置し医薬品等の受入れ、管理及び供給を行う体制を整備している。

医薬品等が不足した場合には初動医療体制の機能に大きな支障がでることから、医薬品及び災害時応急用資器材等を確実に確保する必要がある。

- ◆ 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（医薬品卸売販売業者5社）
- ◆ 災害用医薬品備蓄維持管理等業務委託（小平市薬剤師会）

3. 遺体の取扱い

関係機関と連携し、震災時における検案班、検視班を編成して、遺体の検案、検視や死体検案書の発行を行う体制を構築している。

また、遺体の一時収容所及び葬祭用品の確保について、関係機関等と協定を締結している。

- ◆ 大規模災害発生時における施設等使用に関する協定（警視庁小平警察署）
- ◆ 災害時における葬祭用品等の供給に関する協定（東京多摩葬祭業協同組合）

被害想定においては、被災による死者は、最大で183人が想定されており、具体的な搬送の手段、一時収容所、火葬場を確保する必要がある。

第2節 取組の方向性

1. 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制の強化

被災状況を踏まえ、限られた医療資源を震災直後から最大限活用できるよう、小平市災害医療コーディネーターを設置し、小平市災害医療コーディネーターを中心とした迅速かつ確実な医療機関等との情報連絡体制や地域の実情を踏まえた医療連携体制を強化する。

震災時には、医療機関の活動状況等の迅速な把握を行い、小平市災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づき災害医療体制を確保する。

また、傷病者や医療救護班等の搬送については、民間事業者等との連携も踏まえ、緊急度や搬送人数等に応じた体制を確保する。

加えて、在宅療養患者のための支援体制を構築する。

2. 医薬品等の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の強化

医薬品や医療資器材の確保に向けて、小平市薬剤師会や医薬品等の卸売販売業者と連携した供給体制を強化する。

3. 検視・検案体制の構築及び火葬体制の確保

震災時における遺体の検視・検案等に関しては、速やかな検視・検案等に資するため、関係機関や都との連携により、検案医等の体制や情報連絡体制を確保する。

また、震災時における遺体の火葬に関しては、関係機関や都との連携により遺体の搬送体制及び広域火葬体制を確保する。

第3節 具体的な取組

《予防対策》

《対策一覧》

- 1 初動医療体制等の整備
- 2 医薬品・医療資器材の確保
- 3 遺体の取扱い

1. 初動医療体制等の整備

1-1. 情報連絡体制等の確保

災害時に効果的な医療救護活動を行うためには、正確な被害状況等の把握と医療機関等との情報連絡が必要であることから、医療機関等との情報連絡体制を構築する。

また、医療救護活動等を統括・調整するために必要な医療情報を集約・一元化し、医療救護活動等に関する医学的助言を行う、災害医療コーディネーターを設置する。

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-225 情報連絡体制等の確保に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (防災危機管理課、 健康推進課)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小平市災害医療コーディネーター(※)の任命 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、市内の医療救護活動等を統括・調整するために、医学的助言を行う小平市災害医療コーディネーターを任命する。 ◆ 市内の医療機関及び地区医療救護班等との連絡体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、小平市災害医療コーディネーターを中心に市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。 ◆ 発災後における医療救護所及び医療救護活動拠点の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都と連携し、二次保健医療圏医療対策拠点(※)及び市管内の関係機関との情報連絡体制を構築

【災害医療コーディネーター】

- ◆ 災害時に、医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行うコーディネーター。市内の医療救護活動を対象として、市が指定する「市災害医療コーディネーター」のほか、都が指定する都内全域を対象とする「東京都災害医療コーディネーター」、各二次保健医療圏域を対象とする「東京都地域災害医療コーディネーター」がある。

【小平市災害医療コーディネーターの業務】

《役割》

- ◆ 市内の医療救護活動等を統括・調整するために必要な医療情報を集約・一元化し、医療救護活動等に関する医学的助言を行う。

- ◆ 平常時から、市の医療連携体制に関する助言を行う。
 - ◆ 災害時に医療救護活動拠点における「小平市連絡調整会議」の中心的な役割を担うほか、東京都地域災害医療コーディネーターや圏域内の市コーディネーター等関係機関との情報連絡体制を構築する。
- 《具体的に取り組む内容》
- ◆ 小平市災害医療コーディネーターは、大規模災害時において、市長の要請に基づき、小平市災害対策本部又は医療救護活動拠点に参集し、次の職務に関する統括・調整を行うための助言を行う。
 - ・ 市の医療救護活動方針の策定に関すること
 - ・ 医療チームの配分調整に関すること
 - ・ 傷病者を受け入れる病院との連絡調整に関すること
 - ・ 医療救護班の活動に関すること
 - ・ 医療情報の収集提供に関すること
 - ・ 収容先医療機関の確保に関すること
 - ・ 東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること
 - ・ その他医療救護に関すること

- 【二次保健医療圏医療対策拠点】
- ◆ 都が、二次保健医療圏の基幹災害拠点病院及び地域災害拠点中核病院において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所。
- 【地域災害医療連携会議】
- ◆ 都が二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、市区町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平常時及び発災時に開催する会議

(2) 医師会等が取り組む内容

図表 II-226 情報連絡体制等の確保に関して医師会等が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 医 師 会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内の医療機関等との連絡体制の確立 ・ 市医師会等は、震災により市域に甚大な被害が生じた場合に、初動の応急医療活動を円滑に実施できるよう、その会員との連絡手段の確保に努める。

1-2. 医療救護活動等の確保

市は市医師会等及び多摩小平保健所と連携し、震災時において、緊急を要する傷病者等に対する迅速かつ的確な医療救護活動が実施できるよう対策を講じる。

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-227 医療救護活動に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (防災危機管理課、 高齢者支援課、 障がい者支援課、 健康推進課)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内の医療機関、地区医療救護班、地区歯科医療救護班、地区薬剤師班等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等を編成できるように、市医師会、市歯科医師会及び市薬剤師会等と連携し即応体制を確保する。 ◆ 医療救護所(※)の設置場所及び体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害拠点病院等の近接地等(病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む)に、あらかじめ緊急医療救護所の設置場所を確保する。 ・ 緊急医療救護所を設置する医療機関等と連携し、あらかじめ設置場所、運営方法等について手順を定め、医療救護体制を確保する。 ・ 緊急医療救護所において、トリアージ訓練を実施するとともに、必要資器材を整備する。 ・ 避難所運営訓練等において、避難所医療救護所の設置及び活動訓練を実施するとともに、必要資器材を整備する。 ◆ 医療救護活動拠点(※)の設置場所及び体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護活動拠点の設置場所、運営方法等についてあらかじめ手順を定めるとともに、必要資器材を整備する。 ・ 医療救護活動拠点の設置、運営を踏まえた訓練を実施し、運営体制の強化に努める。 ・ 医療救護活動拠点においては、市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。 ◆ 在宅療養者の医療支援、搬送体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所と連携し在宅難病患者の状況把握に努めるとともに、都への支援要請の手順を明確にする。 ・ 東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき、「災害時個別支援計画」を作成し、「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を整備しておくとともに、都への支援要請の手順を明確にする。 ・ 小平市医師会や東京都透析医会と連携し透析患者等への災害時の医療支援に関する体制を整備する。

【医療救護所】

- ◆ 市が地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する場所。緊急医療救護所と避難所医療救護所がある。

【緊急医療救護所】

- ◆ 市が、発災後速やかに、災害拠点病院等の近接地等(病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。)に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ(※)、軽症者に対する応急処置及び中等症者・重症者に対する搬送調整を行う場所

【避難所医療救護所】

- ◆ 市が地域防災計画に基づき、避難所内に設置する医療救護所。
- 【医療救護活動拠点】
- ◆ 市が、市災害医療コーディネーターを中心に医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換するために設置する場所
- 【トリアージ】
- ◆ 災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病者を傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいう。

(2) 東京消防庁小平消防署が取り組む内容

図表 II-228 医療救護活動に関して東京消防庁小平消防署が取り組む内容

関係機関	内 容
東京消防庁 小平消防署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 東京DMAT（※）との連携活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京DMATが出場する場合に備え、訓練等により連携活動体制の確保に努める。

【東京 DMAT（東京 Disaster Medical Assistance Team：ディーマット）】

- ◆ 大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チームをいう。

(3) 市医師会等が取り組む内容

市医師会等は、市との協定における活動内容が発災時に円滑かつ効果的に実施できるよう、あらかじめ対策を講じておくものとする。

図表 II-229 市医師会等と小平市の協定における活動内容

締 結 先	締結日
	内 容
(一社)小平市 医 師 会	昭和52年3月29日
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 傷病者に対する応急処置 ◆ 後方医療への転送の要否、転送順位の決定 ◆ 軽易な医療 ◆ 死亡の確認
(公社)東京都 小平市歯科医師会	平成9年12月24日
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 傷病者の応急処置 ◆ 後方医療への転送の要否、転送順位の決定 ◆ 軽易な歯科治療 ◆ 検視・検案時の法医学上の協力
(一社)小平市 薬 剤 師 会	平成12年2月3日
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 傷病者に対する調剤 ◆ 傷病者に対する服薬指導 ◆ 医薬品の管理
(公社)東京都柔道整復 師会北多摩支部小平 市柔道整復師会	平成10年3月27日
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 傷病者の応急救護 ◆ 衛生材料の提供

(公社)東京都助産師会 小平・小金井 地区分会	平成24年12月6日 ◆ 医療救護所等における応急救護活動の支援 ◆ 避難所等における妊産褥婦、乳幼児に対する心身両面のケア
-------------------------------	--

1-3. 負傷者等の搬送体制の整備

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-230 負傷者等の搬送体制整備に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課、 健康推進課)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 負傷者及び市が派遣する医療救護班の搬送方法の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、更に搬送手段の拡充を図る。 ◆ 医療救護所における傷病者の搬送体制の確保

1-4. 防疫体制の整備

(1) 小平市が取り組む内容

震災時には、水道等のライフラインの寸断や家屋の被災等により、衛生環境が悪化し、各種感染症が発生するおそれがある。このため、家屋内外の消毒を実施するとともに、感染症の発生、まん延を防止するため、各種検査や予防措置を行う。

図表 II-231 防疫体制の整備に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課、 健康推進課、 環境政策課)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画の策定 ◆ 都、関係団体等と連携した動物救護体制の整備

2. 医薬品・医療資器材の確保

2-1. 医薬品・医療資器材の確保

医療救護班等が医療救護活動を実施するためには、災害の推移に応じた医薬品・医療資器材を確保する必要があり、必要量の備蓄に努めるとともに、市薬剤師会及び医薬品卸売販売業者と連携した供給体制を構築する。

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-232 医薬品・医療資器材の確保に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課、健康推進課)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療救護班用及び避難所用の医薬品等を備蓄する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市医師会等と協議の上、医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。 ・ ランニングストック方式等による備蓄について、関係機関との連携・協力体制を強化する。 ◆ 医薬品卸売販売業者からの供給体制を確保する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品等の供給を円滑に行うため、医薬品卸売販売業者と締結した協定に基づき、供給体制を確認する。 ・ 医薬品等の調達方法(卸売販売業者への発注方法等)について、あらかじめ具体的に市薬剤師会及び卸売販売業者と協議しておく。

(2) 医療機関等が取り組む内容

図表 II-233 医薬品・医療資器材の確保に関して医療機関等が取り組む内容

関係機関	内容
市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医薬品・医療資器材の備蓄等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市薬剤師会の会員は、災害時においても業務を継続できるようBCP(業務継続計画)を作成し、それに基づき医薬品・医療資器材のランニングストック方式等による備蓄に努める。 ◆ 災害時の情報連絡体制を整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市薬剤師会は、医薬品・医療資器材の確保を円滑に実施できるよう、その会員との連絡手段の確保に努める。
災害拠点病院等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時の医療救護等を円滑に実施するため、医薬品・医療資器材の備蓄に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害拠点病院は、3日分程度の医薬品・医療資器材を備蓄する。 ・ 災害拠点連携病院、災害医療支援病院、診療所及び歯科診療所は、災害時においても診療を継続できるようBCP(業務継続計画)を作成し、それに基づき医薬品等の備蓄に努める。

2-2. 小平市災害薬事センターの設置

市は市薬剤師会等と連携し、医療救護所や避難所等への医薬品等の供給拠点となる「小平市災害薬事センター」を発災後速やかに設置し、市薬剤師会より災害薬事コーディネーターを指定し災害時における医薬品等の適切な供給を行える体制を構築する。

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-234 小平市災害薬事センターの設置に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課、健康推進課)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市薬剤師会と連携し、災害薬事センター設置場所(状況に応じて複数箇所設置)、災害薬事コーディネーター、運営方法、卸売販売業者からの調達方法や納入先、及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく。(卸売販売業者は、

	<p>原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は市の災害薬事センターへ納品する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害薬事センターを複数か所設置する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中核となる災害薬事センターの災害薬事コーディネーターは、市薬剤師会があらかじめ指定している者とし、その他のセンターを統括する。 ・ その他の災害薬事コーディネーターは市薬剤師会と市が協議の上決定する。
--	--

(2) 市薬剤師会が取り組む内容

図表 II-235 小平市災害薬事センターの設置に関して市薬剤師会が取り組む内容

関係機関	内 容
小平市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市薬剤師会は、その会員から災害薬事コーディネーターをあらかじめ指定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害薬事コーディネーターを指定した場合は、市に通知し連絡体制を確保する。 ◆ 市と連携し、災害薬事センターの運営方法、医薬品卸売販売業者からの調達方法をあらかじめ協議する。

3. 遺体の取扱い

3-1. 小平市が取り組む内容

震災により、行方不明者や死亡者が発生すると想定されている。行方不明者の搜索、遺体の収容、検視・検案等の各段階において、市及び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取り組む体制を整備する。

図表 II-236 遺体の取扱いに関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (市 民 課)	<p>《遺体収容場所の管理・運営等に関する条件整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 以下の事項についてあらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項 ・ 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項 ・ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項 ・ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項 <p>《行方不明者の搜索・遺体の収容体制の構築》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 作業員の雇用やボランティアの確保を検討する。 <p>《遺体収容所の事前指定・公表》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 死者への尊厳や遺族感情への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内施設であること ・ 避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設 ・ 検視・検案も確保可能な一定の広さを有する施設 ・ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設 ・ 水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。 <p>《死亡届の受理・火葬許可証等の発行等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 死亡届を受理した後に、速やかに火葬許可証を発行できるよう、必要書類の事前準備等に努める。

《応急対策》

《対策一覧》

- | | |
|---|--------------------------|
| 1 | 初動医療体制等の構築 |
| 2 | 医薬品・医療資器材の供給 |
| 3 | 医療施設の確保 |
| 4 | 行方不明者等の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等 |

《医療救護活動におけるフェーズ区分》

区分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や、火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出・救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

《主な医療救護活動》

災害時の医療救護活動のフェーズ区分と必要な活動

全体概要	フェーズ0 発災直後	フェーズ1 超急性期	フェーズ2 急性期	フェーズ3 亜急性期	フェーズ4 慢性期	フェーズ5 中長期
	発災～6時間まで	72時間まで	1週間程度まで	1か月程度まで	3か月程度まで	3か月程度以降
医療ニーズ	外傷治療・救命救急のニーズ		慢性疾患治療、被災者・支援する職員等の健康管理、公衆衛生的なニーズ			
必要な医療救護活動	都内全域の広域的な活動			区市町村中心の救護活動		
① 区市町村	緊急医療救護所の設置・運営					
区市町村災害医療コーディネーター	地区医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班等の派遣					
	避難所医療救護所・医療救護活動拠点・災害薬事センターの設置					
② 都	災害医療コーディネーターの参集 医療対策拠点の設置					
東京都災害医療コーディネーター	東京DMATの活動					
地域災害医療コーディネーター	都医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班等の派遣					
	主に日本DMATによる支援活動					
	主に柏道府県の医療救護班による支援活動					
	東京DPAT（他県DPAT）の派遣					
③ 災害拠点病院	主に重症者の収容・治療		平常時の医療体制へ徐々に移行			
④ 災害拠点連携病院	主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療		平常時の医療体制へ徐々に移行			
⑤ 災害医療支援病院 ⑥ 診療所等	診療継続または区市町村の定める医療救護		平常時の医療体制へ徐々に移行			

※ 被害状況等により、活動期間は、長期化または短縮します

1. 初動医療体制等の構築

災害発生時に、効果的かつ効率的に医療救護活動を行うためには、正確に被害情報を収集・把握・集約するとともに、医療機関との情報連絡体制を確立することが重要である。そのため、災害発生時には次の取組を実施する。

1-1. 医療情報の収集伝達

市は、医療機関の被害状況や活動状況、医療救護所の情報等について迅速かつ的確に把握する。

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-237 医療情報の収集伝達に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (広報班、 救護班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 多摩小平保健所、小平市災害医療コーディネーター及び市医師会等と連携し、人的被害・市内医療機関の被災状況や活動状況を把握し、圏域内の医療対策拠点(東京都地域災害医療コーディネーター)に報告する。 ◆ 医療救護所の設置状況、医療機関の活動状況について市民に周知する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線、ホームページ、防災メールマガジン等を活用する。 ・ 公共施設や避難所等へ掲示する。 ◆ 地域住民に対する相談窓口の設置

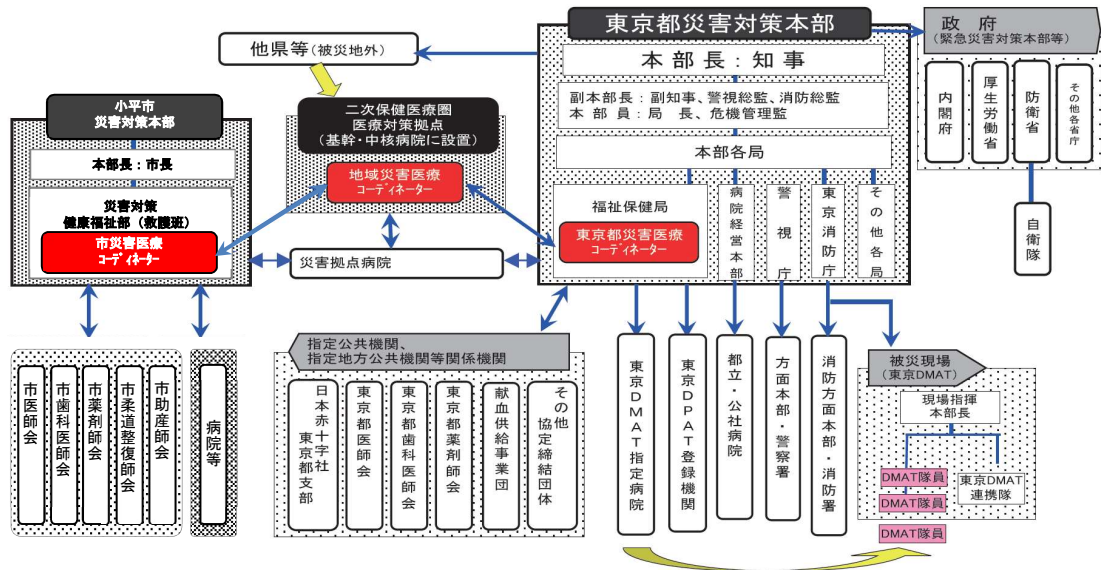
(2) 市域に係る関係機関が取り組む内容

図表 II-238 医療情報の収集伝達に関して関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
小平市災害医療 コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各医療機関から被害状況や活動状況、医療救護所の情報等を集約・一元化し、医療救護活動等に関する医学的助言を加え、市に通知する。
小平市医師会 小平市歯科医師会 小平市薬剤師会 小平市柔道整復師会 東京都助産師会 小平・小金井 地区分会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被害状況及び活動状況等を把握する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各医療機関の人的被害状況、及び医療機関(災害拠点病院、都立病院、救急告示機関を除く、診療所、歯科診療所、薬局及び病院)の被害状況・活動状況について把握し、市に報告する。

(3) 業務手順

図表 II-239 発災直後の連携体制 (イメージ)



(4) 関係機関との連絡手段

EMIS※ (広域災害救急医療情報システム) やFAX、防災行政無線等を活用し、医療機関の被害状況や稼働状況を把握・共有する。

また、情報連絡手段については、避難所等に配置されている防災行政無線を用いることを原則とし、その他通信手段の確保に努めるものとする。

【EMIS】
 Emergency Medical Information Systemの略。
 災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的とするシステム

1-2. 初動期の医療救護活動体制

(1) 小平市及び関係機関が連携して取り組む内容

図表 II-240 初動期の医療救護活動に関して小平市、関係機関が連携して取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (救護班、避難班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時における医療救護を一次的に実施する。 ◆ 医療救護活動拠点を設置する。 ◆ 小平市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動を統括・調整をする。 ◆ 超急性期には災害拠点病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置・運営する。 ◆ 急性期以降には、避難所等に避難所医療救護所を設置するほか、定点・巡回診療を実施する。また、在宅療養者への医療支援について調整する。

	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市医師会等との協定に基づき、医療救護を実施するよう要請する。 ◆ 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、都に対し応援を要請する。
東京消防庁 小平消防署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都及び民間救急事業者と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣する。 ◆ 東京DMATと連携して、救命処置等を実施する。
東京都 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害発生現場等の多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京DMATを派遣する。 ◆ 災害時の精神科医療ニーズに対応するため、東京DPATを派遣する。 ◆ 市から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認められた場合は、都が編成する都医療救護班等を派遣する。 ◆ 医療救護体制が不足する場合には、都が締結している相互応援協定等に基づき、都外の区市等に応援を要請する。
多摩小平保健所	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公衆衛生的見地から、地域災害医療コーディネーター及び市を支援する。
日赤東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都から「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づく要請があった場合に、都医療救護班として医療及び助産救護活動等を行う。
献血供給事業団	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、日赤東京都支部などと連携して医療救護活動等に協力する。
東京都看護協会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都から「災害時の救護活動についての協定書」に基づく看護師の派遣要請があった場合は、応急救護の実施及び衛生材料の提供など、医療救護所等における看護業務を行う。
小平市医師会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市から「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、ただちに医療救護班を派遣して、医療救護活動を行う。 ◆ 災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに医療救護活動を実施する。
小平市歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、ただちに医療救護班を派遣して、医療救護活動を行う。 ◆ 災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに歯科医療救護活動を実施する。
小平市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市から「災害時の救護活動についての協定」に基づく薬剤師班の派遣要請があった場合は、ただちに薬剤師班を派遣して、救護活動を行う。 ◆ 災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに救護活動を実施する。
小平市柔道整復師会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市から「災害時の救護活動についての協定」に基づく柔道整復師班の派遣要請があった場合は、ただちに柔道整復師班を派遣して、救護活動を行う。 ◆ 災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに救護活動を実施する。
東京都助産師会 小平・小金井	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市から「災害時における妊産褥婦・乳幼児等支援活動に関する協定」に基づく助産師班の派遣要請があった場合は、ただちに

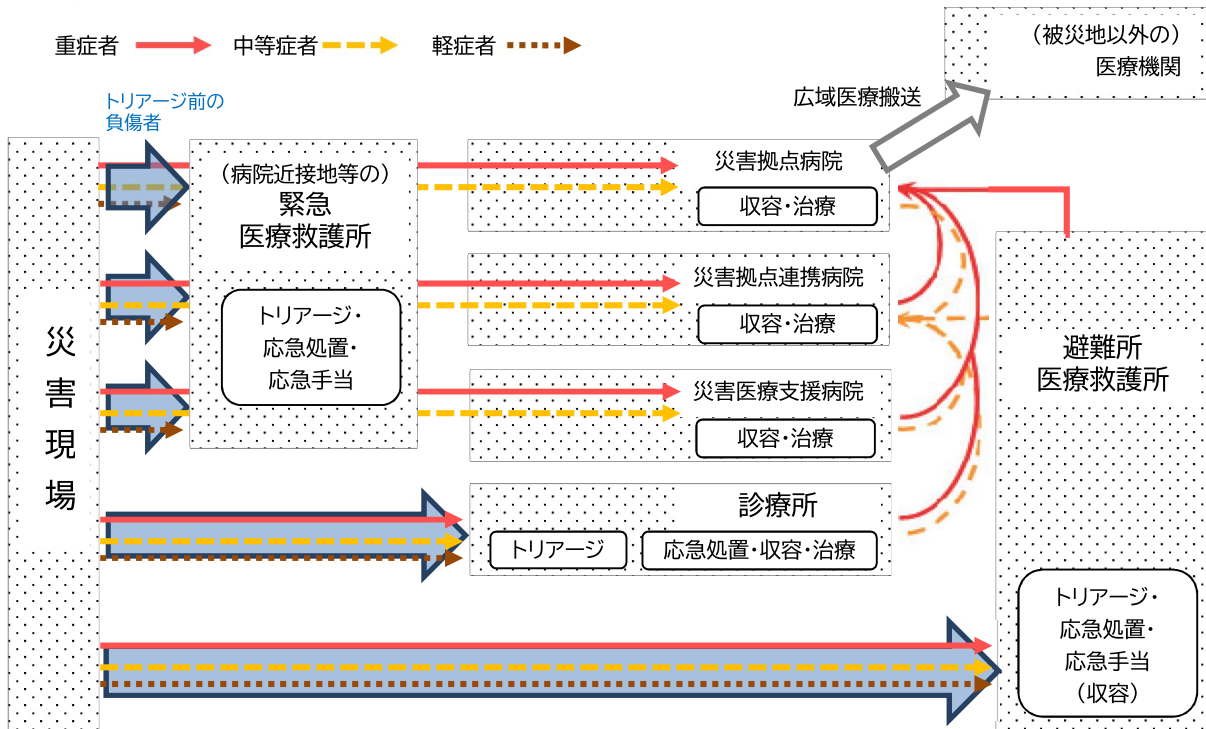
地 区 分 会	助産師班を派遣して、救護活動を行う。 ◆ 災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請をまたずに救護活動を実施する。
---------	---

(2) 医療機関の役割

図表 II-241 市内医療機関の指定区分と役割

指定区分	役 割	医療機関
災 害 拠 点 病 院	◆ 主に重症者の収容・治療を行う。	公立昭和病院
災 害 拠 点 連 携 病 院	◆ 主に中等症者や容態の安定した重症者の治療・収容を行う。	
災 害 医 療 支 援 病 院	《専門医療を担う病院》 ◆ 災害時において医療機能の継続が求められる小児医療への対応を行う病院は、既存のネットワーク等の連携体制を活用して、災害時に不足する医療機能の確保に努める。 《主に慢性疾患を担う病院》 ◆ 慢性疾患への対応や市地域防災計画に定める医療救護活動や診療継続に努める。	多摩済生病院 一橋病院 緑成会病院 南台病院 やさか記念病院 国立精神・神経医療研究センター病院 小平中央リハビリテーション病院
診 療 所 等	《専門医療を行う診療所》 ◆ 透析医療機関、産婦人科及び有床診療所は、原則として診療を継続する。 《一般診療所等》 ◆ 上記以外の診療所、歯科診療所及び薬局については、本計画に定める医療救護活動や診療継続に努める。	

図表 II-242 初動期における被災傷病者の流れ



図表 II-243 近隣の東京都災害拠点病院一覧

(令和2年10月1日現在)

病院名	所在地	電話番号	備考
北多摩北部保健医療圏			
公立昭和病院	小平市花小金井 8-1-1	042-461-0052	地域災害拠点中核病院
佐々総合病院	西東京市田無町 4-24-15	042-461-1535	
多摩北部医療センター	東村山市青葉町 1-7-1	042-396-3811	
国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘 3-1-1	042-491-2111	
北多摩西部保健医療圏			
東大和病院	東大和市南街 1-13-12	042-562-1411	
国立病院機構災害医療センター	立川市緑町 3256	042-526-5511	広域基幹災害医療センター
立川病院	立川市錦町 4-2-22	042-523-3131	

(3) 具体的取組

① 初動期の小平市災害医療コーディネーターの役割と取組内容

図表 II-244 小平市災害医療コーディネーターが取り組む内容

<p>《役割》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市が医療救護活動等を統括・調整するために必要な医療情報を集約・一元化し、医療救護活動等に関する医学的助言を行う。 ◆ 災害時に医療救護活動拠点における「小平市連絡調整会議」の医療に関わる中心的な役割を担うほか、東京都地域災害医療コーディネーター等関係機関との情報連絡体制を構築する。 <p>《具体的な職務》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 小平市災害医療コーディネーターは、大規模災害時において、市長の要請に基づき、小平市災害対策本部又は医療救護活動拠点に参集し、次の職務に関する統括・調整を行うための医学的助言を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の医療救護活動方針の策定に関すること ・ 医療チームの配分調整に関すること ・ 医療情報の収集提供に関すること ・ 医療救護班の活動に関すること ・ 収容先医療機関の確保に関すること ・ 東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること ・ その他医療救護に関すること <p>《具体的な活動内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 対象期間：超急性期まで（発災～72時間） <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続診療可能な市内医療機関の把握・情報提供 ・ 医療救護班等の編成の連絡・調整 ・ トリアージポスト及び緊急医療救護所の設置場所及び設置要否の指導・助言 ・ 歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、助産師会との連絡調整 ・ 東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡・調整（重傷者の受入れ、広域搬送等について） ・ 医療救護活動拠点における、「連絡調整会議」の総括 <p style="text-align: right;">など</p> ◆ 対象期間：おおむね急性期以降（72時間～） <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所等への医療救護所の設置場所及び設置要否の指導・助言 ・ 避難所等の巡回診察の要否及び巡回スケジュールの調整 ・ 市外からの派遣医療救護班の受入れ調整 ・ 市が定める医療救護活動方針に対する医学的助言 ・ 病院や医療救護所の人的・物的資源に関する、医療チームの配分調整に対する医学的助言 <p style="text-align: right;">など</p>

② 医療救護所の設置

図表 II-245 医療救護所の設置において小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小平市 (広報班、 救護班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 緊急医療救護所の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発災から超急性期（発災～72時間）において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営し、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う。 ・ 医療機関に設置する緊急医療救護所は、当該医療機関の敷地内もしくは近接地に設置する。 ・ 緊急医療救護所と併せて、トリアージポストを設置する。 ◆ 避難所医療救護所の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ おおむね急性期以降（発災から72時間以降）において、避難所等での慢性疾患治療、避難者の健康管理や公衆衛生的ニーズに対応するため、避難所等に医療救護所を設置し、避難者に対する健康相談、診察、歯科診療、服薬指導等を行う。 ◆ 医療救護所を設置する場所及び設置順位 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として次表のとおりとし、小平市災害医療コーディネーターに助言を求め決定する。 ◆ 医療救護班等の派遣要請 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小平市災害医療コーディネーターと連携し、医療救護所において医療救護活動を実施する医療救護班等の派遣を要請する。 ◆ 医療救護所の市民への周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護所等を設置した場合、防災行政無線等を通じて、市民に広く周知する。

図表 II-246 緊急医療救護所の設置場所等

	設置順位	設 置 場 所
緊急医療救護所	第1	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害拠点病院 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立昭和病院
	第2	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害医療支援病院 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多摩済生病院 ・ 一橋病院 ・ 緑成会病院 ・ 南台病院 ・ やさか記念病院 ・ 国立精神・神経医療研究センター病院 ・ 小平中央リハビリテーション病院
	第3	◆ 被災現場
	第4	◆ その他必要と認める場所

図表 II-247 避難所医療救護所の設置場所等

	設置順位	設 置 場 所
避難所医療救護所	第1	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難所等で災害対策本部長が決定する場所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として避難者が500人以上の避難所及び福祉避難所に設置する。
	第2	◆ その他必要と認める場所

③ 医療救護活動拠点の設置

図表 II-248 医療救護活動拠点の設置に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (救護班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療救護活動拠点の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 超急性期まで（発災～72時間以降）に、医療救護活動拠点を設置する。 ・ 医療救護活動拠点は原則として小平市健康センターに設置する。 ・ 医療救護活動拠点には、必要に応じて、市医師会等からの連絡要員の派遣を要請する。 ・ 医療救護活動拠点は市医師会等及び災害対策本部との連絡手段を確保する。 ・ 医療救護活動拠点を設置したことを医療対策拠点に報告する。

④ 医療救護班等の編成

図表 II-249 医療救護班等の編成に関して小平市と関係機関が連携して取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (救護班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療救護班の編成・派遣の要請 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護所等に対し、医療救護班等を派遣する。なお、派遣にあたっては、市災害医療コーディネーターの助言を受けたくうえで決定し、市医師会等の関係機関に対して、編成・派遣を要請する。 ◆ 医療救護活動の応援（医療チーム）要請 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の対応能力のみでは十分でないと思われる場合は、医療対策拠点に対して、医療チームの派遣を要請する。 ◆ 東京都の医療救護活動への協力 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助法適用後、市は都の指示に従い、都が実施する医療救護活動等に協力する。
小平市医師会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市から「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、医療救護班を編成し、医療救護所等へ派遣する。 ◆ 医療救護班の編成は、原則として医師1名、看護師1名、事務員1名とする。
小平市歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、歯科医療救護班を編成し、医療救護所等へ派遣する。 ◆ 歯科医療救護班は、原則として歯科医師1名、歯科衛生士1名、事務員1名とする。
小平市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市から「災害時の救護活動についての協定」に基づく薬剤師班の派遣要請があった場合は、薬剤師班を編成し、医療救護所等へ派遣する。 ◆ 薬剤師班は、原則として薬剤師3名で1班とする。
小平市柔道整復師会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市から「災害時の救護活動についての協定」に基づく柔道整復師班の派遣要請があった場合は、柔道整復師班を編成し、医療救護所等へ派遣する。 ◆ 柔道整復師班の編成、構成人員、編成数は、災害の状況に応じ

	決定する。
東京都助産師会小平 ・小金井地区分会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市から「災害時における妊産褥婦・乳幼児等支援活動に関する協定」に基づく助産師班の派遣要請があった場合は、助産師班を編成し、医療救護所等へ派遣する。 ◆ 助産師班の編成、構成人員、編成数は、災害の状況に応じ、決定する。

図表 II-250 都医療救護班等の編成体制

関係機関	内 容
東京都 (医療救護班、 歯科医療救護班、 薬剤師班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都医療救護班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師1名、看護師1名、事務その他1名で編成する。 ・ ただし、日赤東京都支部は、医師1名、看護師3名、事務その他2名で編成する。 ◆ 都歯科医療救護班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医師1名、歯科衛生士又は歯科技工士1名、事務その他1名で編成する。 ◆ 都薬剤師班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬剤師3名で編成する。

図表 II-251 医療救護班等の活動内容

班名	内 容
医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 傷病者に対するトリアージ ◆ 傷病者に対する応急処置及び医療 ◆ 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定 ◆ 助産救護 ◆ 死亡の確認及び遺体の検案への協力 ◆ その他、市と協議の上必要と認められる業務
歯科医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 疾病者に対するトリアージの協力 ◆ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置、歯科治療および衛生指導 ◆ 歯科に関する疾病者の収容医療機関への搬送の要否及び転送順位の決定への協力 ◆ 検視・検案に際しての法歯学上の協力 ◆ その他、協議の上、必要と認められる業務
薬剤師班	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ◆ 医療救護所及び災害薬事センター等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注
柔道整復師班	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 傷病者に対する応急処置（柔道整復師法に規定された業務の範囲）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急医療救護所において行う応急救護は、緊急医療救護所の医師の指示により実施する。 ◆ 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供
助産師班	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 緊急医療救護所等における応急救護活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急医療救護所において行う応急救護活動は、緊急医療救護所の医師の指示により実施する。 ◆ 避難所等における妊産褥婦及び乳幼児に対する心身両面のケア

⑤ 他自治体からの応援医療救護班等の受入れ

図表 II-252 他自治体からの応援医療救護班等の受入れに関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (受援班、救護班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 受入体制の確立・活動拠点の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都の相互応援協定等に基づく市外からの応援による医療救護班及び歯科医療救護班、ボランティアの医療従事者等の受入れを円滑に実施するための受入要請体制を確立するとともに、その活動拠点等を確保する。 ◆ 市外からの応援班の統括 <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の医療救護班、歯科医療救護班及びボランティアによる救護班などが共同で活動する場合には、小平市災害医療コーディネーターの助言を受けて統括する。

⑥ 市連絡調整会議の開催

図表 II-253 市連絡調整会議の開催に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (救護班、避難班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市連絡調整会議の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護活動拠点において、原則として朝夕等に市連絡調整会議を実施する。 ・ 市連絡調整会議の座長は、小平市災害医療コーディネーターとし、原則として医療救護活動に従事している医療救護班等が参加するものとする。 ・ 市連絡調整会議では、医療救護所や在宅療養者支援等の状況に関する情報交換や、必要となる医療救護活動等について検討を行う。

1-3. 負傷者等の搬送体制

(1) 負傷者の搬送

図表 II-254 負傷者等の搬送に関して小平市、関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (救護班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災現場から緊急医療救護所・避難所医療救護所への搬送 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災現場から緊急医療救護所・避難所医療救護所までの搬送手段を確保する。 ◆ 緊急医療救護所・避難所医療救護所から災害拠点病院等への搬送 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急医療救護所・避難所医療救護所において、負傷者のうち、災害拠点病院等に収容する必要がある重傷者が発生した場合、市で搬送可能かを判断する。 ・ 搬送協定を締結している事業者へ搬送要請をする。 ・ 市による搬送が可能であれば、市が搬送する。 ・ 市による搬送が困難と判断される場合には、都福祉保健局に搬送を依頼する。

東京消防庁 小平消防署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 搬送は、被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。 ◆ 負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、都福祉保健局と連携して行う。
東京都 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 東京消防庁等の関係機関と調整して、搬送手段を確保する。 ◆ 都が締結している協定締結団体等による重傷者等の広域搬送を実施する。
警視庁 自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ヘリコプター等を活用し、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等へ搬送する。

(2) 医療スタッフの搬送

図表 II-255 医療スタッフの搬送に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (救護班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市が派遣する医療救護班等の医療スタッフについては、市が搬送する。 ◆ あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確認して搬送を行う。 ◆ 車両を有する民間事業者等の協力を得るなど、搬送手段の確保に努める。 ◆ 状況に応じて、小平消防署への要請、庁用車の活用、医療救護班が使用した車両、その他民間事業者等の手段を活用する。

1-4. 保健衛生体制の構築

(1) 小平市及び関係機関が取り組む内容

図表 II-256 保健衛生体制構築に関して小平市、関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (救護班、環境衛生班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災市民に対する健康に関する相談を行う。 ◆ 都福祉保健局と協議の上市単独では対応が困難な場合は、都の応援要請を行うほか、応援協定に基づき、他県市に保健活動班の派遣を要請する。 ◆ 派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。 ◆ 被災動物の保護に係る都、市獣医師会及び関係団体等への協力を行う。
東京都 (福祉保健局 (多摩小平保健所))	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握する。 ◆ 市が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援する。 ◆ 環境・食品営業施設等の監視指導等を行う。 ◆ 被災状況に応じた保健衛生活動の総合的な調整を行う。 ◆ 保健衛生全般に関する「情報センター」として被災住民や営業施設等に対し、必要な情報を速やかに提供する。
東京都 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ DHEAT に関する総合的な連絡調整を行う。 ◆ 市からの要請に基づき、DHEAT を派遣する。

(2) 具体的取組**① 保健活動****図表 II-257 保健活動に関して小平市、関係機関が取り組む内容**

関係機関	内容
小平市 (救護班、 受援班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる職員を避難所等に派遣する。 ◆ 保健活動は、都環境衛生指導班や都食品衛生指導班と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。 ◆ 保健活動は、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。 ◆ 派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。
多摩小平保健所 東京都 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保健活動に関する総合的な連絡調整を行う。 ◆ 市における保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。 ◆ 市と協議の上、必要に応じて応援協定に基づき、他県市に保健活動班の派遣を要請する。
東京都助産師会 小平・小金井 地区分会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市から「災害時における妊産褥婦・乳幼児等支援活動に関する協定」に基づく助産師班の派遣要請があった場合は、ただちに助産師班を避難所等へ派遣し、妊産褥婦、乳幼児等への保健指導を実施する。

② 地域精神保健活動**図表 II-258 地域精神保健活動に関して市と関係機関が取り組む内容**

関係機関	内容
小平市 (救護班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 精神保健に関する情報を収集し、市民へ情報を提供できるよう努める。 ◆ 被災状況に応じて、都へ東京 DPAT 等の派遣を要請する。
多摩小平保健所 東京都 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都全体の精神保健に関する情報を収集し、迅速に市へ提供する。 ◆ 東京都全域及び区市町村間の精神保健医療に関する連絡調整を行う。 ◆ 被災区市町村の要請に基づき、東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣する。 ◆ 避難所等での精神疾患の急性増悪者等への対応などを行うため、災害派遣医療チーム・保健師チーム等と連携により支援を行う。また、精神保健相談、精神保健に関する普及啓発等の活動を実施する。

③ 精神医療体制の確保**図表 II-259 精神医療体制の確保に関して小平市、東京都関係機関が取り組む内容**

関係機関	内容
小平市 (救護班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災市民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）をも視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。 ◆ 必要に応じて電話相談窓口・外来相談窓口等の開設状況等の情報を提供する。 ◆ 精神科病院・診療所の外来の実施状況を把握し・市民に情報提

	供ができるよう努める。
東京都 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災した精神科病院の入院患者については、災害拠点精神科病院及び災害拠点精神科連携病院への受け入れを円滑に行う。また、東京精神科病院協会等と連携し、別途受け入れ先を確保する。 ◆ 転院については、東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣し、日本 DMAT 等との連携により行う。 ◆ 東京 DPAT 及び他県 DPAT は、派遣された区市町村内の精神科医療機関の機能補完を行う。 ◆ 精神科災害医療体制の状況を把握し、必要に応じて厚生労働省(DPAT 事務局)及び他県の精神科病院に転院先の要請を行う。(措置入院の体制確保) ◆ 措置患者の緊急受け入れについては、一時的に都立病院で行い、その後、東京都の精神科災害医療体制の中で空床状況を確認し患者を転送する。 ◆ 措置診察体制のため指定医の確保等を行う。

④ 妊産褥婦・乳幼児への対応

図表 II-260 妊産褥婦・乳幼児への対応に関して小平市、関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (救護班、避難班)	◆ 東京都助産師会小平・小金井地区分会と連携し、妊産褥婦等の把握を行う。
東京都助産師会 小平・小金井地区分会	◆ 妊産褥婦、乳幼児に対する保健指導 ・ 避難所、福祉避難所及び要請のある在宅避難者である妊産褥婦等を巡回し、妊産褥婦及び乳幼児に対する心身両面のケア等の保健指導を行う。

⑤ 在宅難病患者への対応

図表 II-261 在宅難病患者への対応に関して小平市、東京都関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (救護班、避難班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保健所と連携し、在宅難病患者の把握を行う。 ◆ 在宅難病者の搬送及び救護体制に必要な場合は、都に対して支援を要請する。
多摩小平保健所	◆ 市の要請により関係機関と協力し人工呼吸器等を使用している在宅難病患者の支援を行う。
東京都 (福祉保健局)	◆ 市の要請に応じ、医療機関及び他道府県市等と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。

⑥ 在宅人工呼吸器使用者への対応

図表 II-262 在宅人工呼吸器使用者への対応に関して小平市、東京都関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (避難班)	◆ 「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者

	<p>の安否確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。 ◆ 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。
東京都 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市からの要請に応じ、人工呼吸器使用者の支援について、医療機関及び他縣市等と調整に努める。

⑦ 透析患者等への対応

図表 II-263 透析患者等への対応に関して小平市、東京都関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (救護班) 透析医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約200Lの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師会、東京都透析医会や透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集する。 ・ 透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供する。
東京都 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市の要請に応じ、透析患者の支援について、医療機関及び他縣市等との調整に努める。

⑧ 被災動物の保護

市は動物愛護の観点から、市獣医師会及び関係団体等との協力体制を確立し、災害時に発生する負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関する指導を行う。

図表 II-264 被災動物の保護において小平市、関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (環境衛生班) 東京都 (福祉保健局、動物愛護相談センター多摩支所) 市獣医師会関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災地域における動物の保護等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、市獣医師会及び関係団体等と協力し、動物の保護を行う。 ◆ 避難所における動物の適正な飼養 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の管理責任者等と協力して、同行避難した動物の飼養について適正飼養の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

2. 医薬品・医療資器材の供給

2-1. 取組の概要

図表 II-265 医薬品・医療資器材の供給に関して小平市、関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (本 部 班 、 救 護 班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 発災後速やかに災害薬事センターを設置する。 ◆ 災害発生直後は市が備蓄している医薬品・資器材を使用する。 ◆ 備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、市が独自に調達する。 ◆ 調達が困難な場合には都に要請を行う。
小 平 市 薬 剤 師 会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小平市災害医療コーディネーター、東京都地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。 ◆ 市の要請を受け、災害薬事センターにおける医薬品の仕分け・管理、救護所での調剤、地区薬剤師班の調整等を行う。
東 京 都 (福 祉 保 健 局)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市の医薬品・医療資器材が不足する場合に、要請に基づき、都の備蓄品を供給する。 ◆ 必要に応じて医薬品集積センターを設置し、都が要請した支援物資については、そこで受入、仕分けた上で区市町村へ供給する。
日 赤 東 京 都 支 部	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日赤医療救護班は、医療救護活動に必要な医療資材を携行する。 ◆ 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」に基づく供給要請があった場合、東京都赤十字血液センター（日赤東京都支部）と献血供給事業団とが密接な連携の下に供給を行う。 ◆ 血液製剤の都外からの輸送等については日赤が行うほか、状況により都をはじめ各機関に協力を要請する。
献 血 供 給 事 業 団	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、東京都赤十字血液センター（日赤東京都支部）等と協力して供給を行う。 ◆ 都外から血液製剤の輸送要請があった場合、東京都赤十字血液センター等と協力して行う。

2-2. 具体的取組

(1) 小平市災害薬事センターの設置

図表 II-266 災害薬事センターの設置

関係機関	内 容
小 平 市 (救 護 班) 市 薬 剤 師 会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市薬剤師会と連携し、医療救護所や避難所等への医薬品等の発注・供給を調整し、災害時の薬事の拠点となる災害薬事センターを、発災後速やかに設置する。 ◆ 設置にあたっては、市薬剤師会へ市災害薬事コーディネーター及び薬剤師班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、都に対し薬剤師班の応援派遣について要請する。 ◆ 市災害薬事センターの設置場所は、小平市健康センターとする。小平市健康センターが使用できない場合はその他公共施設等を確保する。 ◆ 市災害薬事センターを複数箇所設置する場合には、中核となる市災害薬事センターの災害薬事コーディネーターは市薬剤師会があらかじめ指定している者とし、その他のセンターの災害薬事コーディネーターは市薬剤師会と市が協議のうえ決定する（中核となる市災害薬事センターの災害薬事コーディネーターは、その他の災害薬事センターを統括する）。 ◆ 災害薬事コーディネーターは、小平市災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。

(2) 災害薬事コーディネーターの業務

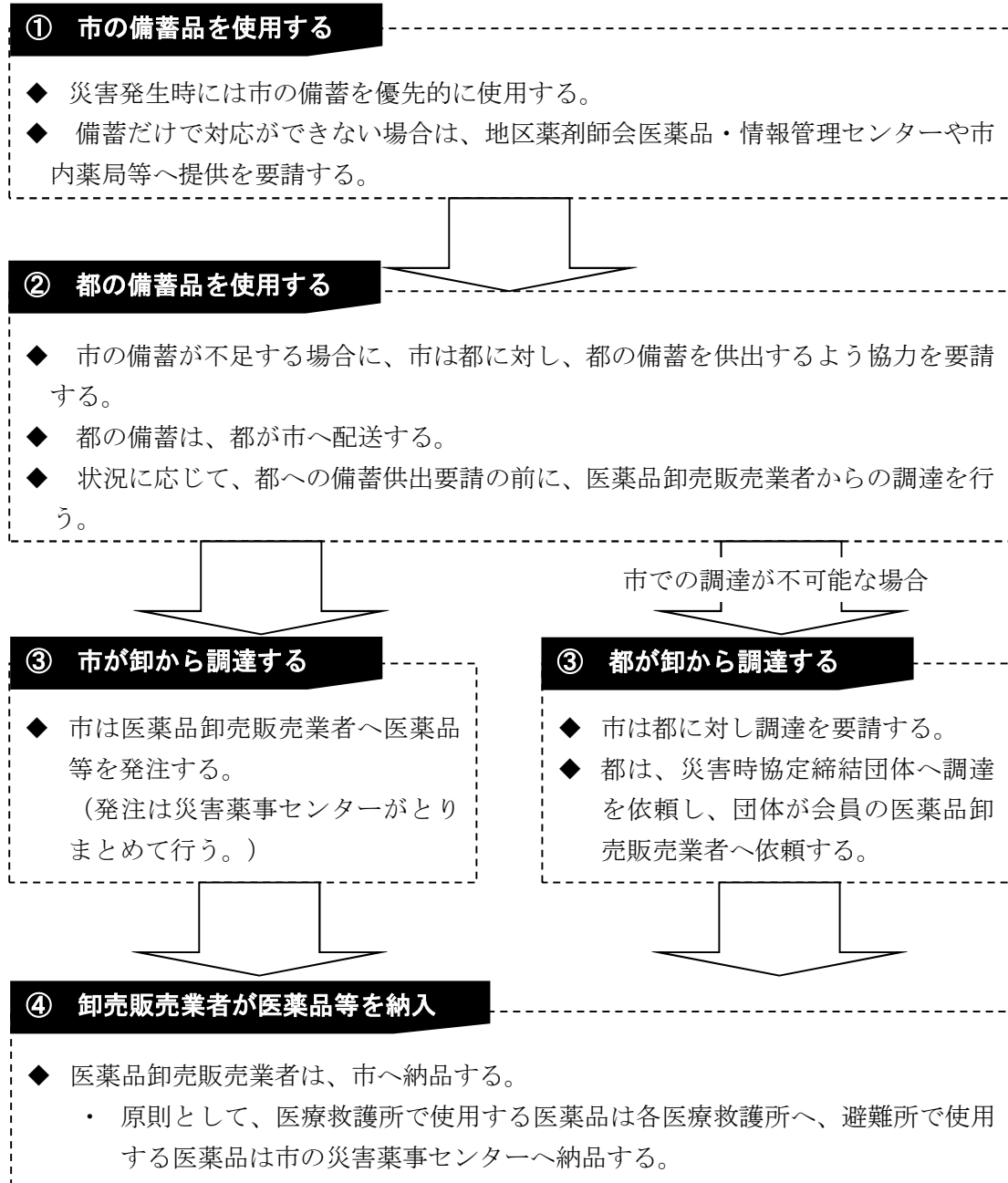
図表 II-267 災害薬事コーディネーターの業務

<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。 ◆ 超急性期（発災～72時間） <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急医療救護所等で必要となる医薬品等の把握及び市備蓄品からの供給の統括 ・ 緊急医療救護所等で必要となる医薬品等の発注又は調達要請及び供給管理の統括 ・ 緊急医療救護所等への薬剤師班の派遣調整 ◆ 急性期以降 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護所、避難所等で必要となる医薬品等の発注又は調達要請の統括 ・ 災害薬事センターにおける医薬品等の管理の統括 ・ 避難所等を巡回する薬剤師の派遣調整

(3) 医薬品等の調達・供給体制

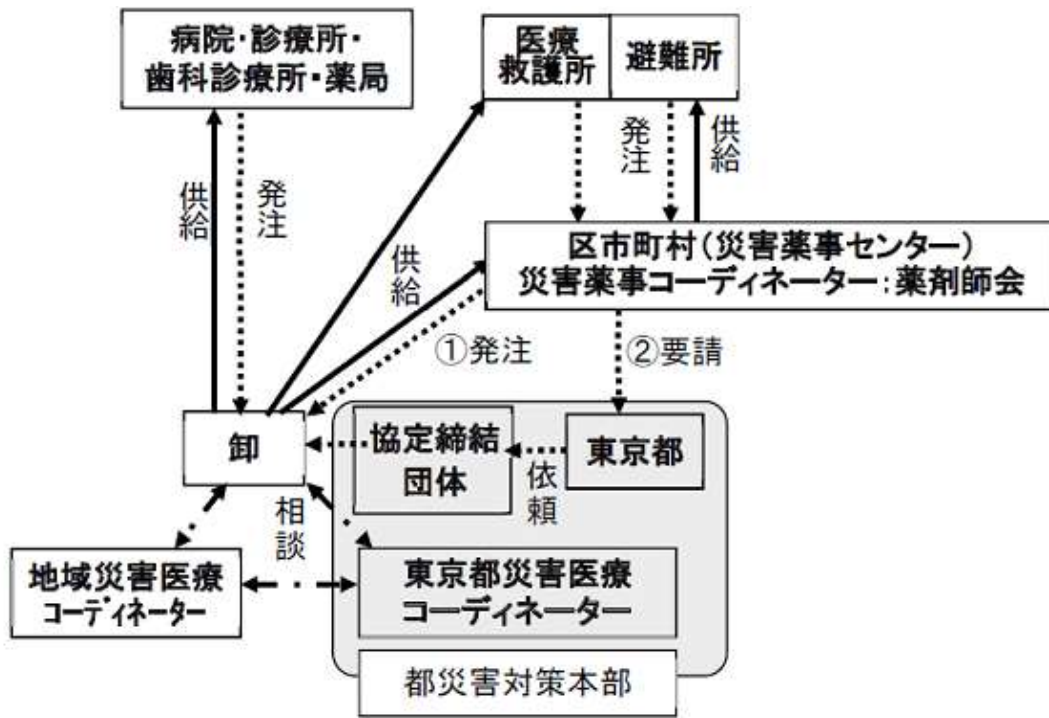
① 市が使用する医薬品等の調達手順

図表 II-268 市が使用する医薬品等の調達手順



② 卸売販売業者からの医薬品調達の流れ

図表 II-269 卸売販売事業者からの医薬品等調達の流れ（急性期以降）



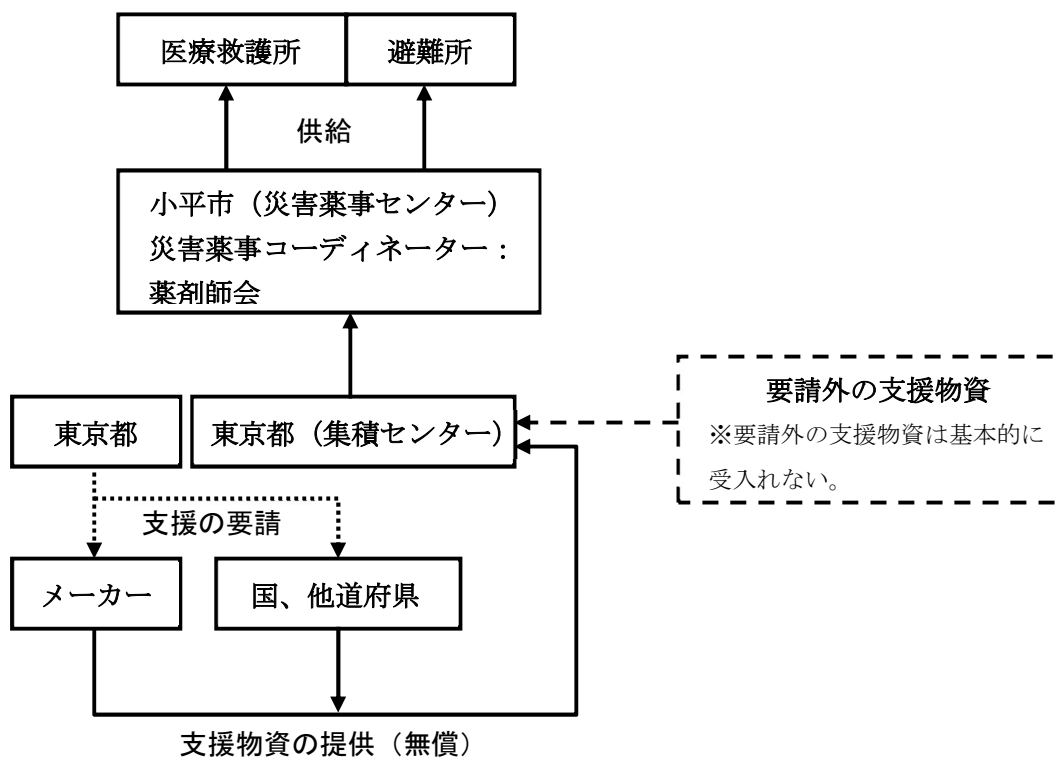
図表 II-270 市が使用する医薬品等の調達の流れ

- ◆ 卸売販売業者へ必要な医薬品等を発注し、卸売販売業者が市へ納品する。
 - ◆ 市での調達が不可能な場合、市は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が市へ納品する。
 - ◆ いずれにおいても、発注（又は調達要請）方法、及び卸売販売業者からの納品方法は次のとおりとする。
- 《医療救護所》
- ◆ 発注方法
 - ・ 市災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）
 - ◆ 納品方法
 - ・ 卸売販売業者が各医療救護所へ直接納品
- 《避難所》
- ◆ 発注方法
 - ・ 市災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）
 - ◆ 納品方法
 - ・ 卸売販売業者は市災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上で各避難所へ配送
 - ◆ 卸売販売業者は、全ての発注に対応できない場合、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給する。ただし、東京都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応する。

③ 支援物資供給の流れ

災害時に使用する医薬品等の確保は卸売販売業者からの購入を基本とするが、都は必要に応じて、国等へ支援を要請し、都集積センターに受入れ、必要な物資を区市町村へ提供する。

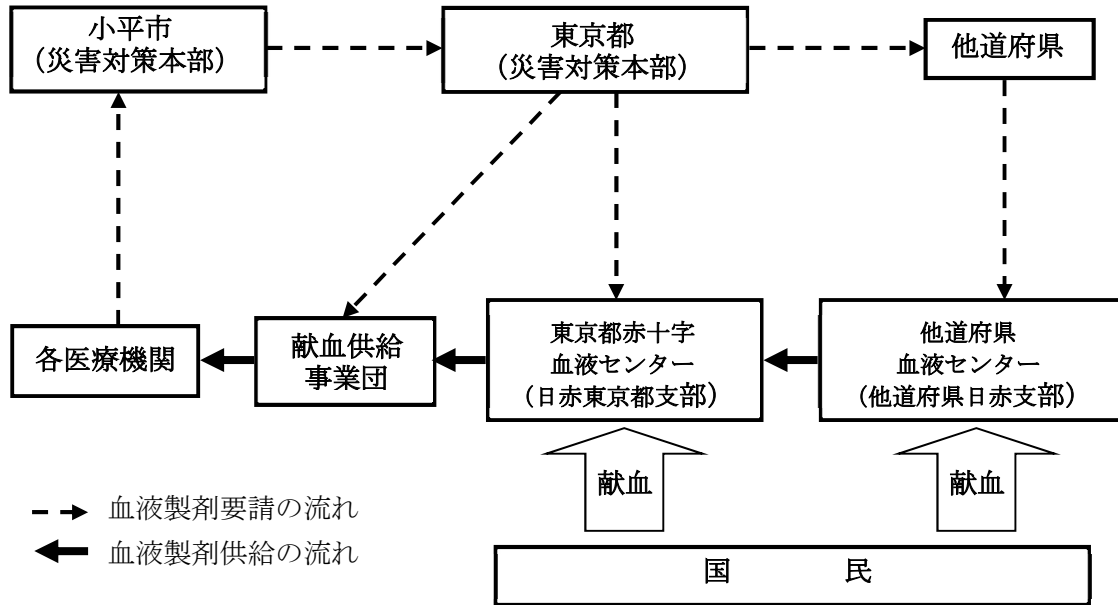
図表 II-271 支援物資の供給体制



④ 血液製剤の供給要請

市は、医療救護活動に際し、血液が必要となる状況が生じた場合に、都福祉保健局に対し、血液製剤の供給について要請を行う。

図表 II-272 血液製剤の供給体制



3. 医療施設の確保

3-1. 小平市及び関係機関が取り組む内容

災害時には、多くの負傷者等に対応するため、災害拠点病院等に対し空床利用や収容能力の臨時拡大を図るよう努める。

図表 II-273 医療施設の確保に関して小平市、関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (救護班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内医療機関に対し、空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。 ◆ 他縣市への搬送が必要とされる重症患者の搬送について、災害対策本部を通じて、都へ要請を行う。 ◆ 医療救護所から搬送要請を受けた場合、搬送先の医療機関を選定するとともに、搬送手段を確保し、搬送先に対し、必要な指示を行う。
東京都 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療機関に対し、空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。
東京都 (総務局)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都は、災害の規模などにより、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請する。
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 陸上自衛隊は、大規模救出救助活動拠点等に救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を行う。

4. 行方不明者等の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等**4-1. 行方不明者等の捜索**

図表 II-274 行方不明者等の捜索に関して小平市、関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
小平市 (調査協力班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都総務局、小平警察署等関係機関と連携し、行方不明者の捜索の総括及び、発見した遺体の遺体収容所への収容を行う。 ・ 行方不明者の捜索及びそれに伴う遺体の発見・収容を実施した場合に備え、必要な書類・帳簿を整備する。
警視庁 小平警察署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 ◆ 市が実施する遺体の捜索・収容に協力する。 ◆ 行方不明者の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 ◆ 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。
陸上自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出を実施し、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。
東京都 (総務局)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 関係機関との連絡調整に当たる。

4-2. 遺体の搬送（遺体収容所まで）

図表 II-275 遺体の搬送に関して小平市、関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
小平市 (調査協力班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 ・ 協定に基づき、搬送用の車両を確保する。 ・ 搬送にあたっては、遺体の発見者、発見日時、発見場所、発見時の状況、遺体の身元認知の有無等について可能な限り確認し、遺体収容所における遺体の受付の際に支障がないようにする。 ・ 身元が明らかな遺体の搬送は、遺族等の付き添いを原則とする。 ◆ 状況に応じて、都総務局及び関係機関への協力依頼等を行う。
東京都 (総務局)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区市町村及び関係機関等との連絡調整を実施する。 ◆ 状況に応じて、陸上自衛隊に対して、行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請を行う。

4-3. 遺体収容所の設置とその活動

図表 II-276 遺体収容所の設置に関して小平市、関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
小平市 (調査協力班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施、順次開設する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 協定に基づき、必要な機材等を確保する。 ・ 遺体の適切な管理に必要な帳簿等を作成、整備する。 ◆ 都及び警視庁小平警察署に報告するとともに、住民等へ周知を行う。 ◆ 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請する。 ◆ 遺体収容所に管理責任者を配置、都等と連絡調整を実施する。 ◆ 都及び警視庁と連携し、遺体収容所における検視・検案体制を整備する。 ◆ 遺体の腐敗防止の対策を徹底する。
警視庁 小平警察署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都本部の下、遺体収容所の開設状況の情報を収集 ◆ 遺体取扱対策本部を設置し、検視班等を編成、派遣命令
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市から遺体収容所の開設、運営に関する情報を収集する。 ◆ 市の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援する。

4-4. 検視・検案・身元確認等

(1) 小平市及び関係機関が行う内容

図表 II-277 検視・検案・身元確認等に関して小平市、関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
小平市 (調査協力班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備を行う。 ◆ 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定する。
東京都 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。 ◆ 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、都の委嘱等、必要な措置を講ずる。 ◆ 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請する。
監察医務院	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣する。 ◆ 検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施する。 ◆ 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講ずる。 ◆ 大規模災害時においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。
警視庁 小平警察署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 検視班等を編成し、遺体収容所に派遣する。 ◆ 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。 ◆ 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時に

	おける多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。
--	--

(2) 協力機関が行う内容

協力機関は、警視庁及び都福祉保健局（監察医務院）の検視・検案責任者の指揮に基づいて、検視・検案活動に協力する。

図表 II-278 検視・検案・身元確認等に関して協力機関が取り組む内容

関係機関	内 容
医 師 会	◆ 市及び都の要請に応じて、遺体の検案に協力する。
歯 科 医 師 会	◆ 市、都又は警視庁の要請に応じて、遺体の身元確認に協力する。
日 赤 東 京 都 支 部	◆ 都の要請に応じて、遺体の検案に協力する。
日 本 法 医 学 会	◆ 都の要請に応じて、検案医の確保・派遣に協力する。

(3) 具体的取組

① 身元確認について小平市及び関係機関が取り組む内容

図表 II-279 身元確認に関して小平市、関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (調 査 協 力 班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。 ◆ 身元が判明している場合は、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。 ◆ 警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。 ◆ 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。 ◆ 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。
警 視 庁 小 平 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「身元確認班」は、DNA 採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。 ◆ 身元が判明したときは、着衣・所持金品とともに「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ◆ おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を区市町村長に引き継ぐ。
小平市歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し、派遣する。 ◆ 身元確認班（歯科医師班）は、警視庁の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事する。

4-5. 市民への死亡者に関する情報提供

大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び小平警察署と連携し、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、市民への情報提供を行う体制を準備する。

4-6. 遺族への遺体引渡

図表 II-280 遺族への遺体引渡に関して小平市、関係機関が取り組む内容

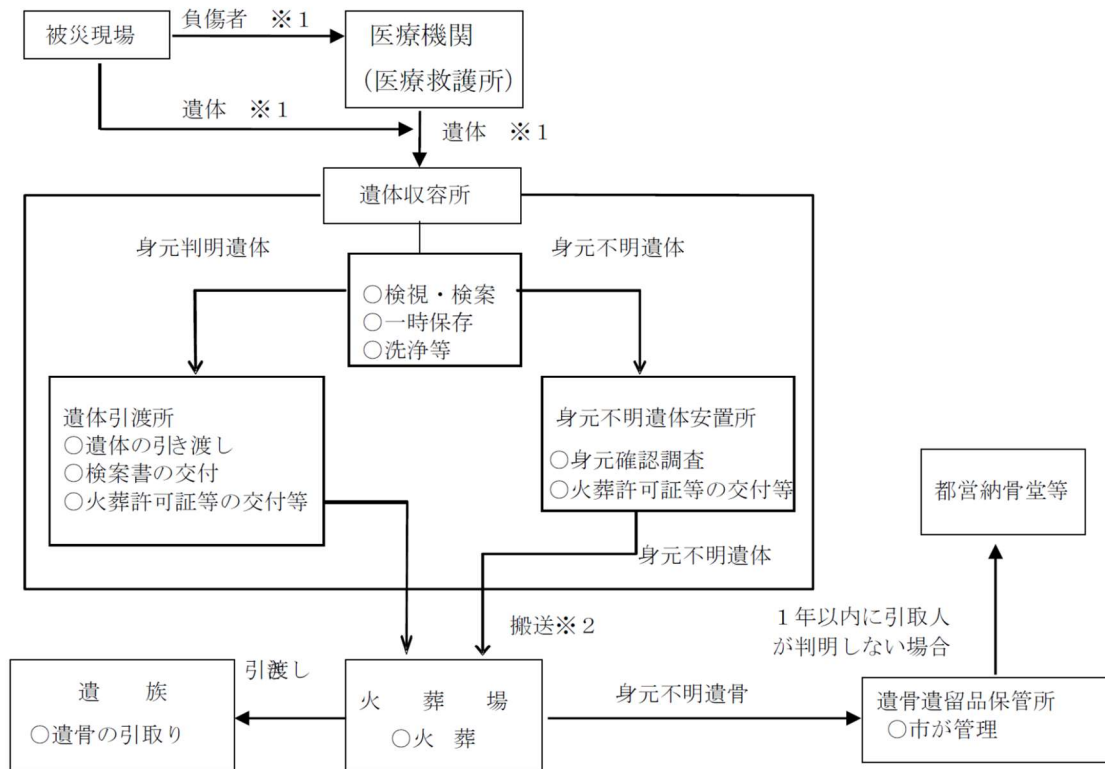
関係機関	内容
小平市 (調査協力班)	◆ 警視庁や関係機関と連携し、警視庁「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施する。
警視庁 小平警察署	◆ 区市町村や関係機関と連携し、遺体の遺族への引渡しを実施する。

4-7. 死亡届の受理・火葬許可証等の発行等

図表 II-281 死亡届の受理・火葬許可証等の発行に関し小平市、関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (調査協力班)	◆ 遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。 ◆ 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。
東京都 (福祉保健局)	◆ 市に対して、必要な支援措置を講ずる。

図表 II-282 遺体取扱いの流れ



- ※1 警視庁は、市が実施する遺体の搜索・収容等に協力。
 自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。
- ※2 市の要請に基づき、都福祉保健局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請。

図表 II-283 遺体の搜索期間と国庫負担

区 分		内 容
搜索の期間		災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)		災害発生の日から11日以上経過しても、なお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内(10日以内)に下記の事項を明らかにして、都知事に申請する。 1 延長の期間 2 期間の延長を要する地域 3 期間の延長を要する理由(具体的に記載すること) 4 その他(延長することによって搜索されるべき遺体数等)
国庫負担	対象となる経費	1 搜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 2 搜索のために使用した機械器具の修繕費 3 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	1 搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象となる。 2 いずれも経理上、搜索費から分け、人件費及び輸送費として、おのおの一括計上する。

図表 II-284 遺体処理の期間等と国庫負担

区 分	内 容
遺体の処理期間	◆ 災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	◆ 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内(10日以内)に都知事に申請する。
国庫負担の対象となる経費及び限度額	◆ 遺体の一時保存のための経費 ◆ 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

《復旧対策》

《対策一覧》

- 1 防疫体制の確立
- 2 火葬体制の確立

1. 防疫体制の確立

1-1. 小平市及び関係機関の取組概要

市及び関係機関は、災害時における感染症患者の発生予防、早期発見及び家屋の内外の消毒等を実施するために、医療救護班等と相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

図表 II-285 防疫体制の確立に関して小平市、関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (救 護 班 、 環 境 衛 生 班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、避難所及び患者発生時等の消毒、ねずみ族、昆虫等(※)の駆除等を行う。また、都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒を行う。 《救護班が担当する防疫》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康調査及び健康相談 ・ 避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 ・ 感染症予防のため広報及び保健指導 ・ 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の衛生管理指導 《環境衛生班が担当する防疫》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者発生時の消毒(指導) ・ 避難所の消毒の実施及び指導 ・ 感染症を媒介するねずみ族、昆虫等の駆除 ◆ 被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡 ◆ 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないとする場合は、都福祉保健局、地区医師会又は地区薬剤師会に協力を要請 ◆ 都が活動支援や指導、区市町村調整を行う場合、協力する。 ◆ 感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施 ◆ 被災動物の保護に係る都、市獣医師会及び関係団体等への協力を行う。
東 京 都 (福 祉 保 健 局)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 関係団体等と協働して設置した「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護活動を継続する。
東 京 都 (福 祉 保 健 局 (多 摩 小 平 保 健 所))	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市の防疫活動を支援・指導を行う。 ◆ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 ◆ 感染症の流行状況等を踏まえて市町村が実施する予防接種に関する指導・調整 ◆ 避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施 ◆ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医

	<p>療機関の確保及び移送・搬送手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市の衛生管理対策を支援・指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理 ・ ハエや蚊の駆除についての助言・指導 ◆ 環境衛生指導班による飲料水の安全等環境衛生の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市からの要請に基づき、飲料水の塩素による消毒の確認 ・ 市からの要請に基づき、住民が自主的に消毒を行えるよう、消毒薬・簡易残留塩素検出紙を配布し、消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 ・ 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 ・ 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 ・ 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導 ◆ 食品衛生指導班による食品の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 ・ 食品集積所の衛生確保 ・ 避難所の食品衛生指導 ・ その他食品に起因する危害発生の防止 ・ 食中毒発生時の対応 ◆ 避難住民に対する食品取扱指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所における食品取扱管理者の設置促進等食品衛生管理体制の確立 ・ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 ・ 手洗いの励行 ・ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 ・ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 ・ 情報提供 ・ 殺菌・消毒剤の適切な使用
<p>東京都医師会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都福祉保健局長（保健所）からの要請に応じて防疫活動に協力する。 ◆ 都福祉保健局（都保健所を含む）又は市と協議の上、防疫活動を実施する。

注) (※) ねずみ族、昆虫等とは、感染症を媒介する、ねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等を指す。

2. 火葬体制の確立

2-1. 火葬体制の確立

震災時は、死亡者が多数発生することや、被災による火葬場の機能低下などにより、困難が予想される。遺体を迅速かつ適正に火葬するために必要な措置を講ずる。

図表 II-286 火葬体制の確立に関して小平市、関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (調 査 協 力 班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 火葬体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体の火葬場への搬送に向けて、都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して棺や火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。 ◆ 火葬許可証の発行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体収容所における死亡届の受理と火葬許可証の発行を迅速かつ適切に実施するため、職員の配置などの条件整備に努める。 ・ 国から火葬許可の特例措置に関する通知が発出され、都から通知された場合には、「特例許可証」を必要に応じて発行する。
東 京 都 (福 祉 保 健 局)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都内の火葬場等の被災状況や区市町村の状況を踏まえ、広域火葬を含めた迅速な火葬体制を整備する。

※都内公営火葬場は先導的な役割を担う。

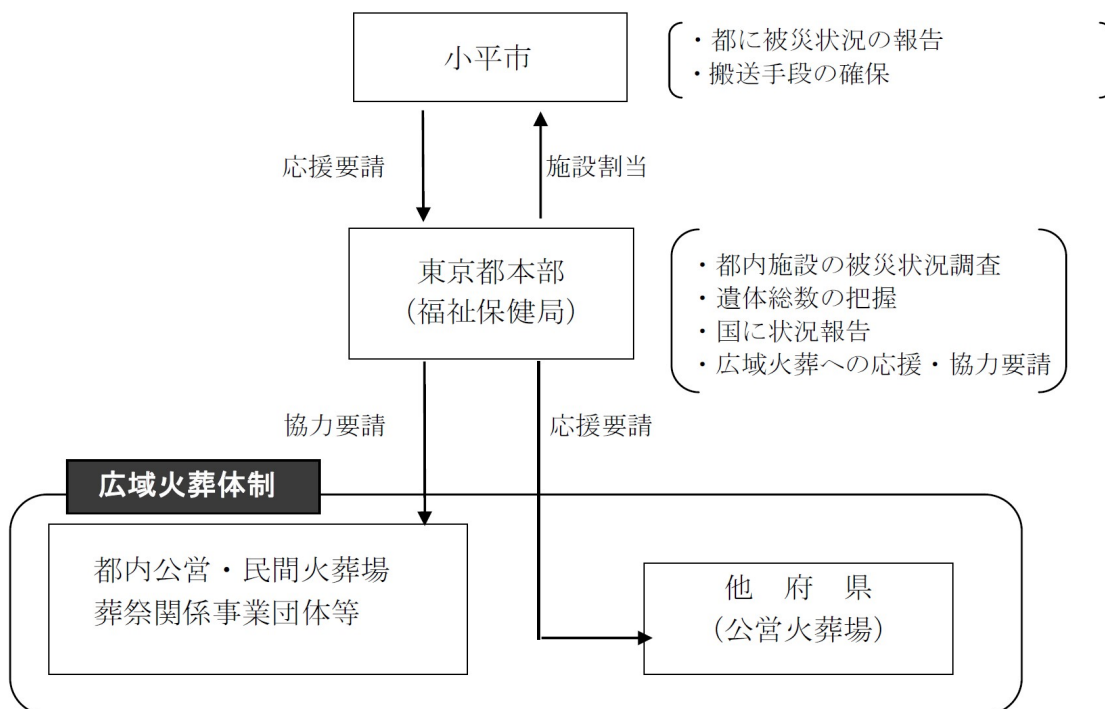
2-2. 広域火葬の実施

都が広域火葬の実施を決定した場合、市は次の内容に取り組む。

図表 II-287 火葬特例の適用・許可証の発行に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (調 査 協 力 班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保する。 ◆ 状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。 ◆ 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。 ◆ 都の調整の下、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認する。 ◆ 遺体の搬送に必要な車両を確保する。 ◆ 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請する。

図表 II-288 広域火葬体制



第8章 帰宅困難者対策

第1節 現状と課題

【被害想定】

被害項目	想定される被害
帰宅困難者数	38,306人

1. 事業者及び市民への意識啓発

都が制定した東京都帰宅困難者対策条例について、小平市商工会等を通じて事業者へ周知するとともに、市報やデリバリーこだいら等を通じて市民への周知を図っている。

また、帰宅困難者となった保護者の子どもを保護するため、保育園、小・中学校において、子ども用の水や食料、毛布等の備蓄を行っている。

発災時には、一斉帰宅抑制の基本方針に基づいて、従業員等は事業所内に留まることとなるため、事業者は従業員等の施設内待機に係る計画の作成や3日間分の飲料水・食料等の備蓄を行う必要がある。併せて、集客施設や駅等においては、利用者保護の計画を作成しておく必要がある。

2. 東日本大震災時の対応

初動本部及び初動地区隊により、駅付近の滞留者や備蓄物資の輸送、避難所の開設を行い、最大35人の帰宅困難者を受入れた。また、保護者が帰宅困難者となった保育園児等については、保護者が引き取りに来るまでの間、施設内待機とした。

東日本大震災では、市域に大きな被害が生じず、また、帰宅困難者の発生も少なかったが、震災時に駅周辺に滞留者が発生した場合に備え、都、市、小平警察署、小平消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等が連携し、対応する体制の構築が必要である。

また、避難所とは別に帰宅困難者を受入れるための一時滞在施設を確保し、市民や事業者に周知する必要がある。

第2節 取組の方向性

1. 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底及び事業者における対策の強化

市民及び事業者に対し、東京都帰宅困難者対策条例で規定した内容の周知徹底を図る。あわせて、事業所においては、従業員等の施設内待機のための計画を策定し、従業員への周知や3日分の備蓄の確保などの取組を行う。集客施設や駅等においては、これとあわせて、利用者保護計画を策定し、従業員への周知を行う。

学校、保育園等については、帰宅困難者の子どもを保護するため、マニュアル作成及び保護者との緊急連絡体制を構築する。

2. 一時滞在施設の量的拡大

公共施設、民間事業所を問わず、幅広く確保に努め、市民・事業者への周知を図る。

3. 帰宅困難者への情報通信体制整備

市民や事業者に対し、災害時の安否確認に関するツールの啓発を行うとともに、都や民間事業者と連携し、帰宅困難者に対する情報提供体制を整備する。

4. 帰宅支援の充実

鉄道事業者をはじめ関係機関と連携を図り、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、代替輸送手段の確保、災害時帰宅支援ステーションの周知など徒歩帰宅者に対する沿道支援体制の整備を行う。

第3節 具体的な取組

《予防対策》

《対策一覧》

- 1 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底と事業者における取組の推進
- 2 帰宅困難者への情報通信体制整備
- 3 一時滞在施設の確保
- 4 徒歩帰宅支援のための体制整備

1. 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底と事業者における取組の推進

首都直下地震等への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。こうした総合的な対応を進めるための基盤として、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制などの条例に基づく取組の内容の周知徹底を図る。

1-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-289 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知等に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (防 災 危 機 管 理 課 子 育 て 支 援 課、 保 育 課、 指 導 課)	《帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知》 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 都民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例の内容について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。 ◆ 東京都が作成している帰宅困難者対策の必要性を訴求する動画の普及や従業員の一斉帰宅抑制に積極的に取り組む企業等を認定する制度の普及などを通じ、対策に協力する市民・企業等の裾野拡大を図るとともに、災害時の助け合いの気運を醸成する。 ◆ 都市開発の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、従業員用の防災備蓄倉庫等の整備を促進する。 《学校等における児童・生徒等の安全確保》 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校等において、学校危機管理マニュアル等に基づくとともに、必要に応じ災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック等を参考にし、保護者等との連絡体制を平常時より整備し、発災時には、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。

<p>【東京都帰宅困難者対策条例の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 企業等従業員の施設内待機の努力義務化 ◆ 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化 ◆ 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化 ◆ 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化 ◆ 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等 ◆ 一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力 ◆ 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

1-2. 東京都関係機関が取り組む内容

図表 II-290 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知等に関して東京都関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
警 視 庁 小 平 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 計画の策定、広報及び誘導要領等に関し、駅前滞留者対策協議会等に対して必要な助言を行う。 ◆ 地域版パートナーシップを活用した広報・啓発活動の推進
東 京 消 防 庁 小 平 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導

1-3. 事業者等が取り組む内容

図表 II-291 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知等に関して事業者等が取り組む内容

主 体	詳 細
事 業 者	<p>《施設内待機計画の策定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会（以下本章では「協議会」という）で取りまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を定めておく。 ◆ その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても可能な範囲において計画に明記する。 ◆ テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、企業等はビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。 ◆ 事業者は、冊子等（電子媒体も含む。）により、施設内待機計画に係る計画を従業員等に周知する。 <p>《必要な備蓄品等の整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレトーパーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮する。

	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要がある。また、配布場所の軽減や従業員等の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておく方法も検討する。 ◆ 発災後3日間は、救出・救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げとならないよう、発災後3日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。 このことから、備蓄量の目安は3日分となる。 ただし、以下の点について留意する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、震災の影響の長期化に備え、3日以上以上の備蓄についても検討していく。 ・ 事業者は、3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく。 ◆ 備蓄の考え方は、下記の「一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について」のとおりとする。 <p>《建物内の安全性の確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業者は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。 ◆ 災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。 また、停電時の対応も含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておく。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。 <p>《従業員との連絡体制の確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要がある。 ◆ 外出する従業員等の所在確認 従業員等は、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行うことなどにより発災時に企業等が、従業員等の所在を把握できるような対応に努める。 また、被災した場所から会社もしくは自宅の距離に応じて従業員等が取るべき対応を検討しておくことが望ましい。 ◆ 安否確認手段 安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの （例）災害用伝言ダイヤル171
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定及び携帯電話のパケット通信ネットワークを利用するもの (例) 災害用伝言板、web 171、災害用音声お届けサービス、 ・ SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)、IP 電話、専用線の確保 等 <p>事業者は、従業員等に対し家族等との安否確認の訓練を行うように努める。</p> <p>(例) 毎月1日・15日は、NTT の災害用伝言板サービスの体験利用が可能であることを、社内報等を活用し従業員へ周知する。</p> <p>《帰宅ルールの設定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 帰宅時間が集中しないための対応 日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。 ◆ 帰宅状況の把握 従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。 また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。 <p>《訓練の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業者は、地震を想定して自衛消防訓練等を定期的実施する際に、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。 ◆ 事業者は、年1回以上の訓練を定期的実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る計画等に反映させる。
<p>東京商工会議所 東京経営者協会 東京青年会議所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ポスター・パンフレット等の配布や講習会等の開催及び企業備蓄の啓発などを行う。 ◆ 都や市、地域と連携し、団体及び会員企業向け対策を実施する。地域住民と会員企業との連携・協力について、会員企業に対し、啓発を行うとともに、団体において連携協力体制を整備する。
<p>集客施設 駅の事業者</p>	<p>《利用者保護に関する計画の策定・周知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業者は、事業所防災計画等において、利用者の保護に係る計画をあらかじめ定めておく。その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても、可能な範囲で計画に明記する。 ◆ テナントビルの場合や事業者が存在する複合ビルの場合、事業者はビルの施設管理者や他の事業者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。 ◆ 事業者は、冊子等(電子媒体)により、利用者保護に係る計画を従業員等に周知し、理解の促進を図る。

	<p>◆ 事業者は、同計画を必要な箇所に配備するなどして、発災直後から利用できるような体制の整備に努める。</p> <p>《利用者の安全確保に関する方策の検討》</p> <p>◆ 事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。</p> <p>◆ 必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人、通学の小中学生等）や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、通学の小・中学生への対応 事業者は、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資を検討してあらかじめ備えておくこととする。例えば、車椅子や救護用担架、段差解消板等を備えておく。また、可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるように配慮する。 ・ 外国人への対応 誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応や、外国人でもわかりやすいピクトグラム・「やさしい日本語」の活用を検討する。 <p>《建物内の安全性の確保》</p> <p>◆ 事業者は、日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策等に努める。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。</p> <p>◆ 事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場など、自治体等が管理所有する施設がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や経路上の被災時の安全確保等について確認するなど、状況に応じた施設の安全確保に努める。具体的な対象施設として、駅及び駅に接続する自治体管理の自由通路などが考えられる。</p> <p>◆ 事業者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。その際、事業者は、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストもあらかじめ計画しておく。</p> <p>《必要な物資の備蓄》</p> <p>◆ 各事業者は、一時滞在施設の開設が遅れることも視野に入れ、施設の特性や実情に応じて、当該施設において利用者の保護に必要な水や毛布等を備えておくことが望ましい。</p> <p>《訓練の実施》</p> <p>◆ 各事業者は、建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年1回以上の訓練を通じて、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。</p> <p>◆ 事業者は、訓練の結果を必ず検証し、計画等に反映させる。</p> <p>◆ 訓練に当たっては、停電や通信手段の断絶など、発災時の様々な状況を想定した利用者への情報提供に関する訓練を行うこと</p>
--	--

	が望ましい。
市 民	◆ 外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴などその他必要な準備をする。

【「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」における一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について】

- 1 対象となる企業等
国、都、区市町村等の官公庁も含む全ての事業者
- 2 対象となる従業員等
雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員
- 3 3日分の備蓄量の目安
水については、1人当たり1日3L、計9Lとする。
主食については、1人当たり1日3食、計9食とする。
毛布については、1人当たり1枚とする。
その他の品目については、物資ごとに必要量を算定する。
- 4 備蓄品目の例示
 - (1) 水：ペットボトル入り飲料水
 - (2) 主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺
※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
 - (3) その他の物資（特に必要性が高いもの）
 - ・ 毛布やそれに類する保温シート
 - ・ 簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）
 - ・ 敷物（ビニールシート等）
 - ・ 携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
 - ・ 救急医療薬品類

(備考)

- 1 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。(例) 非常用発電機、燃料、工具類、調理器具(携帯用ガスコンロ、鍋等)、副食(缶詰等)、ヘルメット、軍手、自転車、地図
- 2 企業等だけでなく、従業員自らも備蓄に努める。
(例) 非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

(東京都地域防災計画)

1-4. 私立学校等における児童・生徒等の安全確保

図表 II-292 私立学校等における児童・生徒の安全確保に関して私立学校等が取り組む内容

関係機関	内容
私立学校等	◆ 私立学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づくとともに、必要に応じ災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック等を参考にし、保護者等との連絡体制を平時より整備し、発災時には、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。

2. 帰宅困難者への情報通信体制整備

市は、帰宅困難者等への円滑な情報提供を確保すべく、関係機関と連携し、情報通信体制整備に努める。

2-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-293 帰宅困難者への情報通信体制整備に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。 ◆ 東京都における取り組みも含め、インターネット等を利用した情報提供ツールの周知を図る。

2-2. 指定公共機関が取り組む内容

図表 II-294 帰宅困難者への情報通信体制整備に関して指定公共機関が取り組む内容

関係機関	内容
N T T 東 日 本 N T T ド コ モ N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ンズ K D D I ソ フ ト バ ン ク	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 通信事業者は、あらかじめ行政機関や報道機関と連携協力して、事業者及び帰宅困難者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。 ◆ 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用実験を実施する。

3. 一時滞在施設の確保

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などは、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多いため、このような帰宅困難者を一時的に受入れるための施設（一時滞在施設）を確保する。

3-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-295 一時滞在施設の確保に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
<p>小 平 市 (防 災 危 機 管 理 課)</p>	<p>《一時滞在施設の確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 所有・管理する施設を一時滞在施設として指定する。地元の事業者等に協力を求め、必要に応じて、大規模集客施設（ホール、学校など）や民間施設について、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう求める。 ◆ 一時滞在施設として確保した公立施設の名称や所在地等は、原則として公表する。民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、発災時は、地域における施設への誘導方法などと整合性を図ることにより開示する。あわせて関係機関において情報共有する。 <p>《一時滞在施設の整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 所有・管理する公共施設について、一時滞在施設に指定した場合は、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」を踏まえ、都が策定した「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」を参考に、帰宅困難者を受け入れるための体制の整備に努める。 ◆ 体制の整備を行う際は、待機スペースの一部を要配慮者への優先スペースとすることや、外国人にも分かりやすいピクトグラム等の活用など要配慮者等への対応についても留意することとする。 <p>《一時滞在施設の確保・運営に当たっての支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 住民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地、留意事項について普及啓発に努める。また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力するとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についても併せて普及啓発に努める。 ◆ 一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。 ◆ 民間施設の協力を得るために、市は、都と連携し、都が実施する民間の一時滞在施設に対する備蓄品購入費用の補助をはじめとする様々な支援策の周知に努める。

3-2. 事業者等が取り組む内容

図表 II-296 一時滞在施設の確保に関して事業者等が取り組む内容

関係機関	内 容
<p>事 業 者 等 私 立 学 校 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入可能な場合は、市と協定を締結する。
<p>事 業 者 団 体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う。

一時滞在施設
となる施設

◆ 行政機関と連携して、帰宅困難者の受入れをするための体制を整備する。

【「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の考え方】
(H27.2月改定)

(1) 背景

首都直下地震等発生時において、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がないことが想定されている。そのため、このような帰宅困難者等を一時的に受入れるための一時滞在施設をできるだけ多く確保するとともに、災害時における運営方法をあらかじめ明確にしておく必要がある。

(2) 用語の定義

ア 帰宅困難者

大規模地震の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難なものをいう。具体的には、地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）

イ 一時滞在施設

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受入れる施設をいう。あらかじめ公表するものと、あらかじめ公表しないものとに分けられる。

ウ 災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設

エ 避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受入れ、保護するため区市町村又は民間事業者等が開設する施設

オ 施設管理者

一時滞在施設として提供する施設を所有・管理する事業者等。施設の特性によって、施設の所有者、占有者、管理者のいずれか又は複数該当する。

カ 施設滞在者

一時滞在施設内に滞在している帰宅困難者等

(3) 対象施設

一時滞在施設の対象となる施設は、帰宅困難者等を一時的に受入れることについて、都県や市区町村の指定を受けるか、又は協定を締結した施設の全部又は一部の区域を基本とする。

例えば、集会場、庁舎やオフィスビルのエントランスホール、ホテルの宴会場、学校等が想定される。

一時滞在施設として使用する施設については、当該施設が発災時において担うべき役割、立地条件や施設ごとの特徴を踏まえるとともに、施設の安全性の観点から耐震性（昭和56年に導入された新耐震基準）を有した建物（耐震改修により同基

準を満たした建物を含む。)であることが必要である。

また、平成26年4月1日に施行された建築基準法施行令において、特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。）の脱落防止措置が定められており、改正規定が適用される天井は脱落防止措置を講ずる必要がある。

(4) 開設基準

ア 一時滞在施設は、受け入れた帰宅困難者が安全に帰宅開始できるまでの間、原則として発災後3日間の運営を標準とする。

イ 帰宅困難者の受入れは、床面積当たり3.3㎡当たり2人の収容（必要な通路の面積は参入しない。）を目安とする。

(5) 施設管理者の役割

施設管理者は、災害発生時の状況に応じて、可能な範囲で以下の支援を行う。

また、必要に応じて受入者へ施設運営の協力を要請する。

ア 施設の安全を確認した後、受入スペースに帰宅困難者を速やかに受入れる。

イ 水や食料、毛布等などの支援物資を配布する。

ウ トイレやごみ等の処理などの施設の衛生管理を行う。

エ 周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況などの情報収集及び受入者に対する情報提供を行う。

(6) 要配慮者や通学中の小・中学生のニーズへの対応

施設管理者は、区市町村や関係機関とも連携し、要配慮者や通学中の小・中学生のニーズに対応する。

ア 要配慮者、通学の小・中学生等

待機スペースの一部をこれらの者への優先スペースにすることや一時滞在施設から緊急に避難が必要となった場合の具体的な避難誘導方法を検討する。あわせて、障がい者については必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用やユニバーサルデザインの案内板の活用等が考えられ、今後、関係機関とも連携しながら検討する。

イ 外国人

誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、外国人でもわかりやすいピクトグラム等の活用や、英語、中国語等の誘導案内板による対応なども検討する。

(東京都地域防災計画)

【「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の運営】
(H27.2月改定)

平常時

(1) 運営計画の作成

施設管理者は、帰宅困難者等の受入れに係る運営計画又はこの受入れを含む防災計画をあらかじめ作成しておく。その際、可能であれば、他の一時滞在施設等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策の取組への参加等についても運営計画又は防災計画に明記する。その際、その地域がビジネス街なのか、繁華街なのか、商業地域と住宅地との混在地域なのかなど、地域の特性を反映した計画とすることも重要である。

施設管理者は、運営計画又は防災計画を冊子等にまとめ、自らの従業員等に周知する。テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合、施設管理者は他の事業者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

(2) 運営体制取り決め

施設管理者は、一時滞在施設が発災時に機能するよう、運営体制に係る次の点を運営計画又は防災計画に定めておくことが必要である。

ア 施設内における受入場所

受入場所の選定に際しては、余震等の可能性を考慮して、天井部等から物が落下するおそれのある場所を避けることが重要である。

また、受入場所については、暗がりの部屋、入り組んだ場所のように管理が行き届かない場所を避け、防犯面についても配慮しておくことが重要である。

イ 受入定員

約3.3 m²当たり2人を目安とする。ただし、実際の定員の算出に当たっては、施設の状況や特性を考慮する。

また、通路として使用する部分等についても定員の算出から除外する。

ウ 運営要員の確保

- ・ 自社ビルの施設管理者は、一時滞在施設の運営に係る要員を自社内から確保するように努める。テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合の施設所有者は、当該ビルの管理者及び占有者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、所有者・テナント・自治体の3者間による協定を結ぶなどして、一時滞在施設の運営に係る要員の確保に努める。この場合、運営に係る役割分担と責任についてもあらかじめ決めておくことが望ましい。
- ・ 施設滞在者による運営補助やボランティアの活用等も検討する。

エ 関係機関との連絡の手順

施設管理者は、一時滞在施設の円滑な運営を図るため、行政機関や関係機関、地元の駅前滞留者対策協議会等への連絡手段の確保についてあらかじめ定めておく。

オ 帰宅困難者の受入れの手順

カ 一時滞在施設の受入者への情報提供の手順

キ 備蓄品の配布手順

ク 要配慮者のニーズへの対応

ケ セキュリティ・警備体制の構築

施設管理者は、施設内・事務所内にある商品・物品や重要情報等について、受け入れた帰宅困難者による盗難等のトラブル防止の体制の整備を行う。

(3) 受入れのための環境整備

ア 平時からの施設の安全確保

一時滞在施設として確保された施設については、災害時に帰宅困難者等を受け入れられるよう日頃からオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内ガラス飛散防止対策等に努める。

また、災害発生時の建物内の点検箇所（受入れのための安全確保という観点から、建物の構造部だけでなく、天井や天井設置設備等も重要となる。）をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックシートを作成する。

なお、従業員等で設備等の応急復旧に対応する場合には、工具類の備えについても検討する。

また、停電時等に一時滞在施設として運営すべきか否か、運営する場合には建物及び施設滞在者の安全確認の方針等を一時滞在施設の運営計画又は防災計画で定めておく。

イ 書類・帳票の整備

施設管理者は、事後に災害救助法による費用の支弁を地元自治体に求めることを考慮し、地元自治体における避難所運営基準等に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備し、保存しておくことが望ましい。具体的な書類・帳票等については、施設管理者が、それぞれの実情を踏まえて作成する。以下に必要と考えられる書類・帳票等を例示する。

- ・ 受入者名簿
- ・ 受入記録日計表
- ・ 一時滞在施設運営及び収容状況記録票
- ・ 一時滞在施設設置及び運営に要した物品受払証拠書類

ウ 情報入手手段及び帰宅困難者への情報提供体制の準備

- ・ 施設には、テレビ、ラジオ、インターネットと接続したパソコンを備えておく。また、その他の災害に強い通信手段の確保に努める。
- ・ 入手した情報を帰宅困難者に提供できるよう、ホワイトボードなどの掲示板や周辺の地図を準備しておくとともに、可能であれば、館内放送等で伝達する。

エ 安否確認のための体制整備（災害時用公衆電話（特設公衆電話）、Wi-Fi など）

- ・ 帰宅困難者が家族等と安否確認を行えるよう、災害時用公衆電話（特設公衆電話やWi-Fi 等の通信手段を整備し設営できるよう努める。

- ・ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制を整えておく。

オ 備蓄品、非常用電源設備等の確保

- ・ 施設管理者は、帰宅困難者の受入れに必要な水、食料、毛布、ブランケット、簡易トイレ等の物資の備蓄に努める。提供する備蓄食料については賞味期限等の一般的な衛生管理に留意することが重要である。
- ・ 施設管理者は、施設内に必要な物資の備蓄が困難な場合においては、行政や関係機関との連携により災害時に利用可能な備蓄手段及び輸送手段等の確保について検討する。
- ・ 非常用電源設備や電池等の確保を行うなど、可能な範囲で災害時の停電時等に備えておくことが望ましい。

カ 防災関係者連絡体制の整備

施設管理者は、災害時の都県及び区市町村の連絡先を把握するほか、近隣の警察、消防及び他の一時滞在施設等の防災関係者連絡先一覧を事前に作成し、配備する。

(4) 訓練等による定期的な手順の確認

施設管理者は、地震を想定した自衛消防訓練等にあわせて、一時滞在施設の開設に関する訓練を年1回以上定期的実施し、帰宅困難者等の受入れの手順等について確認し、必要な場合は手順の改善を行う。

また、施設管理者は当該訓練の結果について検証し、必要に応じて計画等に反映させる。

(東京都地域防災計画)

4. 徒歩帰宅支援のための体制整備

混乱収拾後、帰宅困難者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築する。

4-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-297 徒歩帰宅支援のための体制整備に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課)	<p>《災害時帰宅支援ステーションによる支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内のみで営業する事業者との間で協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。また、帰宅支援の対象道路等の沿道において帰宅支援を行う体制を整備する。

4-2. 小平市とその他関係機関が連携して取り組む内容

図表 II-298 徒歩帰宅支援のための体制整備に関して小平市、その他関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 東信事業者 市都業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 行政機関、通信・交通事業者、事業者、学校等は、連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、災害時帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーションの開設や企業等の帰宅ルールの検証など、徒歩帰宅支援の充実を図る。 ◆ 徒歩帰宅訓練は、参加者が実際に徒歩帰宅することにより、家までの経路、途中の支援施設などを把握し、運動靴や携帯可能な食品など、徒歩帰宅に必要な備品を認識し、備蓄等の契機とするように行う。 訓練実施に当たっては、「むやみに移動を開始しないこと」という前提の下、発災後4日目以降という想定を訓練参加者に周知させるなど、工夫が必要である。

4-3. 指定公共機関が取り組む内容

図表 II-299 徒歩帰宅支援のための体制整備に関して指定公共機関が取り組む内容

指定公共機関	内容
N T T 東 日 本 N T T ド コ モ N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ス K D D イ ソ フ ト バ ン ク	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ◆ 災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)、災害用伝言板等の災害用安否確認サービスの普及啓発、防災訓練等における利用実験の実施

4-4. 事業者等が取り組む内容

図表 II-300 徒歩帰宅支援のための体制整備に関して事業者等が取り組む内容

主 体	内 容
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発するとともに、自治体と協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営できる体制を整備する。 ◆ 帰宅ルールを策定する。

【災害時帰宅支援ステーション】

- ◆ 災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。
- ◆ 災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。
※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

《応急対策》

《対策一覧》

- 1 駅周辺での混乱防止
- 2 事業所等における帰宅困難者対策

1. 駅周辺での混乱防止

1-1. 駅周辺の混乱防止

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-301 駅周辺での混乱防止に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (広報班、避難班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 駅周辺の滞留者の誘導先を確保 ◆ 滞留者に対して、避難場所までの情報を提供、帰宅困難者等の誘導を行う。

(2) 東京都関係機関の取り組む内容

図表 II-302 駅周辺での混乱防止に関して東京都関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
警視庁 小平警察署	◆ 駅周辺の混乱防止対策に係る支援を行う。
東京消防庁 小平消防署	◆ 市に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を行う。

(3) 指定公共機関の取り組む内容

図表 II-303 駅周辺での混乱防止に関して指定公共機関が取り組む内容

指定公共機関	内容
N T T 東 日 本 N T T ド コ モ N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ス K D D イ ソ フ ト バ ン ク	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業者及び帰宅困難者に対し、情報提供を行う。 ◆ 災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)、災害伝言板等の利用を呼びかける。
J : C O M	◆ 行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者に提供する。

(4) 事業者等が取り組む内容

図表 II-304 駅周辺での混乱防止に関して事業者等が取り組む内容

主体	内容
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 施設内に待機している利用者を保護し、情報提供を行う。 ◆ 関係機関と連携し、一時滞在施設への誘導を行う。

1-2. 集客施設及び駅等における利用者保護

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-305 集客施設及び駅等における利用者保護に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (広報班、避難班)	◆ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を提供する。

(2) 事業者等が取り組む内容

図表 II-306 集客施設及び駅等における利用者保護に関して事業者等が取り組む内容

関係機関	内容
集客施設および駅等の事業者	<p>《施設の安全性の確認》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 施設の安全の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。 ◆ 施設の周囲の安全の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、周辺の安全を確認する。 ◆ 利用者の保護 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。 <p>《一時滞在施設への誘導等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業者等による案内又は誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護した利用者については、市や関係機関との連携の下、事業者や駅前滞留者対策協議会等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とする。 ◆ 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、各事業者は、市や関係機関と連携し、施設の特長や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受入れる一時滞在施設となることも想定する。 ◆ 利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受入れについても検討する。 <p>《建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、市や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。 <p>《要配慮者への配慮》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 利用者保護に当たって、市や関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、要配慮者に配慮する。

	<p>《利用者に対する情報提供》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。例えば、施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用するなど、施設の特長や状況に応じて多様な手段を用いることにより情報提供を行う。 <p>《鉄道事業者による情報提供》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から誘導場所までの情報を提供する。 ◆ 駅利用者に対し、列車や代替輸送などの運行情報を提供する。
--	---

1-3. 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入

(1) 事業者等が取り組む内容

図表 II-307 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受け入れに関して事業者等が取り組む内容

主 体	内 容
一時滞在施設となる施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 施設管理者は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、あるいは所在地の区市町村からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。 ◆ 施設管理者による自主的な判断による開設も妨げるものではない。 ◆ 当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されているが、被災等により開設できない場合においては、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。 <p>《経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後からおおむね6時間後まで） <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認 ・ 施設内の受入スペースや女性優先スペース、立入禁止区域の設定 ・ 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備 ・ 施設利用案内の掲示等 ・ 施設の入口や施設内の目に触れる所に下記の趣旨の文章を掲示する。 <ul style="list-style-type: none"> 「共助の観点から管理者が自主的に施設を開放していること。」 「一時滞在施設は、災害時という特殊な状況下で開設されるため、施設管理者の指示に従うとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあることを理解した上で、施設内において行動すること。」 「余震等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場

	<p>合、施設管理者の判断により、急きょ閉鎖する可能性があること」 「負傷者の治療等、施設において対応できない事項」等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、FAX、Wi-Fi等の通信手段の確保 ・ 市への一時滞在施設の開設報告 ◆ 帰宅困難者の受入等（おおむね12時間後まで） <ul style="list-style-type: none"> ・ 帰宅困難者の受入開始 ・ 簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動 ・ 計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給 ・ し尿処理・ごみ処理のルール確立 ・ テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者へ伝達 ・ 受入可能人数を超過した場合の市区町村等への報告 ◆ 運営体制の強化等（おおむね1日後から3日後まで） <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入者も含めた施設の運営 ・ 公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供 ◆ 一時滞在施設の閉鎖（おおむね4日後以降） <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時滞在施設閉鎖の判断 ・ 帰宅支援情報の提供による受入者の帰宅誘導
--	---

2. 事業所等における帰宅困難者対策

2-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-308 帰宅困難者対策に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
<p>小 平 市 (広 報 班 、 保 育 班 、 学 校 班)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者が必要な情報を提供する。 ◆ 学校、学童クラブ、保育園等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。 ◆ 児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。

2-2. 事業者等が取り組む内容

図表 II-309 帰宅困難者対策に関して事業者等が取り組む内容

主 体	内 容
事 業 者	<p>《事業所による従業員等の施設内待機》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。 ◆ 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。なお、各事業所の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。 ◆ 来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。 <p>《施設内に待機できない場合の対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設等（※）の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。なお、誘導先は地域の事情によるものとする。 ◆ テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。 <p>※一時滞在施設、避難場所等を指す。</p> <p>《防災活動への参加》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。
私 立 学 校 、 保 育 園 等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校、保育園等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。 ◆ 児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。

《復旧対策》

《対策一覧》

- 1 徒歩帰宅者の代替輸送
- 2 徒歩帰宅者の支援

1. 徒歩帰宅者の代替輸送

1-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-310 徒歩帰宅者の代替輸送に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (広報班、避難班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。 ◆ 調達できるバスには限りがあるため、代替輸送の利用者については、原則、要配慮者を優先する。

1-2. 指定公共機関等が取り組む内容

図表 II-311 徒歩帰宅者の代替輸送に関して指定公共機関等が取り組む内容

関係機関	内容
関東運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 所管区域の総合的な交通情報の集約・提供を行うとともに、代替交通手段の確保のため、代替交通の許可等を速やかに行う。
J R 東 日 本 道 西 武 鉄 道	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。 ◆ 国土交通省の「大阪北部地震における運転再開等に係る対応に関する連絡会議」の結果を踏まえ、「運転再開までの対応」や「利用者への情報提供」などについて検討し、見直しが必要な事項については、各事業者の防災計画を改訂するなどして対応する。
東京都交通局 (都営バス) 西武バス 立川バス 京王バス 銀河鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供するとともに、行政機関と連携して、バス等による代替輸送手段を確保する。 ◆ バスの運行に当たっては、鉄道折り返し駅までの短距離区間のピストン輸送など、効率的な形態により実施する。
J : C O M	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者に提供する。

2. 徒歩帰宅者の支援

2-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-312 徒歩帰宅者の支援に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (広報班、避難班)	◆ 事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行う。

2-2. 警視庁小平警察署が取り組む内容

図表 II-313 徒歩帰宅者の支援に関して警視庁小平警察署が取り組む内容

関係機関	内容
警視庁 小平警察署	◆ 交通規制資器材を活用した誘導路の確保等を行うとともに、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。

2-3. 指定公共機関等が取り組む内容

図表 II-314 徒歩帰宅者の支援に関して指定公共機関等が取り組む内容

関係機関	内容
日本赤十字社	◆ 日赤東京都支部は、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等の提供を行う。

2-4. 事業者等が取り組む内容

図表 II-315 徒歩帰宅者の支援に関して事業者等が取り組む内容

関係機関	内容
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む。）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始する。 ◆ 職場近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討する。 ◆ 事業者等において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。
私立学校等	◆ 帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される災害関連情報等により、児童・生徒等が安全に帰宅できることを確認し、学校内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により児童・生徒等の帰宅を開始する。

第9章 避難者対策

第1節 現状と課題

【被害想定】

被害項目	想定される被害
避難者数	58,129人
避難所生活者数（避難所へ避難する人）	37,784人
疎開者数	20,345人
上水道断水率	55.5%
下水道管きよ被害率	19.3%
停電率	19.4%
ガス供給支障率（ブロック1/3）	100.0%
固定電話不通率	11.5%

1. 避難体制の整備

市では、2段階避難方式（注）を基本としており、震災による市街地火災等で避難が必要となったときは、市民を安全かつ迅速に避難場所まで誘導するため、初動地区隊、避難班、警察官、消防職員、消防団員等が協力して避難誘導を実施する。

また、市域を超えての広域避難が必要となった場合に備え、他県自治体との協定を締結し避難先の確保に努めているが、的確な避難誘導のあり方について検討が必要である。

避難行動要支援者などの避難については、避難行動要支援者登録名簿を作成し、災害時の避難誘導や安否確認等に活用できるよう関係機関で情報共有を図っているところであるが、今後は、輸送手段の確保や受入れ施設の調整などの体制整備を行い、個別避難計画の策定に努める必要がある。

また、外国人への防災知識の普及・啓発等、高齢者や外国人などの要配慮者をはじめ、避難者が安全に避難できる体制についての検討が必要である。

（注）2段階避難方式については、第9章避難者対策 第3節応急対策 1-3(1) 図表 II-330 を参照

2. 避難場所、避難所の指定

震災により発生した火災から市民の生命を守るため、市内の公共施設をはじめ、民間事業者との協定等により、避難場所及び避難所を確保している。また、隣接自治体とは、避難場所の相互利用に関する協定を締結している。

- ・いっとき避難場所 51か所
- ・広域避難場所 6か所
- ・避難所 76か所
- うち福祉避難所 37か所

震災による被害の程度や新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に伴う避難者の過密抑制などの感染症対策の実施により、現在指定している避難場所、避難所のみでは受入れがで

きないことも想定される。

避難所の運営、管理については、平成26年に「避難所管理運営マニュアル作成の指針」、令和2年に「避難所管理運営マニュアル作成の指針【増補版】（新型コロナウイルス感染症対策編）」を策定し、住民が主体となって避難所運営を行うためのマニュアルの作成を支援している。

また、多くの避難所が開設された場合には、十分な職員を配置できない可能性もあることから、要配慮者や女性などの様々な視点を踏まえた避難所運営・管理を住民自らが実施していく必要がある。

【福祉避難所】

一般的な避難所での避難生活が困難な要配慮者のため特別な配慮がなされた避難所

第2節 取組の方向性

1. 避難行動要支援者への支援体制整備

災害時に迅速かつ的確な支援を行うため、避難行動要支援者登録名簿を定期的に更新するとともに、避難支援等関係者の拡充に努める。また、名簿に登録された避難行動要支援者の避難の実効性を高めるため、避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定に努める。

併せて、避難開始に必要な情報提供体制を構築するとともに、民間事業者との連携を含め輸送体制、受入れ体制の整備を図る。

2. 避難場所、避難所の量的拡大

震災による被害の程度によっては、大量の避難者が発生することや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、避難所において十分な避難スペース等の確保が必要となることから、避難所の不足が予想される。民間施設の活用を含め、避難場所、避難所の指定を拡大するよう努める。

避難所となる公共施設については、全施設の耐震化は完了しているが、必要な設備改修については引き続き実施していく。

福祉避難所開設のため必要な備品類を整備するとともに、市民に対し機能等の周知徹底を図る。

3. 避難所運営体制の整備

災害関連死の抑制にも影響する、避難所等における良好な生活環境の確保も踏まえ市が策定した「避難所管理運営マニュアル作成の指針」（平成27年4月修正）及び「避難所管理運営マニュアル作成の指針【増補版】（新型コロナウイルス感染症対策編）」（令和2年8月策定）に基づき、要配慮者などあらゆる立場の避難者への配慮や、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所管理運営マニュアルを作成し、地域住民が主体となって、円滑に避難所運営することが可能となる体制を構築する。また、在宅、車中泊など避難所に滞在していない被災者への対応を検討する。

【災害関連死】

当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

第3節 具体的な取組

《予防対策》

《対策一覧》

- 1 避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む）
- 2 避難所・避難場所等の指定・安全化
- 3 避難所の管理運営体制の整備等
- 4 避難所外の避難者対策

1. 避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む）

震災時に同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険性が著しく高まったと予想される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命への危険が及ぶと予測される場合、及び市民の生命、身体を災害から保護する必要があると認められるときは、これら危険地域の市民を速やかに安全な場所へ避難させる必要があるため、その体制を整備する。

1-1. 避難体制の整備

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-316 避難体制の整備に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (防災危機管理課、 文化スポーツ課)	<p>《避難指示に関する体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 発災時に備えた地域の実情の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時から、自主防災組織や自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。 ◆ 避難指示を行ういとまがない場合の対応を検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難の指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。 ◆ 避難指示等発令基準の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府が策定した「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。また、当該ガイドラインに記載されている「避難行動」（「立退き避難」「屋内安全確保」「緊急安全確保」）や「警戒レベル」について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 <p>《避難場所の運用》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難場所使用に関する他市との調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ 協定を締結している立川市・国分寺市以外の隣接市との間で相互利用する避難場所を設置した場合、相互利用に関する協議を行う。

	<p>◆ 避難場所運用要領の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずるものとし、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。措置内容はおおむね次のとおりである。 ・ 避難場所の規模及び周辺の状態を勘案し、運用に要する職員を適切に配置する。 ・ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。 ・ 避難場所の衛生保全に努める。 ・ 避難期間に依りて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。 ・ 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。 <p>《広報活動》</p> <p>◆ 効率的・効果的な避難を実現するため、いっとき避難場所や避難所などの役割、安全な避難方法について、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等を行いつつ、都と連携を図りながら周知していく。</p> <p>《広域避難》</p> <p>◆ 災害時において、被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。</p> <p>《外国人対策》</p> <p>◆ 市は、言語、生活習慣が異なり、地震の体験や知識がない市内在住外国人や留学生が、災害発生時に適切な行動がとれるよう、防災知識の普及を図るとともに、社会福祉協議会や国際交流協会と連携を密にし、外国人に対する情報提供体制が確立できるように努める。</p>
--	--

(2) 東京消防庁小平消防署が取り組む内容

図表 II-317 避難体制の整備に関して東京消防庁小平消防署が取り組む内容

関係機関	内容
東京消防庁 小平消防署	<p>《意識啓発》</p> <p>◆ 「地震その時10のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。</p>

1-2. 避難行動要支援者対策

内閣府が定める「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定）を踏まえ、避難行動要支援者対策事業を実施するに当たって用いる用語を、次のとおり整理する。

用語	定義
要配慮者	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する人々をいう。高齢者、障がい者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人を行い、市が定める要件により、避難行動要支援者登録名簿の登録対象となる者をいう。
避難支援等関係者	「避難行動要支援者登録名簿」の提供を受ける機関及び機関に属する者をいう。

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-318 避難行動要支援者対策に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課、生活支援課、高齢者支援課、障がい者支援課)	<p>《地域での避難の体制づくり》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ネットワークの形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、近隣住民、障がい者団体、地域包括支援センターなどによるネットワーク化を図り、災害発生時の安否確認、救出、救護、避難誘導を行うことができるよう支援体制を整える。ネットワーク化にあたっては避難行動要支援者へのプライバシーに十分配慮する。 ◆ 避難行動要支援者の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者登録名簿への登録を推進する。 ・ ハザードマップ（水防法に基づく洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域）上に居住するものや一人暮らし高齢者等の避難行動要支援者に対し、「個別避難計画」の策定に努め、個々の特性に応じた避難支援体制の整備を図る。 ・ 災害の発生に備え、避難支援等関係者への避難行動要支援者登録名簿の提供について、避難行動要支援者本人からの同意を得るよう努める。 <p>(1) 避難行動要支援者登録名簿の登録対象者 自宅で生活している者のうち、以下の要件に該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 介護保険における要介護3以上の認定を受けている者 イ 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている者 ウ 愛の手帳1・2度の交付を受けている者 エ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者 オ 75歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、日中等に独居になる方 カ その他支援が必要な、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、軽度の障がい者 <p>(2) 避難行動要支援者登録名簿作成に必要な個人情報の入手</p>

	<p>方法</p> <ul style="list-style-type: none"> • 必要な個人情報 氏名、住所、電話番号等連絡先、生年月日、性別、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等の実施に関して市長が必要と認める事項 • 入手方法 住民基本台帳の情報 介護保険システムの情報 障がい者の情報 避難行動要支援者名簿登録申込書兼救急医療情報キット支給申込書の登録情報 <p>(3) 名簿の更新 原則として、1年に1回更新する。</p> <p>◆ 避難行動要支援者への支援体制の確保</p> <p>(1) 避難支援等関係者となる者</p> <ul style="list-style-type: none"> • 小平消防署、小平警察署、民生委員・児童委員、小平市社会福祉協議会、小平市地域包括支援センター、自治会等とする。 • 避難行動要支援者本人からの同意を得て、避難行動要支援者登録名簿の提供を行うことにより、支援体制を確保する。 <p>(2) 名簿情報の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> • 名簿の提供に際しては、複製を禁じ、保管場所、管理責任者、閲覧者等を明確にし、個人情報の漏えい・拡散防止対策を講じるよう指導する。 • 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。 • 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課されていることを十分に説明したうえで、避難行動要支援者登録名簿の提供を行う。 <p>◆ 避難情報等の伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> • 高齢者等避難及び避難指示等があるが、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対しては、高齢者等避難の発令がされた時点で情報伝達を実施し、避難開始するよう促す。 • 情報伝達にあたっては、防災行政無線、市ホームページ、防災・防犯緊急メールマガジンや広報車等、複数の手段を有機的に組み合わせて伝達するよう努める。 • 避難支援等関係者が避難行動要支援者登録名簿を活用し、避難行動要支援者宅を訪問し、着実に情報伝達することも考慮する。 <p>◆ 避難支援等関係者の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> • 避難支援等関係者による支援は、善意と協力によるものであり、万が一支援することが不可能となった場合においても一切責任が問われることはない。 • まずは自身と家族等の身の安全の確保に努めるものとし、可能な範囲で名簿登録者へ支援を行う。 <p>◆ 防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> • 都や小平消防署と協働して、自主防災組織を中心とした避難行動要支援者の支援に関する防災訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 緊急通報システムの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都と連携して65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障がい者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進める。 《防災知識の普及・啓発》 ◆ 防災知識の普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者やその介護者を対象とした「避難行動要支援者（災害時要援護者）避難支援マニュアル」を活用し、防災知識等の普及・啓発に努める。 ・ 都や関係団体と連携し、ヘルプカードの普及・啓発を行う。
--	---

（２）東京消防庁小平消防署が取り組む内容

図表 II-319 避難体制の整備に関して東京消防庁小平消防署が取り組む内容

関係機関	内容
東京消防庁 小平消防署	<p>《地域での避難の体制づくり》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 要配慮者（避難行動要支援者含む）に対する防災訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市等と協働して、自主防災組織等を中心とした要配慮者（避難行動要支援者含む）に対する防災訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。 ◆ 緊急通報システムの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市が整備する緊急通報システム等を活用して、避難行動要支援者の情報収集及び安全確保を図る。 ◆ 地域の体制づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市等と連携して避難行動要支援者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。 ・ 社会福祉施設等の被災に備え、自治会・自主防災組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。 ◆ 災害時応援協定の締結促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設等と事業所、自治会等との間及び社会福祉施設等相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。 <p>《意識啓発》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「地震その時10のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組む（再掲）。

2. 避難所・避難場所等の指定・安全化

2-1. 避難場所等の指定・安全化

避難場所は、震災により発生した火災から市民の生命を守るために、あらかじめ安全な場所を確保し、市民への周知を図るものである。このため、避難場所の指定にあたっては、恒常的にその安全性が確保されるよう周辺環境を含めた確認調査が必要であり、公園緑地の新設、整備等により適地が生じた場合には、適宜指定し、見直しを図らなければならない。

【避難場所】

大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいう。

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-320 避難場所の指定・安全化に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
<p>小平市 (防災危機管理課、 道路課)</p>	<p>《災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定》 市は、災害対策基本法及び災害対策基本法施行令に基づき、いっとき避難場所や広域避難場所を指定緊急避難場所に指定するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ いっとき避難場所の指定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震による火災などから身を守り、公的な避難指示又は救援・救助を受けるためにまず避難し、状況を把握する場所として、学校のグラウンドなどを選定する。 ・ 東京むさし農業協同組合と締結している「災害時における生産緑地の活用と生鮮食料品の調達に関する協定」への協力農家を増やすとともに、災害時に市民等が避難しやすいよう、看板等を設置し避難場所の表示を行う。 ◆ 広域避難場所の指定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災が拡大し、いっとき避難場所では危険と判断される場合に輻射熱や煙を回避し、安全を確保する場所として、十分な広さを有するグラウンドなどを選定する。 ◆ 避難に必要な施設・設備を含めて整備する。 ◆ 市は、避難を円滑に行うため、避難場所等を表示する標識の整備を行う。その際は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するとともに、当該標識の見方に関する周知に努める。あわせて、当該標識の多言語対応（英語、中国語、韓国語）も図る。 ◆ 避難場所は住民に周知しておく。避難場所等の災害種別や避難場所と避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 <p>《避難場所の安全化》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市は、災害時の地域の避難・救助活動あるいは延焼防止の機能を確保するため、開発行為にかかる指導等により、狭あい道路の拡幅、整備を行う。 ◆ 市は、避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するため、東京消防庁が規定する震災時の水利整備基準に準じ、防火水槽等の整備に努める。

(2) 東京都関係機関が取り組む内容

図表 II-321 避難場所の指定・安全化に関して東京都関係機関が取り組む内容

関係機関	内容
<p>東京消防庁 小平消防署</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 指定されている避難所の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況について、確認し、必要に応じて行政指導を行う。

東京都 (水道局)	◆ 管路について、避難所への供給ルートの耐震継手化を優先的に進めていく。
--------------	--------------------------------------

(3) 指定公共機関が取り組む内容

図表 II-322 避難場所の指定・安全化に関して指定公共機関が取り組む内容

指定公共機関	内容
東京ガス	◆ 導管については、状況に応じた最適な材料、継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。また、導管網のブロック化、緊急遮断装置、放散設備、無線設備等を整備し、二次災害防止と早期復旧のための防災システムの確立を図る。

2-2. 避難所の指定・安全化

避難所とは、地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受入れ、保護するために開設する学校、公民館等の建物のことであり、あらかじめ避難所とする建物を指定し、その安全化を図る。

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-323 避難所の指定・安全化に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課)	<p>《災害対策基本法に基づく避難所の指定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害対策基本法及び災害対策基本法施行令等に基づき、地域防災計画において、あらかじめ避難所を指定し、市民に周知する。また、避難場所と避難所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。 ◆ 指定した避難所の所在地等については、小平警察署、小平消防署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム(DIS)への入力等により、都に報告する。 ◆ 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所は、耐震・耐火性能・鉄筋構造を備えた公共建物等(学校、公民館等)を利用する。 ・ 避難所に受入れる避難者数は、おおむね居室3.3㎡あたり2人とする。 ◆ 避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶなど避難所の確保に努める。 <p>《福祉避難所の指定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 自宅や避難所で生活している要配慮者(高齢者・障がい者・難病患者・妊産婦・乳幼児等)に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ福祉避難所を指定するとともに、協定締結などにより社会福祉施設や民間事業所に協力を要請していく。 ◆ 福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造性能に加えて要配慮者の特性を踏まえたバリアフリーを備えた建物を指定する。 ◆ 指定した福祉避難所の所在地等については、様式に基づき都福祉保健局に報告する。

	<p>《避難所の安全化》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難所に指定した公共施設については、耐震化が完了している。今後は、計画的に安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの保護や生活環境を良好に保つよう努める。
--	--

(2) 東京都関係機関が取り組む内容

(2-1 と同様)

(3) 指定公共機関が取り組む内容

(2-1 と同様)

3. 避難所の管理運営体制の整備等

3-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-324 避難所の管理運営体制の整備等に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
<p>小 平 市 (防災危機管理課、 市民協働・ 男女参画推進課、 高齢者支援課、 教育総務課)</p>	<p>《マニュアルの整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、また、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営が行われるよう「避難所管理運営マニュアル作成の指針」及び「避難所管理運営マニュアル作成の指針【増補版】（新型コロナウイルス感染症対策編）」を策定している。これらの指針を踏まえて、各地区ごとに作成する避難所管理運営マニュアルの作成を支援する。 ◆ 「避難所管理運営マニュアル」の作成や訓練等に当たっては、避難者の刻々と変化するニーズに寄り添うためにも、ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得ながら、避難者によって自主的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。 ◆ 避難所管理運営マニュアルを作成する際は、以下の点に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発災初期の避難所運営は市の職員が中心となり、東京都教職員の協力・援助のもと自主防災組織、自治会、避難者と連携しながら実施し、その後、自治会等による自主運営とする。 ・ 可能な限り自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成のうえ、受入れる。 ・ 避難所の運営において、管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 ・ 避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。 ・ 避難所運営組織の中に防火担当責任者を設置するなど、避難所の防火安全対策を促進する。 ・ 都、小平市獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づ

	<p>くりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 福祉避難所の設置・運営に関する手順等を記載したマニュアル等を整備する。 ◆ 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。 <p>《避難所の備蓄等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難所の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 貯水槽、仮設トイレ、マット、非常用電源等の整備を図るほか、井戸や衛星携帯電話等の通信機器等の整備の検討に努める。 ・ 洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも対応した施設・設備の整備に努める。 ・ テレビ、ラジオ、インターネット等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図る。 ・ 空調機器の設置状況なども踏まえながら、避難所機能の向上を図るよう努める。 ・ 避難所となる市立小・中学校体育館への冷暖房設備について、日常の使用を念頭に置いた設置を行い、併せて避難所機能の向上を図るよう努める。 ・ マンホールトイレ等の災害用トイレの整備や資器材の適正管理を行うとともに、避難所となる市立小・中学校のトイレの洋式化の整備を行うことで避難所の機能向上を図る。 ◆ 地域内の市立小・中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。 ◆ 避難所に受け入れた避難者が、安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）やWi-Fiアクセスポイント等を整備するよう努める。また、発災時の速やかな通信設備の設置、適切な利用への誘導等が可能な体制整備に努める。 ◆ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。 <p>《関係機関との連携体制の構築》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 都に人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、体制整備を図る。 ◆ 避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る（第Ⅱ部第2章第3節予防対策5、「ボランティアとの連携」参照）。 ◆ 福祉関連のボランティアの派遣について、地域内の福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結するなど体制整備を図る。
--	--

3-2. 東京消防庁小平消防署が取り組む内容

図表 II-325 避難所の管理運営体制の整備等に関して東京消防庁小平消防署が取り組む内容

関係機関	内 容
東京消防庁 小平消防署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難所の防火安全対策を策定し、市に対し、「避難所管理運営マニュアル」に反映するよう働き掛ける。 ◆ 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するように、市に働きかける。 ◆ 市の地域防災計画に指定されていない避難所の防火安全対策を策定し、市の避難所運営を支援する。

4. 避難所外の避難者対策

4-1. 避難所外の避難者対策

図表 II-326 避難所外の避難者対策に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小平市 (防災危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難所外の避難者が多く発生することが想定されるため、その実態把握や支援に関して検討を行う。 ◆ 多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、避難所環境の整備等に努める。 ◆ 避難所外の避難のうち、車中泊やテント泊については、健康被害が懸念させる他、オープンスペースは様々な応急対策活動の拠点として活用されるため、市民に対し以下の内容の周知を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していること。 ・ 車中泊はエコノミークラス症候群、テント泊は気温の変化に伴う体調悪化等の健康被害が懸念される。 ・ 市内のオープンスペースは、災害時の応急対策活動の拠点として活用する計画がある。 ・ 災害時には大規模な交通規制が実施され、新たな自動車の乗り出しの自粛を要請されることが想定される。

《応急対策》

《対策一覧》

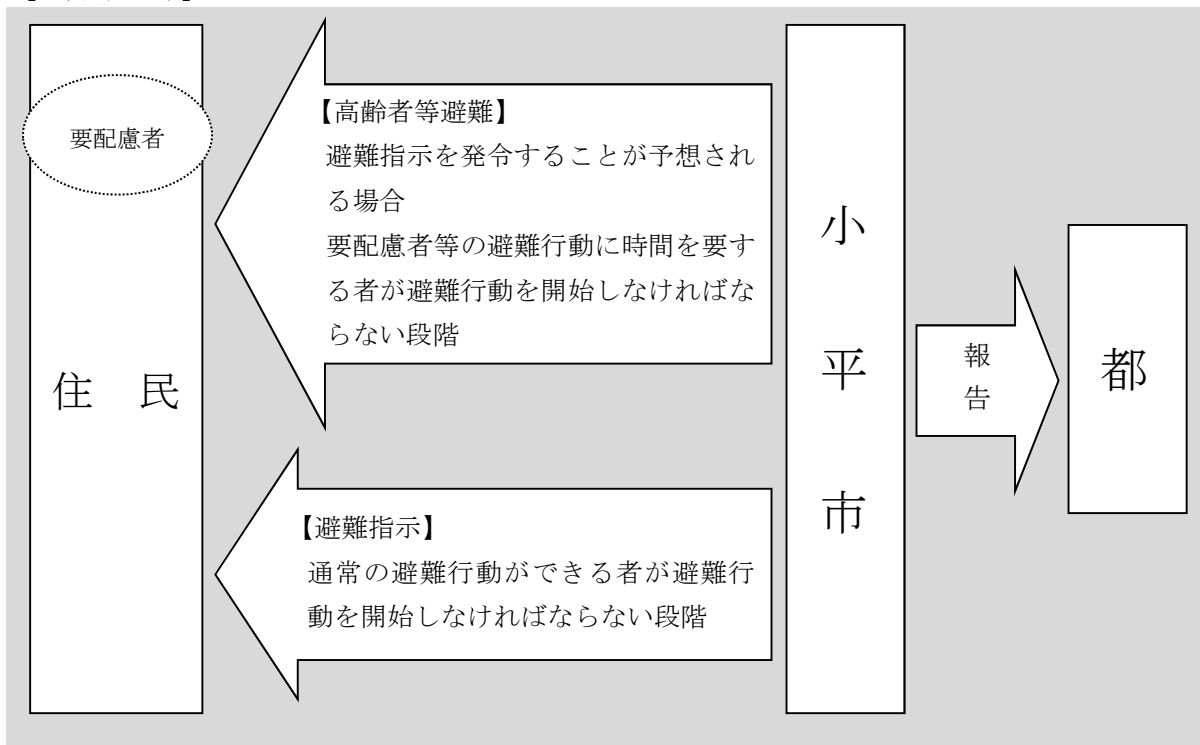
- 1 避難誘導
- 2 避難所の開設・管理運営
- 3 避難所外の避難者対策
- 4 動物救護
- 5 ボランティアの受入れ
- 6 被災者の他地区への移送

1. 避難誘導

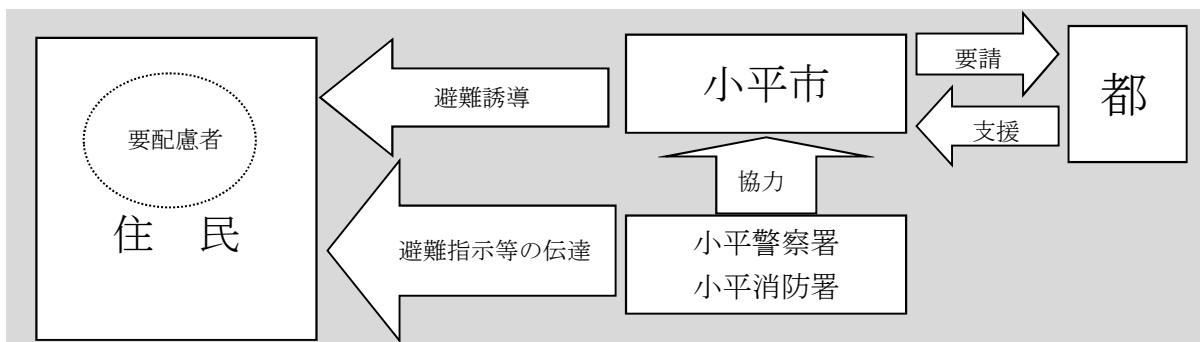
1-1. 業務手順

図表 II-327 避難誘導の業務手順

【避難指示等】



【避難誘導】



1-2. 避難指示

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-328 避難指示に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
<p>小 平 市 (本 部 班)</p>	<p>《避難指示》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。また、避難のための立退きを行うことがかえって危険なおそれがあり、緊急を要するときは、緊急に安全を確保するための措置を必要と認める居住者等に指示する。 ◆ 令和3年5月の災害対策基本法の改正により、市長は必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、身の安全を直ちに確保するための行動として想定される、高所への移動、近傍の堅固な建物等への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置である「緊急安全確保措置」を住民に対し指示できるようになった（災害対策基本法第60条第1及び第3項）。これは、法改正前の自宅等の屋内に留まったり、建物の上階へ移動（垂直移動）したりするための「屋内での避難等の安全確保措置」に対し、屋内での行動に限らず、屋外への移動も含む身の安全を直ちに確保するための行動を指示できるように改正を行ったものである。 ◆ 区域内において危険が切迫した場合には、市長は小平警察署長及び小平消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難を指示するとともに、速やかに都本部に報告する。 ◆ 必要に応じて、避難指示等に当たって国又は都知事に対して助言を求める。 <p>《水防法に基づく避難指示》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 水防法第29条に基づき、水防管理者として洪水等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、避難の指示をする。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(2) 東京都関係機関が取り組む内容

図表 II-329 避難指示に関して東京都関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
<p>東 京 都 (総 務 局)</p>	<p>《水防法に基づく避難指示》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 水防法第29条に基づき、都知事又はその命を受けた都職員は津波等によって、氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、避難の指示をする。 <p>《地すべり等防止法に基づく避難指示》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条に基づき、都知事又はその命を受けた都職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内的の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示する。この場合においては、直ちに、小平警察署長にその旨を通知する。

<p>警 視 庁 小 平 警 察 署</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに市長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。 ◆ 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させるものとするが、説得に従わないときは、警察官の判断により警察官職務執行法に基づく措置をとる。 ◆ 警察官がとった措置については、順序を経て所属の公安委員会に報告する。
<p>東 京 消 防 庁 小 平 消 防 署</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報 ◆ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び市へのその内容の通報 ◆ 避難指示がなされた場合には、災害の規模、道路橋りょうの状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を小平市、関係機関に通報する。 ◆ 避難指示がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等により避難指示の伝達を行う。 ◆ 避難指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。

【避難場所の考え方】

<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難場所への避難は、自由避難（任意の経路を利用して避難すること）とする。 ◆ 避難場所は、地区割当計画の避難計画人口に対して、避難場所内の建物などを除き、震災時に拡大する火災によるふく射熱の影響を考慮して算定した利用可能な避難空間を、原則として1人当たり1㎡確保する。

【避難指示等一覧】

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
<p>早 期 注 意 情 報 (気 象 庁)</p>	<p>災害への心構えを高める。 ・防災気象情報等の最新情報に注意する。</p>
<p>注 意 報 告 (気 象 庁)</p>	<p>自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの行動を確認する。</p>
<p>高 齢 者 等 避 難</p>	<p>危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等（※1）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保（※2））する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>
<p>避 難 指 示</p>	<p>危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p>

緊急安全確保	<p>命の危険 直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>
--------	---

※1 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者

※2 自宅・施設等の上階への移動や高層階に留まること（待避）

出典：内閣府「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）一部加工

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

1-3. 避難誘導

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-330 避難誘導に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (避 難 班)	<p>《避難誘導》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難指示が出された場合、小平警察署及び小平消防署の協力を得て、地域又は自治会、事業所単位に集団の形成を図るため、いっとき避難場所等に避難者を集合させたのち、自主防災組織の会長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、広域避難場所等に誘導する（2段階避難方式）。 ◆ 避難指示を行ういとまがない場合又は地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、広域避難場所への直接避難も行う。 ◆ 避難誘導を行う場合、以下の点に留意する <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車による避難及び家財の持出し等は中止させる。 ・ 避難時の携行品は、貴重品、照明具、最小限必要な食料など応急必需品程度にとどめ、火災等危険な状態が切迫した場合には、身体の安全を図るため背負荷物等は放棄させるよう指導する。 ・ 避難にあたっては、努めて自治会、事業所等の組織を単位として統制ある行動をとらせるよう指導し、ロープその他資器材を有効に活用して混乱、事故防止に配慮して誘導路の確保に努める。 <p>《要配慮者の避難誘導》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者や障がい者、外国人等の要配慮者については、障がいの特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。

(2) 東京都関係機関が取り組む内容

図表 II-331 避難誘導に関して東京都関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
警 視 庁 小 平 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ いっつき避難場所に集合した地域住民、事業所従業員等で、自治会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難場所に避難させる。この場合、要配慮者は優先して避難させる。 ◆ 避難誘導に当たっては、現場での個別広報のほか、ヘリコプターによる上空からの広報活動を行う。 ◆ 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置する。 ◆ 避難場所では、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。
東 京 消 防 庁 小 平 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所及び避難道路の安全確保に努める。 ◆ 被災状況を勘案し、安全な避難に必要な情報を小平市、関係機関に通報する。 ◆ 避難指示が出された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等により避難指示の伝達を行う。

2. 避難所の開設・管理運営

2-1. 避難所の開設・報告

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-332 避難所の開設・報告に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (避 難 班)	<p>《避難所開設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難所の開設は、市災害対策本部が決定する。 ◆ 被災者の受入は、可能な限り自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成した上で、受入れる。 ◆ 避難所を開設した場合は、男女各々の管理責任者を置く。 ◆ 管理責任者は、管理運営に際して、女性や要配慮者の視点に配慮する。 ◆ 避難所は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。 ◆ 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。 ◆ ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。 ◆ 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、特設公衆電話、インターネット、FAX等の整備を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。

	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。 ◆ 災害ボランティアセンター等を通じて、避難所で活動するボランティアの派遣を要請する。 ◆ 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。 ◆ 避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、都福祉保健局及び小平警察署、小平消防署等関係機関に報告する。 ◆ 都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。 ◆ 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、都等へ報告を行う。 ◆ 被災者の安否確認について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めることとする。 <p>《福祉避難所開設》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害者福祉センター、ほのぼの館等の社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅や避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。 ◆ 福祉避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び小平警察署、小平消防署等関係機関に連絡する。 ◆ 福祉避難所等において運営に支障を来たしている場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。
--	--

2-2. 食料・生活必需品等の供給・貸与

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-333 食料・生活必需品等の供給・貸与に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小 平 市 (避 難 班 、 物 資 拠 点 班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、小平市が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。 ◆ 炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び市の備蓄又は調達する食料等を支給する。 ◆ 被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。 ◆ ただし、この基準により難しい事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を得て定める。

2-3. 避難所の衛生管理

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-334 避難所の衛生管理に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (避 難 班 、 救 護 班)	<p>《飲料水の安全確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市は、避難所での飲料水の安全を確保するため、都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。 <p>《食品の安全確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 都と連携し、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立 ・ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 ・ 手洗いの励行 ・ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 ・ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 ・ 情報提供 ・ 殺菌、消毒剤の適切な使用 ・ 乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導 <p>《トイレ機能の確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災後、断水した場合には、学校のプール、震災対策用井戸等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。 ◆ 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しないマンホールトイレなどの災害用トイレを活用し、対応する。 ◆ 避難班は、状況に応じて、避難所等に市が備蓄する災害用組立てトイレを設置する。その際には、高齢者、障がい者、女性、子ども等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。 ◆ 発災後4日目からは、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。 ◆ 備蓄分が不足した場合には、都に対して要請する。 <p>《公衆浴場等の確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 多摩小平保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。 ◆ 避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。 ◆ 入浴支援に関する災害協定を締結している事業者に対し協力要請を行う。

(2) 東京都が取り組む内容

図表 II-335 避難所の衛生管理に関して東京都が取り組む内容

関係機関	内容
東京都 (福祉保健局)	<p>《飲料水の安全確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 環境衛生指導班を編成し、消毒の確認を行うとともに、水の消毒薬や消毒効果を確認するための器材を備蓄し、市からの要請に応じて消毒薬の配布を行う。 ◆ 住民が自主的に消毒を行えるように、消毒方法等を住民に指導する。 <p>《食品の安全確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 必要に応じて食品衛生班を編成し、食品の安全確保を図る。

2-4. 避難所の運営等

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-336 避難所の運営等に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (避難班、 救護班、 地区隊)	<p>《設営》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難所内に事務所を開設し、避難者からわかるように「事務所」の表示を掲示する。なお、避難所を開設した以降は、事務所には必ず要員を常時配置し、必要な用品(避難者カード等各種帳票、事務用品等)を準備する。 ◆ 立入禁止区域、土足禁止区域を設定する。 <p>《運営体制確立》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難所の運営にあたって、ボランティアの協力が必要な場合、市災害ボランティアセンターを通じて派遣を要請する。 ◆ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上など避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 <p>《運営手順等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。 ◆ ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。 ◆ 管理責任者は防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。 ◆ その他具体的な運営要領は、図表Ⅱ-337を参照のこと。 <p>《新型コロナウイルス感染症対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難所での感染拡大を防止するため、3密(密閉・密集・密接)を回避するなど、可能な限り人との間隔を広くする避難所運営を実施する。 ◆ その他具体的な運営要領は、図表Ⅱ-338のとおりとするが、

	<p>国や都から新たな通知等が発出された場合には、最新の知見により避難所を運営するものとする。</p> <p>《避難者等の健康管理》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態の把握に努め、必要に応じて医師や看護師等による巡回を要望する。また、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 ◆ インフルエンザ等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を避難住民に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。 <p>《保健活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 救護班は、避難所における健康相談、その他必要な保健活動を行う。 <p>《要配慮者対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障がい特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行うものとする。 ◆ 福祉避難所の運営は、障がい特性に応じた支援が必要であり、必要に応じて避難所から福祉避難所への移送手段についても確保する。 ◆ 必要に応じて、避難班の中でチームを編成し、対応する。要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。 ◆ 市は、透析患者や在宅難病等専門医療を必要とする患者への対応として、都、医師会及び保健所等と連携し、医療機関の被災の状況、透析医療の可否についての情報の収集や当該情報の提供を行う。 ◆ 被災した市民の心身の健康維持を行うため、救護班は避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。 ◆ 避難住民に対して健康相談等に関する情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。
--	---

図表 II-337 避難所管理運営マニュアルの作成の視点

《運営》

- ◆ 多様な避難者への配慮
 - ・ 男女のニーズの違いに配慮した避難所運営体制を構築する。
 - ・ 男女別の物干し場、更衣室、トイレや授乳室などを設置する。
 - ・ 相談窓口などを設置し、女性・子ども・障がい者などの個別ニーズや意見の把握に努める。
 - ・ 要配慮者や子育て世代などに配慮したスペースを作る。
 - ・ 女性用物資については、女性により配布する。
 - ・ 間仕切りを設置し、プライバシーの確保に努める。
 - ・ 女性や子どもの安全対策など、避難所内の安全確保に努める。
- ◆ 避難者名簿の作成
 - ・ 避難者名簿は以後の食料、生活用品の対応に必要であり、さらに市民からの問い合わせに應じるためにも早急に作成する必要がある。避難班（又は地区隊）は、避難所を開設し避難者の受入れを行った際には、ただちに避難者名簿を作成する。
 - ・ 名簿の作成は世帯単位とし、避難者に避難者カードを交付し、避難者本人に内容を記入してもらおう。自分で記入のできない場合は、他の避難者の協力を依頼するか避難班で記入する。
 - ・ 避難班は、避難者カードを集計・整理し、避難者名簿として管理する。避難者名簿は、避難者カードを基に転記するか又は避難者カードそのもののコピーを利用するなど状況に応じて作成する。
 - ・ 都合で避難所の変更があるときは、当該避難所を退出する際に本人の避難者カードを交付し、変更先避難所に提出するよう指導する。
- ◆ 班編成
 - ・ 班編成は、避難所内での食料等の支給、指示・伝達、意見の把握をより効率的に行うためのものであり、班編成の単位は、自治会単位や部屋単位等とし、適当な人員（30人程度）で編成する。
 - ・ 区分けは、原則として避難者の自主的な編成とし、状況により避難班が指導する。
 - ・ 各班は、食料等の支給、指示・伝達、意見の把握を円滑に行うために、班長を選定する。

班長の役割

- 1 避難班からの指示、伝達事項の周知
- 2 避難者数、給食数、物資の必要数の把握と報告
- 3 物資の配布の指示
- 4 要配慮者の措置に対する協力
- 5 施設の保安全管理に対する協力
- 6 各避難者の要望のとりまとめ
- 7 その他避難所の運営に必要な協力

- ◆ 食料、生活必需品の請求、受払
 - ・ 各避難所に集約した食料や生活必需品のうち、そこで調達の不可能なものについて、本部班へ要請する。また、到着した食料や物品を受入れ、各班に配布する。
 - ・ この際、物品の受払簿に記帳する。
- ◆ 状況報告及び運営記録
 - ・ 傷病者の発生等特別に事情があるときは、その都度本部班へ報告する。
 - ・ 避難所責任者は避難所内での運営の状況について、避難所日誌に記録するとともに避難者名簿、物品受け払いの状況、配備人員その他運営状況について、1日に1回午前10時までに災対健康福祉部長に報告する。災対健康福祉部長はこれを集約のうえ正午までに本部長（本部班）へ報告する。

⇒資料第35「避難者カード」（資料編P. 84）

⇒資料第36「物品受け払い簿」（資料編P. 86）

⇒資料第37「避難所日誌」（資料編P. 87）

図表 II-338 新型コロナウイルス感染症流行時の避難所運営の視点

新型コロナウイルス感染症の終息又はワクチンの開発等により、感染症対策に特別な対応をとる必要がなくなるまでは、以下の視点も配慮した上で、避難所運営を実施する。

なお、今後、新型コロナウイルスに関する新たな知見等が示された場合には、以下に関わらず最新の知見等を踏まえた運営を行うこととする。

- ◆ 避難者の受入れの基本的な考え方
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の感染者は、原則として一般の避難所に滞在することは適当ではないため、自宅療養者が避難所に避難してきた場合には速やかに災害対策本部に連絡をする。ただし、移動に危険が伴う場合や受入施設が確保できない場合は、一時的に避難所で待機させる。
- ◆ 避難者のゾーニングの実施
 - ・ 自宅療養者、濃厚接触者、発熱等有症状者、一般の避難者等症状に応じたゾーニングを実施する。
 - ・ 自宅療養者の滞在スペースは、他の避難者スペースと完全に生活動線を分ける。
 - ・ 濃厚接触者・発熱等有症状者も、生活動線を分けることが望ましいが、施設の構造上不可能な場合などは、時間的分離により生活動線を確保する。
（一般避難者とは生活動線を分ける。）
- ◆ 総合受付の設置
 - ・ 発災後、速やかに設置する。検温等健康確認を行いゾーニングを行う。
- ◆ 居住場所配置図の作成
 - ・ 避難所において新型コロナウイルス感染者が発生した場合に備え、必ず作成する。
- ◆ 健康確認の実施
 - ・ 避難所運営スタッフ及び避難者は、1日3回検温を行うなど、自身の健康確認を実施する。

3. 避難所外の避難者対策

3-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-339 避難所外の避難者対策に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (避 難 班 、 救 護 班 、 関 係 各 班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難所外の避難者にかかる情報の早期把握に努める。 ◆ 避難所に滞在していない在宅避難者等に対しても、生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。 ◆ 車中泊やテント泊などに対する健康面等についての相談・支援等などは、必要に応じて都や地域と連携の上対応に努めるほか、エコノミークラス症候群等の防止等の普及啓発を行う。

4. 動物救護

市は、危害防止及び動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関し、都や市獣医師会、関係団体等と協力して対応する。

4-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-340 動物救護に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (環 境 衛 生 班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 開設した避難所敷地内に、動物の飼養場所を避難所施設に応じて確保する。 避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。 ◆ 避難所等における動物の飼養状況の把握並びに都、市獣医師会及び関係団体への情報提供を行う。 ◆ 都、市獣医師会及び関係団体と連携して、同行避難した動物についての適正飼養を指導する。 ◆ 被災動物の保護に係る都、市獣医師会及び関係団体等への協力をを行う。

図表 II-341 避難所での飼養動物管理の方針

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の飼養動物の管理は、飼い主の責任で行う。 ・ 飼養動物用の飼料、水、ケージ、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。 ・ 飼養動物（身体障がい者補助犬を除く。）の飼養場所は居住スペースと別とし、飼い主へ周知・徹底する。 ・ 身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）は、その使用者に、同伴させることができるものとする。 |
|--|

4-2. 東京都関係機関が取り組む内容

図表 II-342 動物救護に関して東京都関係機関が取り組む内容

関係機関	内 容
東京都 (福祉保健局)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小平市と協力して、飼い主とともに同行避難した動物について、以下の取組を行い、適正飼養を指導する。 ・ 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等 ・ 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整 ・ 他区市への連絡調整及び要請

5. ボランティアの受入れ

5-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-343 避難所でのボランティア受入れに関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小平市 (援護班、避難班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小平市災害ボランティアセンターを通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。

6. 被災者の他地区への移送

6-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-344 被災者の他地区への移送に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小平市 (避難班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市長は、市内の避難所に被災者を受入れることが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災地区もしくは小被災地又は隣接県）への移送について、都知事（都福祉保健局）に要請する。 ◆ 市長は、被災者の他地区への移送を要請した場合には、市職員の中から移送先における連絡要員を定め、移送先の区市町村に派遣するよう努め、移送先の区市町村の避難所運営に積極的に協力する。 <p>《受入れの場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 都から被災者の受入れを指示された場合は、市長はただちに避難所の選定、開設を進め受入れ態勢を整備するとともに、避難所運営に協力する。 <p>移送された被災者の避難所の運営は、原則として小平市が行う。</p>

第10章 物流・備蓄・輸送対策

第1節 現状と課題

【被害想定】

被害項目	想定される被害
避難者数	58,129人
避難所生活者数（避難所へ避難する人）	37,784人
疎開者数	20,345人

1. 食料・水・生活必需品の確保

市では、避難者及び帰宅困難者用に、クラッカー、アルファ化米等の食料、調製粉乳のほか、毛布、敷物などの生活必需品を備蓄するとともに、飲料水を始め生鮮食料品、生活必需品等の物資の調達について、民間事業者と協定を締結し、流通備蓄体制を確保している。

- ・飲料貯水槽 市立小・中学校等28か所に約20m³の飲料貯水槽を整備
- ・応急給水用資器材 ウォーターパッカー 1台
- ・備蓄物資一覧 資料編P. 88
- ・民間事業者との協定 資料編P. 43

市では、おおむね3日分の備蓄を進めており、食料品、日用品、感染症対策用品、衣料品及び工具等資機材について、ほぼ充足している。

引き続き、適切な維持管理を行うとともに、女性の視点や要配慮者等への配慮など、状況に応じた備蓄品の整備を図る必要がある。

なお、被害の程度によっては、避難者数の増加等により、備蓄品が不足するおそれがある。物流が回復するまでの流通備蓄として、民間事業者と協定を締結しているが、要請から受入れに関して具体的な調整を行ったうえで、体制整備を図る必要がある。

飲料水については、地震により水道施設が被害を受けた場合、復旧するまでの間の応急給水を行うため、市内には3か所の災害時給水ステーション（上水南給水所は小金井市が活動する。）が設置されているほか、東京都より、消火栓等からの応急給水を実施するための資器材が貸与されている。また、避難所となる小・中学校等には、避難所応急給水栓も設置されている。

給水拠点となる給水所等の管理は都水道局が所管しているため、震災時を想定した合同訓練を実施し、市と都の役割分担及び給水までの流れを明確化しておく必要がある。

また、避難所応急給水栓及び消火栓からの応急給水についても、定期的に訓練を実施する必要がある。

2. 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

食料や生活必需品に関しては、市内6か所の備蓄倉庫に集中備蓄している。また、物資の受入れ、配分等の拠点として、地域輸送拠点及び震災の影響により予定した輸送拠点が確保

できない場合に備えて輸送拠点代替地を定めている。

- ・広域輸送基地 多摩広域防災倉庫、立川地域防災センター
- ・地域内輸送拠点 小平市民総合体育館
- ・輸送拠点代替地 市庁舎、東部市民センター、西部市民センター

なお、西部市民センターについては、令和7年度以降に機能移転をすることが予定されているため、今後、代替地の検討が必要である。

避難者用の備蓄を行うにあたり、現在ある備蓄倉庫だけでは不十分であるため、引き続き備蓄倉庫の確保が必要である。

地域内輸送拠点においては、発災時に迅速・的確に物資を保管、管理、仕分することが求められることから、効率的な運用体制を整備する必要がある。なお、地域内輸送拠点である小平市民総合体育館は避難所にも指定されているため、使用区域の整理等が必要である。

備蓄庫及び地域内輸送拠点にある物資等の保有状況について、関係各班が情報共有できる仕組みの構築が必要である。

3. 輸送体制の整備

物資の輸送に関しては、物資拠点班が庁用車を用いて行うほか、協定を締結している民間事業者に依頼し実施する。

協定を締結している東京都トラック協会多摩支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部が、都をはじめ、他自治体からも応援要請を受けた場合の対応などを明確にしておく必要がある。

現在、市では給水車を保有していない。応急給水を含め、物資の輸送に必要な車両と燃料の確保が必要となる。

⇒資料第15「公的機関及び民間企業との災害時協力協定一覧」（資料編P. 43）

第2節 取組の方向性

1. 物資の確保

発災後3日間程度は、救出・救助活動が優先されることや道路障害物除去作業が完了しないこと等が想定されることから、物資の供給が見込めない可能性がある。その間に必要となる水・食料等の物資や日用品、感染症対策用品の備蓄にあたっては、高齢者などの要配慮者や女性の視点にも配慮した整備に努めることとする。あわせて、自助の取組として、市民に対し少なくとも3日分の備蓄を行うよう啓発を行う。

また、飲料水については、飲料貯水槽や消火栓及び避難所応急給水栓など多面的な飲料水等の確保に向けて、設備を適切に管理するとともに、資器材の使用方法等について日頃から訓練を実施しておく必要がある。

2. 備蓄倉庫の確保及び輸送拠点の整備

必要な備蓄量を確保するため、避難所となる小・中学校等の空スペースを活用した保管に努めるほか、公共施設の建替えや大規模改修等の機会を捉えた備蓄倉庫の設置や民間施設

の活用も含め、十分な備蓄倉庫の確保を行う。また、既存の備蓄庫についても、必要な改修等を行い、備蓄物資の適正な管理に努める。

備蓄及び支援物資の保有状況に関して、関係各班が情報共有できるシステムを構築する。

3. 輸送体制の整備

民間の物流事業者との協定締結等により、物資の仕分体制を構築する。避難所などの物資配布拠点までの配送ルートを想定し、緊急道路障害物除去路線との整合を図る。

第3節 具体的な取組

《予防対策》

《対策一覧》

- 1 食料及び生活必需品等の確保
- 2 飲料水及び生活用水の確保
- 3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備
- 4 輸送体制の整備
- 5 輸送車両等の確保
- 6 燃料の確保

1. 食料及び生活必需品等の確保

震災の発生によって、食品の流通機構は混乱状態になることが予想されるので、平常時から災害用食料を備蓄する。また、被服、寝具その他の生活必需品等について、安定した供給を図れるよう、必要な備蓄を行う。

1-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-345 食料及び生活必需品等の確保に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (防 災 危 機 管 理 課)	<p>《食料備蓄》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 都と連携し、発災後3日分の備蓄の確保に努める。 ◆ 必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における最大避難者数である58, 129人を基準とする。 ◆ 主食については、クラッカー、アルファ化米のほか、お粥やアレルギー対応食、調製粉乳など、要配慮者に対しても配慮した食品を確保する。 ◆ 被災乳幼児(2歳未満)用として必要な調製粉乳は、都と協力して確保することとし、市は災害発生後の最初の3日分に対応した備蓄を行う。 ◆ 乳児用液体ミルクの災害時の備蓄についても、都と連携し、乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。 <p>《生活必需品備蓄》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 必要物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子どもなど様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。 ◆ 物資の確保に当たっては、冷暖房器具や燃料等も含め検討する。 <p>《調達》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 食料等の調達(予定)先を指定しておく等調達の円滑化を図る。 ◆ 食料等の供給に関する協定を締結する。

2. 飲料水及び生活水の確保

飲料水の供給に関して、浄水場、給水所等給水拠点における資器材等については都が整備することとなっている。市は、給水拠点が遠い地域に対して、貯水槽等による飲料水や震災対策用井戸等による生活用水等の提供をおこなう事ができるよう、あらかじめ水の確保を進めておき、都と連携した給水活動ができる体制を構築しておく。

2-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-346 飲料水及び生活水の確保に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課、 施設所管課)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市立の小・中学校等28か所の飲料貯水槽の他、公共施設内の受水槽等について、災害時に利用可能な体制を構築する。 ◆ 避難所となる小・中学校等に設置されている避難所応急給水栓について、災害時に利用可能な体制を構築する。 ◆ 震災対策用井戸として指定している井戸について、水質検査を継続するとともに給水方法について検討する。 ◆ 東京都水道局要員の参集を待たずに応急給水することができるため、災害時給水ステーションについて周知するとともに、操作方法等の習熟を図る。 ◆ 消火栓等からの応急給水について、都と締結した覚書に基づき、都から借用した応急給水用資器材を、災害時に使用できるよう操作方法等の習熟を図る。

2-2. 東京都水道局が取り組む内容

図表 II-347 飲料水及び生活水の確保に関して東京都水道局が取り組む内容

関係機関	内容
東京都 (水道局)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 応急給水槽については、電気設備や自家用発電設備などの老朽化に対応して計画的な更新を図る。 ◆ 浄水場(所)、給水所等に仮設給水栓など応急給水用資器材の計画的な更新を図り、資器材の整備を推進するとともに、これら資器材を収納する倉庫を整備する。 ◆ 避難所等において、消火栓等からの応急給水ができるよう、スタンドパイプ等の応急給水用資器材を貸与する。 ◆ 避難所の敷地内において、応急給水ができるよう、給水管の耐震化と併せて応急給水栓を整備した。 ◆ 災害時に迅速かつ的確な給水活動の実施を確保するため、設置場所、地勢及び施設水準などを考慮し、応急給水用給水設備の改良を行う。 ◆ 自主防災組織等が、水道局要員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、浄水場(所)・給水所の災害時給水ステーション(給水拠点)において、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、給水栓、照明設備等の整備及び施錠方法の変更を行う。

3. 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

必要な備蓄倉庫の確保及び維持管理を図るとともに、避難所等へ物資を搬送するための仕分け・一時的補完機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定しておく。

3-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-348 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課、 文化スポーツ課)	<p>《備蓄管理》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 備蓄倉庫の確保及び平常時における管理運営を行う。 ◆ 市が備蓄（都の事前寄託分を含む。）する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。 <p>《輸送拠点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点（市内地域における緊急物資等の受入、配分、被災地への輸送等への拠点）を指定し、都福祉保健局に報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域内輸送拠点 小平市民総合体育館 ◆ 地域内輸送拠点は、避難所としての利用も想定されるため、あらかじめ避難所スペースと物流拠点のスペースについて利用方法を検討しておく。 ◆ 避難所として指定した学校の余裕教室等を活用するなどして、分散備蓄の場所の確保を進めるよう努める。

4. 輸送体制の整備

集積した物資について、市内の避難所等に適切に配布できるよう、物資の輸送調整や車両調達等に関して関係機関と連携し、体制を構築しておく。

4-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-349 輸送体制の整備に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (防災危機管理課 総務課、 文化スポーツ課)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 車両の調達から物資の調整、積み込み、輸送、仕分けといった一連の輸送作業について対応可能な「物資輸送マニュアル」の作成を検討する。 ◆ 資器材の確保だけではなく、実際の仕分けや物資の調整等の差配を支援する「物流専門家」の確保について検討する。 ◆ トラック協会等の関係機関との間で、実践的な訓練等を実施する。

5. 輸送車両等の確保

輸送に利用する緊急通行車両について、あらかじめ調達先等について明確にするとともに、必要に応じて緊急通行車両としての事前届出等を行う。

※緊急通行車両全般については、第Ⅱ部第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」参照のこと。

5-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-350 輸送車両等の確保に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市所有の車両数や協定を締結している運送業者等から調達可能な車両数についてあらかじめ把握しておく。 ◆ その際、輸送車両と共に、地域内輸送拠点での仕分け等で必要となる資器材についても確保可能な体制を構築する。

⇒ 資料第39「市所有車両数」（資料編P. 89）

5-2. 小平市と警視庁小平警察署が取り組む内容

図表 II-351 輸送車両等の確保に関して小平市、警視庁小平警察署が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市は震災発生時に緊急通行車両等として使用を予定している車両については、小平警察署を窓口として東京都公安委員会に事前届出を行う。
警視庁 小平警察署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 警視庁小平警察署は、東京都公安委員会による許可を得た場合、事前届出のあった車両について確認を行い、「緊急通行車両等事前届出済証」を発行する。

6. 燃料の確保

災害発生時の燃料確保について、訓練等を通じて実効性のある体制を構築する。

6-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-352 燃料の確保に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (契約検査課、 総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内給油取扱所と協定を締結しており、平常時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制など細部にわたり実効性のある体制を構築する。 ◆ 実践的な訓練を実施し、体制維持に努める。 ◆ 都と連携し、日頃から車両の燃料を満タンにする「満タン運動」を展開し、庁用車の燃料の日常備蓄を促進していく。

《**応急対策**》

《対策一覧》

1 備蓄物資の供給	2 飲料水の供給
3 物資の調達要請	4 他市からの支援物資の受入れ・配分
5 義援物資の取扱い	6 輸送車両の確保
7 燃料の供給	

1. 備蓄物資の供給

1-1. 食品・生活必需品の配布

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-353 備蓄物資の配布に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
<p>小 平 市 (物 資 拠 点 班)</p>	<p>《配布基準》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 原則として、災害救助法施行の定める基準による。 ◆ この基準により難しい事情がある場合（期間の延長、特別基準設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を得て定める。 ◆ 生活必需品等の配布又は貸与は、主として避難所収容の被災者を対象として実施するが、自宅に残留している被災者等に対しても必要に応じて実施する。なお、被災者のうち、他からの寄贈等により日常生活に特に不自由しないと認められる者については、応急救助物資を配布する必要がないので、他の被災者との均衡を考慮した措置をとる。 <p>《配布手順》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災した市において、配布の実施が困難な場合、知事に応援を要請する。 ◆ 食料の配布に関して、給食の順位、範囲、献立及び炊き出し方法について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。 ◆ 備蓄物資として、都福祉保健局が市に事前に配置している食料や生活必需品は、都福祉保健局長の承認を得て市が輸送して被災者に配分する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。 ◆ 市において、被災者に対する生活必需品等の配布の実施が困難な場合は、災害情報システム（D I S）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

2. 飲料水の供給

震災時の応急給水については、各家庭への個別給水ではなく、生活場所からおおむね2 km以内にある都指定の浄水場などの災害時給水ステーション（給水拠点）等において行う集中給水方法とする。

具体的な給水業務は、東京都水道局震災応急対策計画（以下「都水道震災対策計画」という。）により、都水道局立川給水管理事務所及び市災害対策本部の応急対策活動の総指揮のもとで、都が指定した給水拠点及び市災害対策本部が指定した給水所、避難所等において行う。

2-1. 災害時給水ステーション（給水拠点）における応急給水

（1）小平市が取り組む内容

図表 II-354 災害時給水ステーション（給水拠点）における応急給水に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (本 部 班 、 下 水 復 旧 班 、 協 力 班)	<p>《実施決定》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害の発生により、市内の全域にわたって給水機能が停止し、復旧に相当期間を要すると判断される場合は、都が指定した別表の災害時給水ステーション（給水拠点）においてただちに応急給水業務を開始する。 <p>《応急給水の方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 浄水場・給水所の災害時給水ステーション（給水拠点）において、都水道局は、拠点ごとにあらかじめ要員を指定しており、必要な資器材等の設置は都が実施する。そのため、震災時に下水復旧班は、これらの要員等と連携して、迅速な応急給水を実施する。 ◆ 応急給水にあたり市は、事故や混乱の発生を防止するため、案内標識や誘導ロープ、照明等を設置する。 ◆ 一般家庭用水は、各家庭において自ら容器を持参し給水を受けることを原則とする。自ら容器を持参できない場合であっても、近隣住民、自主防災組織等の援助を指示し、給水活動全体に支障が生じないようにしなければならない。 ◆ 小川給水所では、水道局職員の参集を待たずに応急給水を行うことができる。 <p>《給水量》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 震災時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり3Lとする。

【災害時給水ステーション（給水拠点）】

災害時給水ステーション（給水拠点）の名称	所 在 地
小川給水所	小平市小川町1丁目847番地
津田二号水源	小平市津田町3丁目39番3号

2-2. 指定給水所等における応急給水

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-355 指定給水所等における応急給水に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (避 難 班 、 下 水 復 旧 班 、 協 力 班)	《実施》 ◆ 指定給水所は、避難所を単位として設置する。 ◆ 指定給水所を設置したときは、当該場所にその旨を表示する。 ◆ 消火栓等を活用した応急給水については、発災時、市が通水状況を水道局に確認した後、市や住民が都より貸与された応急給水用資器材を設置し応急給水を行う。 ◆ 避難所応急給水栓は市が応急給水用資器材を接続して応急給水を行う。 ◆ 指定給水所等における応急給水は、都により輸送・補給された飲料水を元に、下水復旧班等が主体となって、避難住民自身、近隣住民、自主防災組織等の協力により実施する。 ◆ 一般家庭用水は、各家庭において自ら容器を持参し給水を受けることを原則とする。自ら容器を持参できない場合であっても、近隣住民、自主防災組織等の援助を指示し、給水活動全体に支障が生じないようにしなければならない。 《給水量》 ◆ 震災時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり3Lとする。

2-3. その他の給水

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-356 その他の給水に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小 平 市 (下 水 復 旧 班 、 避 難 班 、 協 力 班)	◆ 道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間は、飲料貯水槽、公共施設や民間施設の受水槽の水等を利用し、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。 ◆ 一般家庭用水は、各家庭において自ら容器を持参し給水を受けることを原則とする。自ら容器を持参できない場合であっても、近隣住民、自主防災組織等の援助を指示し、給水活動全体に支障が生じないようにしなければならない。

(2) 東京都における車両を利用した応急給水

図表 II-357 車両を利用した応急給水に関して東京都水道局が取り組む内容

関係機関	内 容
東京都 (水道局)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時給水ステーション(給水拠点)からの距離がおおむね2km以上離れている避難場所、医療施設及び福祉施設等について、車両輸送による応急給水を行う。給水車の要請が多数の場合は、原則、「病院等」「水を供給できない給水拠点」「避難所」の対応順位で、応急給水を行う。 ◆ 断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 ◆ 医療施設及び重症重度心身障害児(者)施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係行政機関から都本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。 ◆ 車両輸送を必要とする医療施設等については、給水タンク等の応急給水用資器材を活用し、都水道局保有車両及び雇上車両などによって輸送する。

3. 物資の調達要請

3-1. 食品の調達要請

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-358 食品の調達要請に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内 容
小平市 (物資拠点班、 避難班、 調達班)	<p>《調達体制の整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時において、市が実施する被災者に対する炊き出し等による食品の配布のため、調達(備蓄を含む)計画を策定する。 ◆ 調達計画は、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先並びにその他調達に必要な事項について定める。 ◆ 被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合は、現地調達する。 <p>《米穀の調達》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 発災当初においては、市備蓄のクラッカー等及び協定を締結している製パン会社又は食料品店等から生パン(菓子パン)等を第一次的に調達し、不足が生じた場合は、都福祉保健局にアルファ化米等の放出を要請する。 ◆ 都へ物資の要請をした場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路障害物除去作業が本格化する4日目以後は、原則として米飯の炊き出しにより給食することから、米穀の調達は、次により行う。 <ul style="list-style-type: none"> a 都知事の指示を受け、指定販売業者から市が購入する。 b 都知事の指示を受け、東京農政事務所の指定倉庫から調達する。 c 通信途絶等緊急の場合は、東京農政事務所の指定倉庫に直接要請して調達し、事後都知事に連絡する。

	<p>《副食品の調達》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 都へ要請するにあたっては、米飯給食に必要な梅干、つくだ煮等副食品、みそ等の調味料の調達は都福祉保健局に要請する。 <p>《必要数の把握》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 食料の必要数の把握は、次により行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所については、物資拠点班が避難班の協力を得て実施する。 ・ 住宅残留者については、物資拠点班が自治会や自主防災組織等の協力を得て実施する。 ・ 物資拠点班は、把握した食料の必要数（食数）を市本部に報告する。本部長はこれを受けて供給数を決定し、調達班が調達を行う。
--	--

3-2. 生活必需品の調達要請

(1) 小平市が取り組む内容

図表 II-359 生活必需品の調達要請に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小 平 市 (物 資 拠 点 班 、 避 難 班 、 調 達 班)	<p>《調達体制の整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 震災時に実施する被災者に対する生活必需品等の配布のため、調達（備蓄を含む）計画を策定する。 ◆ 調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。 <p>《調達》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 調達品目（及び数量）は、災害救助法施行細則に定めるものとする。 ◆ 災害救助法適用後、生活必需品等の配布の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。 ◆ 被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。 <p>《必要数の把握》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 物資拠点班及び避難班は、被害の状況及び避難所収容人員に基づき必要数量を把握し、調達班に調達を依頼するものとする。

4. 他市からの支援物資の受入れ・配分

4-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-360 他市からの支援物資受入れ・配分に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
------	----

小 平 市 (物 資 拠 点 班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市は、必要に応じてあらかじめ締結している相互応援協定に基づき、必要な品目、数量、及び受入れ場所等を明らかにして、物的支援を要請する。 ◆ 要請に当たっては、受入れ場所までの経路、輸送手段、受領日時について調整する。 ◆ 受入れ場所は、地域内輸送拠点とし、そこから、他の物資と同様の方法で各避難所へ輸送する。
------------------------	---

5. 義援物資の取扱い

5-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-361 義援物資の取扱いに関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小 平 市 (物 資 拠 点 班 、 援 護 班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 原則として、個人からの物資は受け付けない。 ◆ 受入れ場所は、地域内輸送拠点とし、そこから、他の物資と同様の方法で各避難所へ輸送する。

6. 輸送車両の確保

6-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-362 輸送車両の確保に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小 平 市 (総 務 班 、 調 達 班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災対各々が、その所掌する災害応急対策活動のため必要とする車両は、災対総務部が集中管理するものとし、用途に応じて各災対部に配車する。 ◆ 災対各部において車両を必要とするときは、次の事項を明示の上、災対総務部に請求する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車種、乗車人員数及び積載トン ・ 台数 ・ 配車場所及び日時 ◆ 保有車両で不足が生じる場合は、災対総務部は協定を締結している運送業者等に対し車両の供給を要請するとともに必要に応じ市内業者から車両を調達する。また、必要に応じて、都財務局へ調達あっ旋を要請する。 ◆ 他市及び防災関係機関から車両の供与があった場合、災対総務部で集中的に受入れを行う。 ◆ 配車車両の輸送記録、燃料の受け払い及び修理費等について記録し、その業務完了後、取りまとめて本部長に報告する。

7. 燃料の供給

7-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-363 燃料の供給に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
------	----

小 平 市 (調 達 班)	<ul style="list-style-type: none">◆ 給油の必要が生じた場合、給油対象施設の担当者は、最初に平常時の取引先に給油を依頼する。◆ 平常時の取引先での給油調達が不可能な場合、「災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」の締結先である事業所に対して、石油燃料の供給を要請する。
--------------------	---

《復旧対策》

《対策一覧》

- | | |
|--------------|----------|
| 1 多様なニーズへの対応 | 2 炊き出し |
| 3 水の安全確保 | 4 生活水の確保 |
| 5 物資の輸送 | |

1. 多様なニーズへの対応

1-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-364 多様なニーズへの対応に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (避難班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災地で求められる物資は、時間とともに変化し、多様化していくことや、要配慮者、女性、子どもなど避難者の特性によって必要となる物資は異なることから、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。 ◆ 企業、団体からの大口の義援物資について、調達体制の中で受入れを検討する。

2. 炊き出し

2-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-365 炊き出しに関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (避難班、 学校班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。 ◆ 炊出しの作業は、原則として被災者、自主防災組織等が行うものとし、避難班及び学校班は、給食、炊き出しの指揮、連絡調整にあたる。 ◆ 配布についても避難班又は学校班の立ち会い及び指示のもとで原則として被災者、自主防災組織で行う。 ◆ 被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援を要請する。

3. 水の安全確保

3-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-366 水の安全確保に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (避難班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市は、都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認を行う。 ◆ 飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認をする。

3-2. 東京都等が連携して取り組む内容

図表 II-367 水の安全確保に関して東京都及び市民が取り組む内容

関係機関	内容
東京都 (福祉保健局) 市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都が編成する「環境衛生指導班」が、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。 ◆ それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。 ◆ ライフライン復旧後は、住民が環境衛生指導班の協力を得て、給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

4. 生活水の確保

4-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-368 生活水の確保に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (避難班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 震災対策用井戸、雨水貯留槽等によって生活水を確保する。 ◆ 被災後、断水した場合には、学校のプール、震災対策用井戸等で確保した水を使用する。

4-2. 市民等が取り組む内容

図表 II-369 生活水の確保に関して市民等が取り組む内容

主体	内容
市民 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 浄水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、震災対策用井戸、河川水等によって水を確保する。

5. 物資の輸送

5-1. 小平市が取り組む内容

図表 II-370 物資の輸送に関して小平市が取り組む内容

関係機関	内容
小平市 (本部班、 避難班、 物資拠点班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 調達(都からの調達分を含む。)する食料及び生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。 ◆ 地域内輸送拠点を選定し、都福祉保健局に報告する。 地域内輸送拠点 小平市民総合体育館 ◆ 地域内輸送拠点は、避難所としての利用も想定されるため、スペースの整理や区分けを行う。 ◆ 地域内輸送拠点で受入れた物資を、物流事業者等の協力を得て、避難所等へ輸送する。

※調達した食料・生活必需品等の被災者への配布については、応急対策「1 備蓄物資の供給」と同様に
行う。